本取極に定むる支拂義務に關する支拂はドイツ國に於ては專らドイツ國清算金庫又ポーランドに於ては專らポーランド國清算局を通じて行はる(第一條)

本取極の適用を受くる支拂は更に合意ある場合を留保し左記各項とす

(イ)　一方の締約國の商品の他方への輸入に依り生ずる支拂

(ロ)　手數料及商用旅行費用

(ハ)　特許料及ライセンス

(ニ)　仕上及改造賃銀

(ホ)　減價、拂戻及損失支拂、此等は商品代金を以て直接清算することを得(第二條)

通過貿易は本取極の適用を受けず(第三條)

海上運賃の支拂亦同じ(第四條)

本取極に謂ふ商品取引とは一方の條約國に於て生産せられたるか又は他方の締約國の法令に從ひ一方の商品と見做され又は取扱はるゝ商品の他方の領域への輸入を謂ふ(第五條)

本取極の規定に從ひポーランドに對し獨貨馬克を以て又はドイツに對しポーランド貨ズロテイを以て支拂を爲す債務者は滿期に際しドイツ國清算金庫に於ける右ポーランド國清算局の特別口座に又右ポーランド國清算局に於けるドイツ國清算金庫の特別口座に夫々拂込むものとす。

債務が當該國通貨以外のものなる時は夫々支拂期日に最も近き日のベルリン又はワルソーの公定仲値相場に依り當該貨を獨貨に右はポーランド貨に換算して之を支拂ふ、右拂込ありたる時ドイツ國清算金庫及ポーランド國清算金庫は其の都度之を相手方金庫に通知す(第六條及第七條)

右特別口座に金額拂込ありたる後ドイツ國清算金庫及ポーランド國清算金庫は債權者に之を支拂ふ(第八條)

右の支拂方法より生じたる爲替及利子の損失は兩契約當事者間の私的契約なき場合は本取極の規定に準據して支拂はる(第九條)

ドイツ國清算金庫及ポーランド國清算局は必要と認むる支拂技術の措置を相互に協議の上定むべきことを留保す(第一〇條)

ドイツ側に於てはドイツ國外國爲替法の定むる必要なる許可書、ポーランド側に於てはポーランド國の規定に基き必要なる許可書を所持するものたるべきことを要す。ドイツ國商品管理所は特定數ケ月間の支拂を爲し得る爲特に合意せられたる輸入計畫の範圍に於て爲替許可書を發給し特に右額はポーランド清算局に於けるドイツ國清算金庫の特別口座に拂込まれたる金額の狀況に應じ之と相殺し得る程度のものとす(第十一條)

本取極の規定は一九三八年八月三十一日以降に生じたる墺地利及ポーランド間の支拂にも之を適用す(第十二條)

墺貨志建に依る墺地利債務者の支拂義務は一〇一・〇一志を一〇〇ズロテイーとする換算相場に依り又ポーランド債務者は九九ズロテイーを一〇〇志とする換算相場に依り之を決濟す(第十三條)

獨波間經濟條約第十七條に定むる政府委員會は本取極の實施振をも監督す(第十四條)

兩締約國は其の法令の範圍内に於て本國の輸出入業者が其の支拂に關し本取極の規定を遵守し居れるや及商品の販賣が第三國を通じて行はれ延て清算取引を侵害するが如きことなきやに付監視す(第十五條)

私的清算取引は政府委員會の同意ある場合に限り許可せらる。既存の獨、波經濟關係に基き尚アスキ馬克に依る支拂を續行すること。兩國の同意ある場合ドイツ國政府は純粹の商品取引にのみ制限するの權利を留保す　第十六條)

ドイツ輸入業者が商品の支拂の爲の商品管理所の許可書又はドイツ爲替管理法の規定に依り認められたる代用證書を提示したる場合、ポーランド商品の通關は一九三五年七月二十四日附爲替管理法第二次施行細則第一條の意味に於て行はるべし(第十七條)

本取極は本日附調印せられたる獨波間經濟條約の一體をなし同條約よりも長く有效期限存續することなし。廢棄通告に付ても亦同じ(第十八條)

本取極失效前に成立したる清算取引に依る支拂債務は本取極失効後も本取極の規定に依り支拂はれ、兩國の特別口座は本取極の原則に基き處理せらる。詳細の點に付ては兩國輸出入業者の利益を斟酌し政府委員會之を定む(第十九條)

(四)　商品取極

商品取極の内容に付てはドイツ國法令公報には何等發表せられ居らざるも在當地各新聞紙の報道に依れば左の如し。

從來の獨波間貿易はドイツ品の對ポーランド輸出年額一億七千六百萬ヅロテイーを基礎とし居り又墺地利の對ポーランド輸出は五千八百萬ヅロテイーなりしが、新取極に於ては之を總額二億六千萬ヅロテイー卽ち一億二千二百萬馬克に增額せり。

而して其の輸出商品就中ポーランド側の輸入禁止品に對するポーランド側の輸入割當は墺地利に於ける輸出上の利害を考慮して多少の變更ありたり。ポーランド品のドイツ輸入に付ても墺地利への輸入に對し考慮の必要ありたるが爲相當變更せられたり。卽ち從來ポーランドの對獨輸出に於てはドイツに對しては工業製品は僅に四分の一を占め居るに過ぎざりしが、墺地利に對しては約五〇%をも占め居りたり。新取極に於ては農業生產品と工業製品との割合は略七對三となれり從てポーランド品中一部工業品に對しては新に割當を設定し他方割當の增額を見たるものもある趣なるが、增額せられたる商品の主なるものは農產品の大部分殊に動物性產品、家畜(豚、肉類、バター、鷄卵等)木材等なりと謂ふ。

## 鷄卵輸入檢查規則

今般ドイツに於て本邦鷄卵の輸入に際し適用せらるゝ輸入檢查規則は一九三二年三月十七日附販賣用鷄卵の等級及記號に關する命令並に一九三四年六月八日附鷄卵令の變更に關する命令の兩規定なる趣にして右一九三二年三月十七日附販賣用鷄卵の等級及記號に關する命令中主要條項の概要は左記の通り。

一九三二年三月十七日附販賣用鷄卵の等級及記號に關する命令中主要條項の概要

第一節　販賣用鷄卵ノ等級ニ關スル規定

第一條

販賣用鷄卵ノ等級ヲ左ノ通リ定ム

| 品種 | 重量別等級 |
|---|---|
| G1類、特別新鮮鷄卵 | S、特級 |
| | A、大形級 |
| | B、中形級 |
| | C、普通形級 |
| | D、小形級 |
| G2類、新鮮鷄卵 | S、特級 |
| | A、大形級 |
| | B、中形 |
| | C、普通形 |
| | D、小形 |

第二條

（一）各品種ニ付キ其ノ品質ニ關シ最小限度左記條件ヲ規定ス

| 品種 | 殻 | 氣腔 | 卵黄 | 胎芽 | 臭氣 |
|---|---|---|---|---|---|
| G 1 正常ナルコト | 五粍以下ナルコト | 透明ニシテ居ラサルコト | 明瞭ナル輪廓ヲ有セス | 透視シ得ル程度ニ發達セス | 惡臭及異臭ナキコト |
| 特別新鮮 | 清潔ニシテ動カサルコト | シツカリシテルコト | 卵ヲ廻轉スル場合中心ニ位スルコト | | |
| 無疵 | — | — | — | | |
| 洗滌セラレ居ラサルコト | | | | | |
| G 2 普通 | 十粍以下ナルコト | 透明ニシテ居ラサルコト | 明瞭ナル輪廓ヲ有セス | 透視シ得ル程度ニ發達セス | 惡臭及異臭ナキコト |
| 新鮮 清潔 | 動カサルコト | シツカリシテルコト | 影ノ如ク見エルコト、卵ヲ廻轉スル場合左シテ中心ヲ離レサルコト | | |
| 無疵 | 十粍以下ナルコト | 透明 | | | |
| 洗滌セサルコト | 動カサルコト | シツカリシテルコト | | | |

（二）各重量別等級ニ對シテハ左ノ如キ最低重量規定セラル

| 重量別等級 | 各個ノ重量（包裝セラレタル卵ノ平均重量ノ最低（正味）） | 包裝セラレタル場合モ同シ） |
|---|---|---|
| S 級 | 六五「グラム」及夫以上 | 六六「グラム」 |
| A 級 | 六五「グラム」以下六〇「グラム」迄 | 六二—六三「グラム」 |
| B 級 | 六〇「グラム」以下五五「グラム」迄 | 五七—五八「グラム」 |
| C 級 | 五五「グラム」以下五〇「グラム」迄 | 五二—五三「グラム」 |
| D 級 | 五〇「グラム」以下四五「グラム」迄 | 四七—四八「グラム」 |

第三條

左記卵ハ法規通ノ等級ニ合致スル販賣用卵トシテ「オツファー」シ販賣ノ爲メ保存シ、陳列シ、販賣シ若クハ其ノ他ノ方法ニヨリ取引セラルヘカラス

（一）鷄以外ノ鳥類ノ卵及重量四五「グラム」以下ノ鷄卵

（二）冷藏卵　冷藏卵トハ溫度ヲ人工的ニ攝氏五度（改正令ニ依リ「八度」ト變更）以下ニ保テル室内（冷藏庫、冷藏船等）ニ保管セラレタル卵ヲ云フ、冷藏車ハ本規定ノ意味ニ於ケル冷藏室ト見做サレス、冷藏中瓦斯ヲ以テ取扱ハレタル卵モ冷藏卵トシテ取扱ハル

（三）保藏卵、保藏卵トハ化學品（石灰、可溶性硝子等）又ハ他ノ方法ヲ以テ持續性ヲ與ヘラレタル卵ヲ云フ（但シ（二）ニ於テ冷藏卵トセラレタルモノヲ除ク）

第四條　（改正令ニ依リ削除）

## 第二節　法定販賣用等級卵ノ記號

第五條

（一）卵ハ第六條ニ從ヒ各箇別ニ記號ヲ附シ又ハ第七條ニ從ヒ其ノ包裝ニ記號ヲ附シタル場合ニ限リ法定販賣用等級卵トシテ「オツファー」シ、販賣ノ爲メ保存シ、陳列シ、販賣シ又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ取引セラルヘカラス

第六條

（一）輸入卵ニシテ第五條（一）項ニ謂フ記號ハ（第十六條ノ規定ニ牴觸セス）少クトモ直徑、十二粍ノ圓形ニシテ其ノ中心ニ重量等級ヲ示ス頭文字（第一條）ヲ記入セルモノナルコトヲ要ス

（二）記號ハ三月十五日ヨリ八月三十一日迄ノ期間ニ記入セラルル限リ黑色、九月一日ヨリ三月十四日迄ノ期間ニ於テ記入セラルル限リ赤色ニシテ洗滌、煮沸等ニヨリ消エルコトナク、又健康ニ有害ナラサル色素ヲ以テ明瞭ニ記入



セラレサルヘカラス

第七條

國產鷄卵ニ對スル記號及包裝ノ規定ナル處同條第（五）ニ於テ輸入卵ノ包裝ニハ右記號ヲ記入シ得サルコトヲ規定ス

第八條

第五條（一）ノ意味ニ於ケル記號ヲ卵又ハ卵ノ包裝ニ記入スルノ權利ハ主管商品管理所ノ許可アル者ニ限リ附與セラル

第九條

右許可ハ左記ニ該當スルモノニノミ附與セラルヘシ

（一）及（二）省略

（三）輸入卵ノ場合ハ許可申請以前ノ一箇年間ニ於テ少クトモ二百萬箇ノ卵ヲ輸入セルコトヲ證明シ得ル販賣業者

第十條

（一）申請者ハ完全無缺ノ卵ヲ供給スルニ必要ナル設備ヲ有シ、記號決定ノ爲メノ裝置ヲ濫用セサルコトノ保障アルモノタルコトヲ要ス

（二）必要ナル裝置トハ主トシテ左ノ如キモノヲ云フ

1、强力ナル人造光線ヲ以テ卵ヲ箇別ニ透視スル裝置

2、重量ニ從ヒ卵ヲ分類スル裝置

3、氣腔ノ高サヲ測定スル裝置

4、卵ノ透視圖及第二條ニ記載セル販賣用各等級ニ關シ定メラレタル最小限度ノ必要條件ヲ掲ゲタル表、右表ハ農務大臣ノ定ムル價格ヲ以テ主管商品管理所ヨリ購入スヘシ、各企業ハ右表ヲ充分ナル丈多數備ヘ付ケ透視及分類ニ從事スル者ノ全員カ其ノ作業場ヨリ覩取シ得ル樣掲ケ置クヘシ

第十一條

許可發給ニ先タチ申請者ハ書式ヲ以テ左ノ義務ヲ負フモノトス

（一）卵ノ透視、分類、包裝ニハ必要ナル知識ヲ有スル者ノミ使用スルコト

（二）第九條（二）ノ意味ニ於ケル生產業者組合、卵販賣業者又ハ消費者組合ハ卵ヲ供給スル生產業者ヲシテ少クトモ一週間ニ一回規則的ニ所定ノ卵集中所ニ供給セシメ又ハ右集中所ヲシテ生產業者ヨリ蒐集セシムル措置ヲ講スヘシ

（三）各販賣用卵ハ發送ニ先立ツ二週間ノ間ニ於テ愼重ニ檢查セラレ各箇別ニ透視スルコト

第十二條及第十三條　省略

## 第三節　鷄卵ニ對スル其ノ他ノ記號

第十四條

（一）冷藏卵（第三條（二）ハ左ノ二條件ヲ具備スル場合ニ限リ食用トシテ「オツファー」シ販賣ノ爲メ保存シ、陳列シ、販賣シ又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ取引スルコトヲ得

1、各個別ニ黑色ニシテ洗滌又ハ煮沸ニヨリテ消エス、健康ニ有害ナラサル色素ヲ以テ記入セラレ一邊少クトモ十五粍ノ正三角形ニシテ其ノ中央ニ羅典大文字Kノ明瞭ナル記號ヲ附セラレタルモノナルコト（附屬書雛形第四）

2、包裝ノ表面ニ「冷藏卵」（Kuhlhaus eier）ナル文字カ少クトモ高サ三糎ノ黑色文字ヲ以テ燒入レラレ又ハ永久的ニ印刻セラレタルモノナルコト

（二）冷藏卵カ包裝ナシニテ食用トシテ「オツファー」シ、販賣ノ爲メ保存シ、陳列シ、販賣シ又ハ他ノ方法ニ依リ取引セラルル場合ハ販賣室ニ於テ容器又ハ其ノ下敷ニ標札ヲ掲ケテ冷藏卵ナルコト明カナル樣其ノ旨記載スヘシ、標札ハ高サ最低三〇糎幅最低二〇糎ヲ有シ少クトモ高サ三糎ノ文字ヲ以テ「冷藏卵」（Kuhlhaus eier）ト記入セラレタルモノナラサルヘカラス

第十五條

（一）保藏卵（第三條（三））ハ左ノ二條件ヲ具備スル場合ニ限リ食用トシテ「オツファー」シ、販賣ノ爲メ保存シ、陳列シ、販賣シ、又ハ其ノ他ノ方法ニ依

リ取引セラルヽコトヲ得

1、各個別ニ黒色ニシテ洗滌煮沸ニヨリ消エス健康ニ有害ナラサル色素ヲ以テ少クトモ高サ二粍ノ羅典文字ヲ以テ「保藏」(Konserviert)ト記入セラレタルモノナルコト

2、包裝ノ表面ニ「保藏卵」(Konservierte Eier)文字カ少クトモ高サ三粍ノ黒色文字ヲ以テ燒入セラレ又ハ永久的ニ印刻セラレタルモノナルコト

(二)保藏卵カ包裝ナシニテ食用トシテ「オツファー」シ販賣シ又ハ他ノ方法ニ依リ取引セラルル場合ハ販賣室ニ於テ容器又ハ其ノ下敷ニ標札ヲ掲ケテ保藏卵ナルコト明カナル樣其ノ旨記載スヘシ、標札ハ高サ最低三〇粍、幅最低二〇粍ヲ有シ少クトモ高サ三粍ノ文字ヲ以テ「保藏卵」(Konservierte Eier)ト記入セラレタルモノナラサルヘカラス

第十六條

(一)　關稅地域内ニ輸入セラレタル卵ニシテ食用トシテ「オツファー」シ、販賣ノタメ保存シ、陳列シ、販賣シ又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ取引セラルルモノ及之等卵ヲ容レタル包裝ニハ羅典文字ヲ以テ原產地國名ヲ明瞭ニ表示スル記號ヲ附スヘシ、右記號ハ卵各個別ニ洗滌、煮沸ニヨリ消エス健康ニ有害ナラサル色素ヲ以テ少クトモ二粍ノ文字ニテ記入セラレ又箱ノ場合ニハ少クトモ高サ三粍ノ文字ヲ燒入レ又ハ永久的ニ印刻セラレ、其ノ他ノ包裝ノ場合ニハ同シク高サ少クトモ三粍ノ文字ヲ以テ押印セラルルヲ要ス

第十四條及第十五條ノ規定ハ本條ニ抵觸スルコトナシ

(二)　(一)ニヨル記號ハ冷藏卵(第三條(二))及保藏卵(第三條(三))ニ於テハ黒色、其ノ他ノ卵ニ關スル限リ三月十五日ヨリ八月三十一日迄ノ期間ニ於テハ黒色、九月一日ヨリ三月十四日迄ノ期間ニ於テハ赤色ナルヲ要ス、右期日以前ニ發送セラレタルコトヲ證明シ得ル卵ノ場合ハ發送日ニ相當スル期間ニ對シテ有効ナル色彩ヲ用フルコトヲ得

(三)　輸入ニ際シテ(一)及(二)ニ記載セラレタル記載ヲ有セサル卵及卵包裝ハ輸入者又ハ受取人ノ個人的需要ニ充テラルルモノナラサル限リ官憲ノ封印ヲ附シテ保稅倉庫ニ搬入セラレサルヘカラス、(一)及(二)ニ依ル記號ハ保稅倉庫ニ於テ記入セラルルコトヲ得、保稅倉庫ヨリ關稅地域内ニ於ケル取引ニ移入セラルル場合ハ關稅地域内ヘノ輸入(一一)トシテ取扱ハル

(四)　關稅地域内ニ輸入セラレタル卵及ヒ包裝卵ハ(一)及(二)ニ規定セラレタル記號ヲ有シ又第十七條ニ依リ禁止セラレタル記號ヲ有セサル場合ニ限リ食用トシテ「オツファー」シ、販賣ノ爲メ保存シ、陳列シ、販賣シ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ取引セラルルコトヲ得

第十七條

(一)　卵及卵ノ包裝ノ記號カ前顯第五條乃至第八條及第十四條乃至第十六條ノ諸規定ニ基キ記載セラレ居ラサル限リ其ノ他ノ記號ノ記載ハ之ヲ禁止ス、但シ「孵化卵」ト記入セラレ居ル卵ハ例外トス、卵ノ容器又ハ其ノ下敷ニ附セラルル標札モ亦記號トシテ之ヲ認ム

(二)　包裝ニ記入セラレタル商社名及ヒ重量ニ關スル記號並ニ卵各個別又ハ包裝ニ記入セラルル左記記號ハ之ヲ認ム

1、「コントロール」ノ目的ヲ有スル標識記號

2、國產鷄卵ニシテ法定販賣用等級卵ニ屬セサルモノトシテ「オツファー」シ販賣ノ爲メ保存シ、陳列シ、販賣シ、若クハ其ノ他ノ方法ニヨリ取引セラルル場合生產者ノ氏名、住所ヲ長方形ノ緣ノ内ニ記載スルモノ

3、關稅地域内ニ輸入セラルル卵ニ於ケル原產地國ノ法規ニ依リ規定セラレ又ハ許可セラレタル「コントロール・マーク」

## 壜地利移入ドイツ產品販路協定

壜地利に移入せらるゝ總てのドイツ產品は十月一日より無稅となりたるが、此の際何等措置を執らざるに於ては之が爲、ドイツ產品の壜地利移入急激に增加し、延いては壜地利自體の產業にも惡影響を及ぼす惧ありたるに付、關係當局に於ては獨壜兩工業家をして販路協定をなさしめ以て壜地利の產業保護の目的を達成せしむることゝせる趣にて、右に關する近刊フランクフルター・ツアイツング紙の所報は這般の事情を窺知し得べき好個の資料なるに付其の要旨を次に假譯す。

## 獨壜間の關稅撤廢（九月二十六日フランクフルター・ツアイツング紙所報要旨）

十月一日より獨壜間の關稅障壁は全部撤廢せらるゝことゝなりたるが、今後も當分の間壜地利產業保護の爲適當の措置執らるべきことは曩にウイーン見本市の際ドイツ經濟次官の聲明に依りても明かなる所なり。

右壜地利產業保護の實際手段としては所謂「工業者間取極」の實施に依ることゝなれり。右「工業者間取極」は去る七月一部ドイツ品の壜地利輸入が無稅となりたる當時既に約二十件にも上りたるが、其の後益々增加し九月末には既に百件以上となれり。今次全部のドイツ產品に對し關稅無稅となりたる爲、之に代り「工業者間取極」採用せらるゝに至れるが、右は關稅が其の性質上兩關稅區域間の商品取引を抑制するの役割を有するも兩地方經濟の差異を調節するに適せざるが爲にして、新制度に依り兩地方經濟の調節工作は經濟界自體の自治に委任せらるゝに至れり。

「工業者間取極」の締結者は、ドイツ側に於ては正規の各產業部門なる處壜地利地方には未だドイツ自體に於けるが如き全體組織を有せざるを以て主として從來より存在する自發的產業組合をして右取極の締結當事者となし居れり。蓋し右取極は勿論政府の監督を受け總て經濟大臣の許可を要する處、更に最近の指令に依れば右取極締結に關する交涉に付豫め壜地利合併專任長官に通告するを要し、同長官が取極締結交涉に干涉し得る樣交涉は原則として壜地利に於て行はれ、必要ある場合長官は「工業者間取極」に暫定的の許可を與ふることゝなれり。

右取極各個の內容は夫々相違し居れるが一切之を公表せざることゝなり居れるのみならず壜地利工業がドイツ工業に對し夫々立場を異にし居れる點を考慮して極めて融通性あるものとせられ從つて其の期限も大體短期間とし必要ある場合、條件を變更して延期せられ得るが如き仕組となり居れり。

此等「工業者間取極」の骨子は普通壜地利產品に對する全面的又は部分的の保護を目的とするものにして、其の附屬契約に依りドイツより壜地利への移入品(例へば農業機械)及壜地利よりドイツへの移入品(例へば紙類)の割當を定め又壜地利地方に於ける需要の增加に從ふ移入の累進的增加を規定せられたるものもあり、更に原料の配給も此等協定により規定せられ居れり。

尤も商品全部に對し「工業者間取極」の締結を見たる次第に非ず全然保護せられざるものも尠からずと謂ふ蓋し右は既に當局より強調せられたるが如く壜地利地方に於ける工業機構の轉換を容易ならしめんが爲に外ならず壜地利地方經濟の振興に伴ひ各種生產部門の狀勢は自ら著しき變化を來しつゝあるも一方に於て同地方生產品の輸出が一般的に不振を極め居れるが爲、從來主として輸出に依存し居れる同地方工業に對しては其の輸出に於ける損失をドイツへの販賣增加に依り調整するの必要も生ぜり。

ドイツ自體の物價と壜地利地方の物價とを接近せしめ得る主要條件は壜地利地方の操業狀態の改善にして從つて右が出來得る限り速に解決すること最も望ましき次第にて、之の目的の爲にも關稅障壁の撤廢は蓋し有效なる次第なり。

更に最近數ケ月間に於てドイツは大多數の諸外國との間にドイツと此等諸國との通商協定及支拂取引に關する協定を原則として壜地利にも適用することに妥結成りたるに付獨壜間の關稅障壁が全廢せらるゝと同時に壜地利と此等諸外國との舊通商協定も完全に失效することゝなるべきを以て右の見地より謂ふも十月一日は劃期的の意義を有するものと謂ひ得べし。

## 獨壜合併後に於ける關稅整理

一九三八年三月獨壜合併成立するや、關稅關係の方面に於ても合併に

件ふ後始末開始せられたるが、對內關係に於ても亦對外的方面に於ても、豫め考慮、手配し置くべき問題あり、一瀉千里的に進捗せしむるを得ざるものありたるが、今日迄の成果を概觀すれば次の如し。

先づ對內的方面に就き見るに、理想としては合併せられたる兩地域、卽ちドイツ本土及墺地利州間の關稅障壁を直に撤去し、物資の自由なる流通を圖るべきこと勿論なるが、ドイツ本土に於ける產業は、一般的に之を見るとき、技術的にも將又商業的にも、墺地利州のものに比し立勝り居り、從つて兩地間に存在する關稅壁を急速に撤廢するときは、當然墺地利州の產業は、ドイツ本土の產業の爲、壓迫せらるべきを以て、豫め之が防止策を講じ置くの要ありたり。

斯る見地より先づドイツ大藏大臣は三月二十一日附命令を以てドイツ本土に移入せらるゝ墺地利州の原產品に對しては三月二十六日以降關稅を廢止することゝし、以て墺地利州產業に對しドイツ市場を開放することゝせり、尤も墺地利製品が無統制に又必要以上にドイツ本土に殺到するを避くる爲、別に內規を以て右關稅撤廢後の數ケ月間は關係各監督官廳の認可を得たる上のみにて墺地利製品の購入を行ひ得べきことゝせるが、諸種の墺地利農產品に對しては今尙右內規が適用せられ居れり。

他方墺地利州に移出せらるゝドイツ本土の製產品に對しても、同州關稅を漸次廢止するの途を開く爲、墺地利州政府は四月一日附法律を以て同州を除く他のドイツより移入せらるゝドイツ原產品に對し、墺地利州關稅率を全部又は一部分廢止し得るの權限を同州大藏大臣に附與せり。尤も墺地利州大藏大臣が、右授權に基き舊獨墺兩國間に取極められ居たる協定稅率を廢止するが如き場合に於ても、第三國製品の墺地利輸入に當りては、當該第三國が最惠國待遇を享有する限り、依然舊協定稅率に依るべき旨同法に規定し居れり。

墺地利州大藏大臣が、上記授權を始めて實行したるは四月二十六日附命令に於てなるが、此の命令は獨逸製なる

鋤(柄を除く)、農業機械用火力發動機、農業用機械及器具、農業用トラクター發動機の部分品、耕作用蒸氣機關車

に對し墺地利州の移入稅廢止を定め居れり。其の目的とするところが墺地利州の農業に對し機械を廉價に且豐富に供給せんとするに在ること勿論なるも、一方墺地利州に於ける農業機械製造家は之が爲、自家製品の値下を行ひて、移入品に對抗するの止むなきに至るべきを以て、此等製造家に補償を與ふることゝせり。

其の後、ドイツ政府は六月二十二日附命令を以てドイツ大藏大臣に對し經濟上の必要ある場合、墺地利州の關稅法を變更し得るの權限を附與せるを以て、前記大藏大臣に對する授權はドイツ大藏大臣の手に移るに至れり。

右新授權に基き、ドイツ大藏大臣は六月二十六日附命令を以てドイツ本土より墺地利州に移入せらるゝ

食用及使用動物、鳥類、野獸肉、魚類、乳、卵、牛酪、豚脂、葡萄酒類、乾酪、松脂、綿織絲及綿織物、大麻絲及大麻製品、毛織絲及毛絲製品、刷毛類、紙及紙製品、蠟引布、革及革製品、毛皮類、木材及木製品、硝子及硝子製品、セメント、石類、家庭用冷藏庫、各種卑金屬及其の製品、各種機械、自動車、自動自轉車、器具類、多數の化學製品

に對し七月一日以降關稅を撤廢せるが、右はドイツ本土の對墺輸出の約四分の一を包含するものなり。

他のドイツ製品には依然關稅を課せらるゝ次第なるが、唯ドイツ大藏省の在墺地利州整理局が、州關稅法の規定に基き、差支なしと認めたる個々の移入品のみは關稅を免除せられ居たり。

尙ドイツ大藏大臣はドイツ本土製人絹の移入に對しても七月一日以降州關稅の引下を行ふ旨六月二十八日附命令を以て發表せり。

是れより先き、ドイツ大藏省は內規を以て墺地利州關稅徵收の際、基礎となり居たる金クローネの獨貨に對する換算率を、從來の一馬克二十二ペンニツヒ換へより引下げ、向後九十ペンニツヒ換へとすることゝせるが、右は單にドイツ本土よりの移入品に取り有利となりたるに止まらず亦第三國よりの對墺輸出品に對しても負擔の輕減を意味するものなり。

墺地利州に於ける賣上稅改正の結果、ドイツ本土より來る墺地利州への移入品は五月一日以降、賣上稅(別名平衡稅)の免除を受くることゝなり第三國より輸入する品物の賣上稅は從來從價一五%乃至二〇%なりしが二%に引下げられたり。

獨墺合併執行官ビュルケルはドイツ本土製品に對する殘存墺州關稅をも成るべく速に廢止せんことを欲せるも、一方墺地利州產業保護の爲には關稅に代るべき何等かの措置を執る要あるを認め、結局移入關稅の撤廢に依り、墺地利州各產業が脅威を受くる場合には、舊ドイツに在る各經濟團體首領の指令に依り、關係物品の對墺移出を一切禁止し、若くは制限し又は墺地利品以下の値段にて右物品を販賣せざるの條件を附し得ることゝなり、右趣旨に基き合計二十七個の此の種指令發せられたるが、此の指令に包含せらるゝ品物の種類は約二百五十に達し、從來墺地利移入に際し關稅を課せられ居たるドイツ製品の六〇%は右指令の適用を受くることゝなれり。

斯くてドイツ大藏大臣は、九月二十二日附命令を以て、ドイツ本土製品に對する殘存墺州關稅全部を十月一日以降廢止することゝし、玆に兩地域間に於ける關稅壁の完全なる撤廢を見るに至れり。

右撤廢と同時に從來墺地利州に行はれ來れる輸出入禁止制に關する內訓發せられ(公表せられず)たるが、現行輸出禁止(金屬、古鐵、原料等)はドイツ本土に對しても將又第三國に對しても、將來引續き存續することゝせり。

輸入禁止(自國產業保護の理由に依るもの多し)の方もドイツ本土に對する限り規則としては之を存置するも、假令或る品物が、禁止品に屬する場合と雖も、稅關の裁量に依り移入を許すことゝせり。尤も或る種硝子製品の如きはカルテルの拘束を受け居る事情あるを以て、經濟團體硝子工業部輸出係の許可あることを右移入に對する必須條件とし居れるが、或る種の食料品に對しても同樣の取扱を爲すことゝし居れり。

尙、第三國よりの輸入禁止は廢止せられたり。ドイツ本土に於ては爲替政策上の理由に依り輸入者は爲替許可證を呈示せざる限り、絕對に稅關より輸入品の引渡しを受け得ざる次第なるが、墺地利州に於ては未だ斯る制度施行せられ居らず。既ち輸入業者は輸入實行に先立ち當該輸入品が支拂許可を受け得べきや否やに付、豫め十分の見當を付け置くこと妥當なるべしと雖も、關稅政策的見地よりせば爲替許可證を呈示することなくして輸入を行ひ得るなり。

尙、ドイツ本土及墺地利間の移出入品は關稅壁撤廢後に於ても稅關の檢查を受け居れるが、右は關稅の安き地域に輸入せられたる第三國品が無稅にて他の地域に入るを防がんが爲にして、稅關は移出入品が、確實にドイツ本土生產品又は墺地利州原產品なるやを確むるの任務を帶び、疑問存する場合には原產地證明書の提出を命じ得ることゝなり居れり。

以上は對內的關稅整理の大要なる處、對外的方面に於ては舊墺地利國の自主及協定稅率今猶有效なるが、ドイツ政府は出來得る限り一九二九年初より墺地利州に對してもドイツ本土の關稅率を適用せしめ度き希望を以て關係第三國との間に交涉を行ひ居れり。

## 第五次獨阿通商協定締結

第五次獨阿通商協定は、九月十九日ケープタウンに於て調印せられたる趣にして、右新獨阿通商協定に依れば、ドイツ側の南アフリカ聯邦物產(西南アフリカ委任統治地域よりの物產を含む)の義務的買付額は總計六百三十五萬五千磅にして、第四次協定に比し約六十七萬磅增加し一九

三四年の第一次協定に比較し約二六五%の増加を示し居れり。即ち

| | 南アフリカ聯邦物産ノ義務的買付額 | 備考 |
|---|---|---|
| 第一次協定 | 二、六四〇、〇〇〇磅 | 一九三四年ノ羊毛「シーズン」ニ於テ上記金額ノ内南アフリカ聯邦羊毛義務的買付額二百四十萬磅ニシテ其ノ他ハ主トシテ西南アフリカヨリノ皮革類及卑金屬「ワットルバーグ」及同精ノ買付ヲ爲シタリ |
| 第二次協定（一九三五年十一月滿期失効） | 三、〇〇〇、〇〇〇磅 | 第一次協定ニ包含セラレサリシアフリカ聯邦産果物類及水産物ノ買付ヲ開始セリ |
| 第三次協定 | 四、〇〇〇、〇〇〇磅 | |
| 第四次協定 | 四、六八六、五〇〇磅 | 第四次協定成立シ効力發生後モ其一部分ハ第四次協定ト併行シテ有効ナリキ |
| | 右協定成立當初ノドイツ側ノ義務的買付額 四、三三〇、〇〇〇磅 | 自一九三七年九月一日至一九三八年八月卅一日 |
| | 一九三八年三月一日ヨリ有効トナレル追加協定ニ依ル増加額 一、〇五六、五〇〇磅 | |

にして、一方最近獨阿間の貿易概況を掲記せば左記の通りにして、漸次兩國間の貿易關係は緊密を加へつゝあり。

| | ドイツの對南アフリカ聯邦輸出總額 | 南アフリカ聯邦全輸入額に對する% | 南アフリカ聯邦の對ドイツ輸出總額 | 南アフリカ聯邦全輸出額に對する% |
|---|---|---|---|---|
| | 磅 | % | 磅 | % |
| 一九三三年 | 三、三五七、八六六 | 七・〇 | 二、一九四、八〇三 | 一〇・一 |
| 一九三四年 | 三、四七三、〇八五 | 五・四 | 二、二三八、〇八五 | 一〇・〇 |
| 一九三五年 | 四、〇八四、二三二 | 五・六 | 四、一二二、五九一 | 一五・一 |
| 一九三六年 | 五、二四三、二五五 | 六・四 | 二、八六七、六二二 | 一〇・五 |
| 一九三七年 | 七、一三三、〇一六 | 七・三 | 五、五〇五、五二二 | 一四・五 |

今般の第五次協定に於けるドイツ側の南アフリカ聯邦物産義務的買付數量に關する南アフリカ聯邦商工省公報（本年十月號）の揭載する處に依れば、左に示す如く僅少の例外を除き各種商品に亘り増額を示し居り、就中果實類及鑛産物の買付額の増加顯著なるものあり。

南アフリカ羊毛の買付額は一見幾分減少せる觀ある處、第四次協定及同上追加協定中に於ける南アフリカ聯邦羊毛買付總額三百八十五萬磅中には第三次協定より繰越されたる買付量五十萬磅をも包含し居るに付、第四次協定自體と第五次の夫れとを比較せば後者は事實上三十五萬磅の増加を示し居れり。

英米通商協定商議進行中の折柄ドイツ側の南アフリカ聯邦産果實買付額の激増は注目に値すべく、爲之一部に於ては右英米通商協定成立後 Deciduous Fruits 及罐詰果實類に對する英帝國特惠關稅の適用に當り可成に影響する處あるべしと觀測する向もあり。又本第五次協定に於てドイツが西南アフリカ委任統治地域より前協定に三倍するバターの買付契約を取極めたるは、ドイツの食糧補給政策の片鱗を示せるものと認むべく、右は南アフリカ聯邦のバター市場に好感を與へつゝあり。鑛産物の買付振は錫を除き各品とも増加し、其の總額は前協定に比し約四割五分の増加を示し、就中滿俺鑛の買付量は五〇%を増加せり。

一方ドイツの對南アフリカ聯邦輸出商品は、從來各種機械類、金屬製品、化學藥品、織物及硝子器等なりしが、最近南アフリカ聯邦は右の外ドイツより機關車、鐵道用材料（英本國製品と競爭しつゝあり）電氣機械及同材料並航空機等を可成り買付つゝある趣なり。

本協定の有効期間は第四次協定と同樣一ケ年間にして、即ち一九三八年九月一日より翌年八月卅一日迄なり。

尙本件協定成立の發表に依り本月上旬以來開市せる南アフリカ聯邦羊毛市況に對し可成の好影響を及ぼすものと認めらる。

## 第五次協定に依るドイツ側の南アフリカ聯邦物産義務的買付數量

| 品別 | 第四次協定 | 第五次協定 | 第四次第五次協定比較 |
|---|---|---|---|
| 農業牧畜産品果實（及同製品を除く） | | | |
| 羊毛 | 三、八五〇、〇〇〇磅 | 三、七〇〇、〇〇〇磅 | ㊀一五〇、〇〇〇磅 |
| モヘヤ | 六〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | 不變 |
| カラクル毛 | 一〇〇、〇〇〇 | 九〇、五〇〇 | ㊀九、五〇〇 |
| 皮類 | 一一〇、〇〇〇 | 一三五、〇〇〇 | ㊉二五、〇〇〇 |
| カラクル皮 | 三七〇、〇〇〇 | 四〇〇、〇〇〇 | ㊉三〇、〇〇〇 |
| 屑皮 | 七、五〇〇 | 八、五〇〇 | ㊉一、〇〇〇 |
| 駝鳥の羽毛 | 四、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | ㊉一、〇〇〇 |
| バタ（南西アフリカより） | 二〇〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | ㊉四〇、〇〇〇 |
| ワットル・バーク及抽出物 | 一三〇、〇〇〇 | 二二五、〇〇〇 | ㊉九五、〇〇〇 |
| 伽羅木 | 九、五〇〇 | 七、五〇〇 | ㊀二、〇〇〇 |
| 玉蜀黍及同製品 | 六五、〇〇〇 | 一五〇、〇〇〇 | ㊉八五、〇〇〇 |
| 棉 | 一二、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | 不變 |
| ソーセジ箱（中箱を除く） | 九〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | ㊉三、〇〇〇 |
| 燻草 | 一、五〇〇 | 五、〇〇〇 | ㊉三、五〇〇 |
| 計 | 四、七四八、五〇〇 | 四、八七〇、五〇〇 | ㊉一二二、〇〇〇 |
| 果實及同製品 | | | |
| Citrus | 三〇、〇〇〇 | 一二五、〇〇〇 | ㊉九五、〇〇〇 |
| 生果實 | 一五、〇〇〇 | 四五、〇〇〇 | ㊉三〇、〇〇〇 |
| 葡萄 | 四、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | ㊉一一、〇〇〇 |
| 乾果實及乾葡萄 | 二五、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | ㊉一五、〇〇〇 |
| 果實の罐詰 | 五、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | ㊉一五、〇〇〇 |
| 果汁 | 四、五〇〇 | 一〇、〇〇〇 | ㊉五、五〇〇 |
| Citrus の副産物 | 一、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | ㊉四、〇〇〇 |
| フルーツパルプ | 二、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | ㊉一八、〇〇〇 |
| 葡萄酒 | 三、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | ㊉七、〇〇〇 |
| 計 | 八九、五〇〇 | 二九〇、〇〇〇 | ㊉二〇〇、五〇〇 |
| 鑛産物 | | | |
| マンガン鑛 | 三〇〇、〇〇〇 | 四五〇、〇〇〇 | ㊉一五〇、〇〇〇 |
| クローム鑛 | 五五、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | ㊉五、〇〇〇 |
| ヴァナデュー鑛 | 六五、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | ㊉三五、〇〇〇 |
| 石綿 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 不變 |
| 工業用ダイヤモンド | 八五、〇〇〇 | 一一五、〇〇〇 | ㊉三〇、〇〇〇 |
| ブリキ屑 | 二、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | ㊉三、〇〇〇 |
| 鋼玉及柘榴石 | 一、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | ㊉四、〇〇〇 |
| 錫鑛 | 二二、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | ㊀二、〇〇〇 |
| 白金、バラヂュム及同濃縮鑛 | 二五、〇〇〇 | 四七、五〇〇 | ㊉二二、五〇〇 |
| 半貴石及光學用鑛物 | — | 五、〇〇〇 | ㊉五、〇〇〇 |
| ヲルフラン鑛 | — | 一〇、〇〇〇 | ㊉一〇、〇〇〇 |
| 計 | 五九五、〇〇〇 | 八五七、五〇〇 | ㊉二六二、五〇〇 |
| 水産物 | | | |
| 鯨油 | 一七〇、〇〇〇 | 一七〇、〇〇〇 | 不變 |
| 貯藏蝋蛄 | 三〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 | ㊉二〇、〇〇〇 |
| 蝋蛄及魚粉 | 七、五〇〇 | 一〇、〇〇〇 | ㊉二、五〇〇 |
| 計 | 二〇七、五〇〇 | 二三〇、〇〇〇 | ㊉二二、五〇〇 |
| 其の他 | | | |
| 箱用材 | 三、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | ㊉一、〇〇〇 |
| 藥品類 | 一、五〇〇 | 三、〇〇〇 | ㊉一、五〇〇 |
| 雜品 | 四一、五〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | ㊉五八、五〇〇 |
| 總計 | 五、六八六、五〇〇 | 六、三五五、〇〇〇 | ㊉六六八、五〇〇 |

## ドイツ、スイス間淸算取極更新

### 一、概　說

昭和十二年七月一日以降實施中なりしドイツ、スイス間淸算取極は本年六月三十日を以て期限滿了となれる處、同取極失效とならば自然ドイツ、スイス間の商品取引に關する追加協定も廢棄せらるゝことゝなる次第なるが、右期限滿了に先ち本件取極は更に之が再審査の必要ありとなし特にスイス側に於ては墺地利のドイツ合併に伴ふ對墺債權の處分問題もあり、墺地利の合併直後スイスに於ける對墺債權者に對し一九三八年四月十日迄に其の所有債權額を在チューリツヒのスイス淸算機關に申告せしむることゝし他方本年四月より獨・瑞兩政府間本件取極の更新方に關し交涉開始せらるゝことなれり。

然るに同交涉は其の後一再らなす停頓したるを以て若し期限滿了前に何等妥結の見据付かざるに於ては延て本邦產ベダリン麻眞田のドイツ輸入稅率にも影響する次第なるが、幸に期限滿了の當日、本件取極更新せらるゝに至れり。尙取極のテキスト等は未だ正式に發表せられざるも其の概要在當地各新聞紙に報道せられたるところに依れば左の如し。

### 二、新淸算取極概要

(七月五日附ナハリヒテン・フユール・アウセンハンデル紙に據る)

一九三七年の獨・瑞淸算取極に依れば在チューリツヒ、スイス、ナチオナルバンクの淸算金庫に拂込まれたる金額中より每月三百五十萬スイス法はドイツ人のスイス旅行費用支辨の爲控除せられ又右拂込金殘額の一七%は在伯林ドイツ淸算金庫に於て之を取得し五三%はドイツに輸入せらるべきスイス商品の支拂の爲に一〇%は商品取引の附帶費用及其の類似費用の支拂の爲に充てられ二〇%は財政的債權者に對するトランスフエーア資金に繰込まることゝなり居れり。スイス側の財政的債權者は一九三七年七月一日乃至一九三八年六月三十日の期間に於て其の債權額に對し年二・五%に相當する利子の支拂を受く。殘部の利子に對してはライヒス・マルク證券(A)又は(B)を交附せられたり。(但し利子金額は五・五%迄とす)

ライヒス・マルク證券(A)は債權者記名の下に交附せられ他人に讓渡することを許されず。ドイツ國內に於ける旅行、稅金支拂其の他一定の支拂及親族への無償支給等の爲め利用することを得たり。

ライヒス・マルク證券(B)は實際に發給せられたるものに非ずして當該債權者に對し其三〇%は各期日の相場に依り現金を以て支拂はれたり。從つて一ケ年五・五%の利子を要求し得る債權者がライヒス・マルク證券(B)を受領するものとせば同債權者は一・五%のスイス法を現金にて受領し殘り三%に對しては更に其の三〇%卽ち〇・九%の現金支拂を受け結局一ケ年に總計三・四%の現金支拂を受けたる次第なり。

右獨・瑞淸算取極は一九三八年七月一日より更に向ふ一ケ年間延長せられたるが、今次延長せられたる取極は特に舊墺地利スイス間の自由支拂取引(獨墺合邦以前に於ける)に付新に規定せらるゝことゝなれり。尤も今次の取極に於ても旅行取引の爲には豫め一定の金額控除せらるゝこととゝなり右金額は舊取極に規定せる三百五十萬法を新に三百八十萬法に增加したるが、右は舊墺地利よりのスイス旅行を考慮したるが爲なり。卽ち將來ドイツよりスイスへの旅行者、修學者、病氣保養者等の爲めに提供せらるゝ金額は一ケ月に三十萬フランの增加を見ることゝなれり。

商品取引に關する支拂及其の附帶費用の支拂に關しては原則的に何等の變更を見ず。新取極に於てはスイスに於ける淸算支拂の減退せる折柄にも拘らず商品支拂、附帶費用支拂、特許料其の他の支拂に關する限り舊取極所定の率を其の儘維持したるが右は主として一九三八年七月一日以後ライヒスバンクの受取となるべき割當の一部をスイス商品支拂勘定に提供することゝなりたるが爲め可能なる次第なり。

スイス側の財政的債權者に對する支拂は本質的に變化せしめられたり。每年現金を以てトランスフエーアする利子は新取極に從へば三・二五%となりライヒス・マルク證券は廢止せられたり。

新トランスフエーア取極に依ればスイス側の公債所有者は三・二五%に達する現金支拂を受けトランスフエーアすべき金額がライヒス・マルク建なるときは從來と同樣一二三法五〇仙を一〇〇馬克とする相場に依り現金支拂をなし株式配當其の他ライヒス・マルク建の利益を受く權利に對しては二・五%に達する現金支拂の外に同現金支拂額と配當總額との差額の五分の一を支拂ふ。其の換算の基礎は從來通り一七五法を一〇〇馬克の相場とす。從て此の種の債權者は結局舊取極に於けると略同樣の金額の支拂を及くることゝなれり。更に家賃其の他賃貸料のトランスフエーアに關しても同樣に定められ之等債權者は總收益の六〇%を一七五法對一〇〇馬克の相場に依り支拂を受く。スイス側に於ける對獨債權者は現金拂に代へ其の要求の全額をドイツ國內特別勘定の預金とする樣要求することを得。債權者側はドイツ國內に於て右勘定に預金せられたる金額を從來のライヒスマルク證券(A)と同樣の目的に利用することを得。ドーズ公債の利息は年四%の割合にて支拂はる。右公債の所有者は從來二・五%の現金と其の殘額は五・五%に達する迄所謂ヤング・マルク若はドーズ・マルクを以て支拂はれ居たるが之等マルクは今後廢止せらるゝことゝなれり。墺地利よりの利子、配當及其の他支拂のトランスフエーアは新取極の規定に基き一九三八年七月一日より開始せらるゝ處實際上之が實施の爲には施行細則の發布を必要とするを以て右發布の曉に於て初めて實施せらるゝことゝなるべし。スイスに於て保證せる舊墺地利公債の利子支拂及スイス聯邦が墺地利に貸付けたる救濟クレヂイットの取扱に關しては後日特別の協定により規定せらるべし。又墺地利地方は未だドイツ關稅區域に包含せられ居らざるが爲、スイス、墺地利地方間商品取引の將來の發展に付ても未だ豫測し難きを以て瑞・墺間の商品取引の支拂に關しても何等の最終的決定を見るに至らざりき。但し一九三八年七月四日以後に於てはスイスに住所を有する者より墺地利に居住する債權者への商品債務若は商品取引より生ぜる附帶費用の支拂は總てスイスナチオナルバンクに對し行はるべし。

獨・瑞間淸算取引に關する規定は其の意味に於ては墺地利に對しても適用せらるゝ次第なるが、今秋經濟上にも墺地利のドイツ合併完成するに至らば獨・瑞兩國は舊墺地利との商品取引より生ずる支拂に關しても最終的取極を締結する爲更に交涉を開始の筈なりと謂ふ。

### 墺地利產品のドイツ移入要領

本年三月二十三日附「墺地利との商品取引に關する命令」を以て墺地利の經濟保護の爲墺地利以外のドイツに居所又は支店を有する自然人及法人は所管商品管理所の許可を受くるにあらざれば墺地利產品を買入れ若は墺地利より其の他のドイツ領域內に之を移入し得ざるべき旨規定せられ居たる處、今般六月十四日附「墺地利との商品取引に關する第二次命令」に依り本年六月二十日以降前記墺地利產品のドイツ移入に關する一般的許可取付規定を撤廢し食料品及農業關係品に限り引續き所管商品管理所の許可を取付くるの要ある旨規定せられたり。

右に依り許可取付を要する商品は左の五種なり。

(イ)　穀類、飼料及其他農產物管理所々管商品
(ロ)　乳產品油脂類管理所々管商品
(ハ)　動物及動物產品管理所々管商品
(ニ)　鷄卵管理所々管商品
(ホ)　庭園產品飮料及其他食料品管理所々管商品

但し右商品管理所の許可は爲替許可の謂にあらずして移入の許否に關し當該商品管理所より文書に依り通達せらるべき許可を指すものなりと

謂ふ。

## ドイツ産品の墺地利移入稅免除

特種ドイツ産品の墺地利移入は七月一日以降既に無稅となり居れる處今般更に九月二十一日附命令を以てドイツより墺地利へ移入せらるゝ總てのドイツ産品は十月一日以降無稅とする旨發布せられたり。

## ズデーテン地方産品のドイツ移入稅免除

今般十月十一日附ドイツ國法令公報を以てズデーテンドイツの原産品にしてドイツ關稅地域内に移入せらるゝものに對しては關稅及取引權衡稅を免除し（第一條）又ドイツに於て輸出稅を賦課せらるゝ商品にしてドイツよりズデーテンドイツへ輸出せらるゝものに對しては輸出稅を免除す（第二條）但しドイツ國大藏大臣は右兩規定の殊遇に付除外例を設くることを得（第三條）る旨公布せられたり。

然るに之れより先き十月六日附ドイツ國公報を以てズデーテンドイツ以外のドイツに居所及本支店を有する自然人及法人竝公共の事務は商品管理所の許可を受くにあらざれば別に定むるズデーテン産原料品及半製品（主として紡績關係品鐵、金屬類）を買付け之をドイツ國内に輸入することを禁ずる旨公布せられたる處、右はスデーテンドイツの經濟界再建の爲特に必要なるものなるを以て此等を濫に他ドイツ領内に移入することはズデーテン經濟界に取り面白からざる結果となるが爲なりとなし、從て商品管理所に於ても許可申請ありとするも原則として許可せざる方針なりと謂ふ。

## ドイツ・トルコ間クレヂツト内容

ドイツ經濟大臣は過般トルコを往訪し、獨土間貿易促進方に關し同國經濟大臣と商議中なりし趣の處、右商議の内容に關する發表に依ればドイツはトルコに對し一億五千萬馬克の信用を供與し、右信用はトルコ側の軍備及生産力擴充（石炭液化裝置、發電所の建設、棉花、黃麻、砂糖、罐詰等各工場の增設、交通路の建設）に必要なる設備に對する註文代金の支拂に當てらるべく、之が實施方法に付ては兩國政府の合意に依り決定せらるべき旨妥結せられたる趣なり。

## 獨エ間通商協定締結

ドイツ及エクアドール間に於ける通商協定本年三月二十九日「エ」國「キト」に於て調印せられたる處、其の概要左の如し。

エクアドール及ドイツ間に於て一九三五年十二月調印し本年三月三十一日迄延長せられたる通商取極に代らしむる爲、且一八八七年三月二十八日伯林に於て調印せられたる親交條約の附屬書としてドイツ及エクアドールは次の條項を協定するものとす。

第一條　「ドイツ」政府ハ「エ」國産原料、天産品又ハ加工品ノ凡テニ對シ無制限ニ「ドイツ」輸入ヲ容許シ且「エ」國ヨリ仕向ケラルヽ商品ノ輸入ニ對シ一八八七年調印ノ親交條約ニ定メタル相互的最惠國待遇ニ基キ今日迄與ヘラレタル便宜ヲ引續キ附與スヘキモノトス

第二條　當該清算ハ「アスキマーク」ニ依ル計算即チ求償貿易ヲ以テ行ハレルヘキモノトス

第三條　領事送狀及其他ノ積出證書ニ對スル領事手數料ノ徵收ニ付且關稅及從價稅ノ徵收ニ付テハ「エ」國領事館、「エ」國稅關及郵便局ニ於テ「ドイツ」原産商品ノ價格ヲ「アスキマーク」ヲ以テ計算スヘキモノトス

第四條　「エクアドール」政府ハ「ドイツ」ノ發送ニ係ル商品ニ對シ其ノ輸入ニ際シ施行中ナル特惠稅率ノ最大限度許與ヲ續行シ、且「ドイツ」ノ發送ニ係ル商品ノ輸入ニ對シ現在迄與ヘタル便宜ヲ引續キ附與スルモノトス。但シ兩國間通商決算カ「エ」國ニ有利ナル場合ニ限ル

第五條　「エクアドール」及「ドイツ」各政府ハ兩締約國間ニ於ケル輸出入統計ヲ作成スル爲、出來得ル限リ正確ナル資料ヲ相互ニ通報スヘキモノトス

第六條　本協定ハ一九三八年四月一日ヨリ效力ヲ發シ同期日ヲ以テ一九三五年十二月兩國間ニ取極メラレ、且本月三十一日ヲ以テ其ノ延長期間終了スヘキ通商



取極ニ代ルモノトシ其ノ有效期間ヲ一ヶ年トス。兩締約國ノ双方ハ本取極終了期日前三ヶ月ノ豫告ヲ以テ本協定ヲ廢棄スル權利ヲ有ス、卽チ其ノ第一次豫告期限ヲ一九三八年十二月三十一日トス。若シ兩締約國ノ一方ニ於テ第一次有效期間三ヶ月以前ニ本協定ヲ廢棄セサルニ於テハ、引續キ累年有效タルヘキモノトス、但シ斯ル場合ニ於テハ各年トモ三ヶ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ルモノトス

## チリー硝石の無稅輸入に關する獨智間第五次協定

伯林に於て獨智兩國代表者間に、交換公文に依るチリー硝石の無稅輸入に關する獨智間第五次協定成立せる趣にて、八月三日附ドイツ國法令公報を以て概要左の通り發表せられたり。

一、「ドイツ」政府ハ一九三七年一月七日附獨智間公換公文ニ於テ一九三七年七月一日ヨリ一九三八年六月三十日ニ至ル期間ニ對シ定メラレタル數量八萬噸及右ノ外同六月八日附交換文ニ於テ協定セル二萬五千噸ノ追加割當數量ヲ超過シテ一九三八年十一月三十日迄ニ更ニ四萬噸ノ「チリー」硝石ヲ無稅ニテ「ドイツ」ニ輸入セシムルコトヲ承諾ス

二、之カ爲必要ナル輸入許可書ハ、一九三四年十二月二十六日附獨智間通商條約最終議定書第三條ノ規定ニ遵由シ之ヲ發給ス

三、本協定ハ比准ヲ要シ「サンチアゴ」ニ於テ批准書交換後十四日目ヨリ効力發生ス但シ兩國政府ハ一九三八年七月十九日ヨリ暫定的ニ之ヲ實施スルコトニ同意ス

## チリー硝石の無稅輸入に關する獨智間第六次協定

本件に關し伯林に於て獨智兩國間に公文交換に依る協定成立せる趣にて、十月十五日附ドイツ國法令公報を以て概要左の通り發表せられたり。

一、ドイツ政府は一九三四年十二月二十六日附通商條約附屬支拂取極及同日調印其の他協定竝に其の改正協定等が、一九三八年七月十五日附交換公文に依り一九三八年十一月三十日迄延長せられたるに鑑み、一九三六年六月三十日迄に四萬噸のチリー硝石を無稅ドイツに輸入せしむることを承認す。

二、之が爲必要なる輸入許可書は、一九三四年十二月二十六日附獨智間通商條約第三條に關する最終議定書の規定に從ひ之を發給す。

三、本協定は批准を要しサンチヤゴに於て批准書交換後十四日目より實施す。

但し兩國政府は一九三八年九月十七日より暫定的に之を實施することに同意す。

## ドイツに於ける鷄卵輸入檢査規則

ドイツに於ける冷凍卵の規格に關する商品化學試驗所（私設機關）の所見左の通り。

冷凍卵罐詰製造の爲に使用せらるゝ鷄卵の取扱方は特に細心の注意を要し、罐詰の際卵殼が附着せざる樣心掛くるの要あり。蓋し卵殼には細菌類附着し居れるを以て之を一緒に罐詰とすることは嚴に避くべきを以てなり。又鷄卵を罐詰とする場合卵を割りたらば、直に不純物混入せざる樣ガーゼにて濾したる上冷凍せしむべし。

冷凍卵の化學的成分は左の通とす。

| 成分 | 完全なる卵の場合 | 卵黃 | 卵白 |
|---|---|---|---|
| 水分 | 最高 七五% | 五〇% | 八八% |
| | 最低 一一% | 最低 一五·五% | 一一·五% |
| プロテイン | | | |
| 油脂、クロロフオルム・エッキス分 | 最低 一二% | 最低 三〇% | — |
| 灰分 | 最高 一% | 最高 一·五% | 最高 〇·七% |

鷄卵の含有する油脂中前揭油脂以外の脂肪酸は出來得る限り低率なることを要す。

右規格に反する點少からしむる爲、輸出國側官廳に於て第一次受渡前新鮮鷄卵の化學的分析をなし置くこと望ましき次第なり。

又冷凍鷄卵は惡臭なく味良好なることを條件とするは勿論なり。

# ベルギー

## 關稅定率表中一部改正

ベルギー國政府は今般履物類に關する關稅を左の如く改正し七月一日より之を實施する旨同日附官報を以て發表せり。（單位法）

稅番一一五三　牛馬の革製短靴又は長靴にして自然のまゝのもの或はゴム引せるものにして木以外の底裏を有するもの

| | 從價 | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| | | 三〇% | 一〇% | 一一・五〇% |

稅番一一五四　スリツパ及室內用履物

(a) 皮革製のもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1、長さ二十三糎未滿のもの | 每一足 | 一一・二五 | 三・七五 | 四・三〇 |
| 2、同　又は夫以上のもの | 同 | 二二・五〇 | 七・五〇 | 八・六〇 |

(b) 纖維材料のもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1、生絲又は人絲に依る純絹又は絹交織のもの | | | | |
| A／長さ二十三糎未滿のもの | 每一足 | 一〇・五〇 | 三・五〇 | 三・五〇 |
| B／同　又は夫以上のもの | 同 | 二一・〇〇 | 七・〇〇 | 七・〇〇 |
| 2、羅紗の緣製又は羅紗の斷ち屑製のもの木綿、羊毛、麻の紐及細紐製のもの | 每百瓩 | 七二〇・〇〇 | 二四〇・〇〇 | 二七六・〇〇 |
| 3、其他の織物のもの | | | | |
| A／長さ二十三糎未滿のもの | 每一足 | 六・〇〇 | 二・〇〇 | 二・三〇 |
| B／同　又は夫以上のもの | 每一足 | 一三・七五 | 四・五〇 | 四・五〇 |
| (c) 其他のもの | 每一足 | 一三・七五 | 四・五〇 | 四・五〇 |

註　スリツパ及室內用履物なる呼稱は通常小出に使用せられざるものを謂ひ踵なきもの又は低き踵を有し閉塞の方法（卽ち紐、ボタン、締金、卸止鋲、彈力性あるバント等）を缺如せるものを謂ふ。

稅番一一五五　別號に揭げられず又含まれざる皮革製のものにして革又はゴムの底裏を有するもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (a) 長さ二十三糎未滿のもの | 每一足 | 三一・五〇 | 一〇・五〇 | 一〇・五〇 |
| (b) 長さ二十三糎又は夫以上のもの | | | | |
| 1、長　靴 | 每一足 | 一〇五・〇〇 | 三五・〇〇 | 三五・〇〇 |
| 2、其他のもの | | | | |
| A／半靴及足頸まで達する靴 | 同 | 六三・〇〇 | 二一・〇〇 | 二一・〇〇 |
| B／別に揭げられざるもの | 同 | 七八・〇〇 | 二六・〇〇 | 二六・〇〇 |

稅番一一五六　別表に揭げられず又含まれざる纖維材料又は植物性材料のものにして革製又はゴム製の底裏を有するもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (a) 生絲又は人絹による純絹又は絹交織のもの | | | | |
| 1、長さ二十三糎未滿のもの | 每一足 | 一八・〇〇 | 六・〇〇 | 六・〇〇 |
| 2、長さ二十三糎又は夫以上のもの | 同 | 三六・〇〇 | 一二・〇〇 | 一二・〇〇 |
| (b) 全部又は一部純絹又は絹交織に非ざる織物製にして刺繡を施したるもの金銀を鏤めたるもの金屬箔を附せるもの或は彩色をなせるもの | | | | |
| 1、長さ二十三糎未滿のもの | 每一足 | 一五・〇〇 | 五・〇〇 | 五・〇〇 |
| B／同　又は夫以上のもの | 每一足 | 一三・五〇 | 四・五〇 | 四・五〇 |
| (c) 其他の材料のもの | 從價 | 四五% | 一五% | 一五% |

註　スリツパ及室內用履物なる呼稱は通常小出に使用せられざるものを謂ひ踵なきもの又は低き踵を有し閉塞の方法（卽ち紐、ボタン、締金、卸止鋲、彈力性あるバント等）を缺如せるものを謂ふ。

稅番一一五七　ゴム製の履物

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (a) 木底靴（ガロッシュ） | | | | |
| 1、木底靴（ガロッシュ） | 同 | 四二〇・〇〇 | 一四〇・〇〇 | 一四〇・〇〇 |
| 2、其他のもの | 同 | 二、四〇〇・〇〇 | 八〇〇・〇〇 | 九二〇・〇〇 |
| (b) 纖維製又は編み緒製の底裏を有し黃麻、亞麻、苧麻又は木綿を交へたる布帛製の上部を有するもの（所謂エスパドリーユと稱するもの） | 同 | 六〇〇・〇〇 | 二〇〇・〇〇 | 二〇〇・〇〇 |
| (c) 所謂ストラスブールと稱する舞踏靴 | 同 | 一、八〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 |
| (d) 其他のもの | 從價 | 四五% | 一五% | 一五% |

## 關稅定率表中一部改正

ベルギー國政府は關稅定率表中一部を左の通り改正七月四日より之を實施する旨同日附官報を以て發表せり。（單位法）

稅番六　魚類、甲殼類及軟體動物類、生活力あるもの、生鮮のもの若しくは氷凍せしめたるもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (イ)、(ロ) 變更なし | | | | |
| (ハ) 牡　蠣 | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 | |
| 1、所謂葡萄牙牡蠣 | 每百瓩 | 三〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 |
| 2、變　更　な　し | | | | |
| (ニ)(ホ)(ヘ) 變更なし | | | | |

稅番一四九　硅藻土（化石末）、石英、燧石、工を加へざるもの若くは粉末のもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (B) 男子用のもの | | | | |
| 1、長　靴 | 每百瓩 | 一、五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 |
| 2、其他のもの | 同 | 二、一〇〇・〇〇 | 七〇〇・〇〇 | 七〇〇・〇〇 |

註　現行稅番一一五五註と同じ

稅番一一五八　別號に揭げられず又含まれざる履物

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (a) 木製底裏附のもの | | | | |
| 1、木底靴（ガロッシュ） | 同 | 四二〇・〇〇 | 一四〇・〇〇 | 一四〇・〇〇 |
| 2、其他のもの | 同 | 二、四〇〇・〇〇 | 八〇〇・〇〇 | 九二〇・〇〇 |
| (b) 纖維製又は編み緒製の底裏を有し黃麻、亞麻、苧麻又は木綿を交へたる布帛製の上部を有するもの（所謂エスパドリーユと稱するもの） | 同 | 六〇〇・〇〇 | 二〇〇・〇〇 | 二〇〇・〇〇 |
| (c) 所謂ストラスブールと稱する舞踏靴 | 同 | 一、八〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 |
| (d) 其他のもの | 從價 | 四五% | 一五% | 一五% |

| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| （イ）石綿纖維を混入せる硅藻土 | 毎百瓩 | 一五・〇〇 | 三・〇〇 | 五・七五 |
| （ロ）其の他のもの 無稅 | | | | |
| 稅番三三七　燐酸銅及燐酸錫 | 毎百瓩 | 三〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 |
| 稅番四四一　獸骨筋革等より製したる膠 | | | | |
| （イ）板狀、薄板狀又は粉狀のもの | 同 | 二一〇・〇〇 | 七〇・〇〇 | 七〇・〇〇 |
| （ロ）液狀、凝結狀又は粉狀のもの | 同 | 一八〇・〇〇 | 六〇・〇〇 | 六〇・〇〇 |
| 稅番四四二　ゼラチン | | | | |
| （イ）粉狀のもの | 毎百瓩 | 二一〇・〇〇 | 七〇・〇〇 | 七〇・〇〇 |
| （ロ）變更なし | | | | |
| 稅番四五七　石鹼 | | | | |
| （イ）軟質石鹼及松脂石鹼 | | | | |
| 1、松脂石鹼無稅 | | | | |
| 2、其の他のもの | 毎百瓩 | 九〇・〇〇 | 三〇・〇〇 | 三〇・〇〇 |
| （ロ）塊狀、板狀又は棒狀の普通石鹼 | 同 | 一六五・〇〇 | 五五・〇〇 | 五五・〇〇 |
| （ハ）粉狀、砂狀又は液體のものにして別號に揭げられざるもの | | | | |
| 1、砂狀、薄片狀、木屑狀のもの | 同 | 七八〇・〇〇 | 二六〇・〇〇 | 二六〇・〇〇 |
| 2、其の他のもの | 同 | 三七五・〇〇 | 一二五・〇〇 | 一二五・〇〇 |
| （ニ）化粧用石鹼及藥用石鹼 | | | | |
| 1、硬質醫用石鹼 | 同 | 一、八〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 |
| 2、石鹼クリーム類 | 同 | 二、七〇〇・〇〇 | 九〇〇・〇〇 | 九〇〇・〇〇 |
| 3、粉石鹼 | 同 | 一、五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 |
| 4、液體石鹼 | 同 | 四五〇・〇〇 | 一五〇・〇〇 | 一五〇・〇〇 |
| 5、所謂グリセリン入と稱する透明石鹼 | 同 | 六七五・〇〇 | 二二五・〇〇 | 二二五・〇〇 |
| 6、藥用石鹼 | 毎百瓩 | 一、八〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 |
| 7、正方形又は長方形の棒狀又はパン狀の香を入れざる石鹼 | 同 | 一八〇・〇〇 | 六〇・〇〇 | 六〇・〇〇 |
| 8、球狀、棒狀、パン狀又は葉狀の化粧用石鹼 | | | | |
| A—包裝せられたる石鹼及箱入にして一箱三個以內のもの | 同 | 一、五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 |
| B—特揭なきもの | 同 | 六〇〇・〇〇 | 二〇〇・〇〇 | 二〇〇・〇〇 |
| 稅番四五七 Bis 洗濯用にして石鹼を含まざる粉狀製品 | 從價 | 四五% | 一五% | 一五% |
| 稅番八〇八　土製建築用煉瓦、燒きたるもの、燒かざるもの又は耐火に非ざるもの | | | | |
| （イ）側面又は正面用のもの | | | | |
| 1、釉藥したるもの又は七寶燒としたるもの | 毎百瓩 | 一八・〇〇 | 六・〇〇 | 六・〇〇 |
| 2、其の他のもの | | | | |
| A—穿孔又は特種型のもの | 同 | 一二・〇〇 | 四・〇〇 | 四・〇〇 |
| B—特揭なきもの | 同 | 七・五〇 | 二・五〇 | 二・五〇 |
| （ロ）其の他のもの | | | | |
| 1、穿孔又は特種型のもの | 同 | 四・五〇 | 一・五〇 | 一・五〇 |
| 2、特揭なきもの | 同 | 三・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 |
| 稅番八〇九　土製に非ざる建築用煉瓦にして別號に揭げられず又含まれざるもの | | | | |
| （イ）輕石製、石灰製又は洋灰製諸煉瓦 | 變更なし | | | |
| （ロ）其の他の建築用煉瓦殊に溶滓及類似のものを以て製したるもの | 毎百瓩 | 三・〇〇 | 一・〇〇 | 一・〇〇 |
| 稅番九三二　コルセット及其他の衣服用の胸心及彈機 | | | | |



| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| （イ）金具附のもの、ホック附のもの、釦附のもの又は布帛、革、紙、セルロイド若くは其他彈力性あるものにて被覆せらるゝもの | 同 | 九六〇・〇〇 | 三二〇・〇〇 | 三二〇・〇〇 |
| （ロ）其の他のもの | 同 | 三一五・〇〇 | 一〇五・〇〇 | 一二一・〇〇 |
| 稅番一一五九　日傘、雨傘、庭園用及市場用パラソル及其他のもの之等に對する供給品附屬品にして別號に揭げられず又は含まれざるものゝステッキに對するものに付同じ | | | | |
| （イ）變更なし | | | | |
| （ロ）供給品及附屬品 | | | | |
| 1、2、3、變更なし | | | | |
| 4、日傘、雨傘、庭園用及市場用パラソル、其他並にステッキの附屬品にして別に揭げられず又含まれざるもの | | | | |
| A—手提紐の如き纖維製品、彈力性ある止め金但被及鞘を除く | 毎一瓩 | 四八・〇〇 | 一六・〇〇 | 一六・〇〇 |
| B—其の他のもの從價 | | 一五% | 五% | 五・七五% |
| 稅番一一七三　Bis カゼイン、ゼラチン、アミドン、達拉促篤謢及其他の類似諸材料 | | | | |
| （イ）塊狀のもの、板狀のもの、管狀のもの、棒狀のもの、葉狀のもの | 毎百瓩 | 三〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 |
| （ロ）、（ハ）變更なし | | | | |

## 關稅定率表中一部改正

ベルギー國政府は織物、陶磁器に關する關稅定率表中一部を左の通り改正、九月二十六日より實施する旨、九月二十五日附官報を以て發表せり。

| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 稅番五〇一　縮紗 | | | | |
| （a）純天然絹製ノモノ | | | | |
| 1、經緯絲緻密ノモノ | | | | |
| A、捺染シタルモノ | | | | |
| I／五色及夫以內ノモノ | 毎一瓩 | 一七四 | 法 | |
| II／六色及夫以上ノモノ | 同 | 一四四 | 五八 | 法 五八 |
| B、其ノ他ノモノ | | | | |
| I／「シヤツカール」ニ織機ニテ織リタルモノ又ハ二十四枚又ハ夫以上ノ金屬板ヲ以テ織リタル生地ノモノ | | | | |
| a、粗製ノモノ | 同 | 一五九 | 五三 | 五三 |
| b、其ノ他ノモノ | 同 | 一八〇 | 六〇 | 六〇 |
| II／他ニ揭ゲザルモノ | | | | |
| a、粗製ノモノ | 同 | 二五二 | 八四 | 八四 |
| b、其ノ他ノモノ | 同 | 二七九 | 九三 | 九三 |
| 2、其ノ他ノモノ | | | | |
| A、捺染シタルモノ | | | | |
| I／一平方米ノ重量五十瓦未滿ノモノ | 同 | 一七四 | 五八 | 五八 |
| II／五十瓦及夫以上ノモノ | 同 | 一四四 | 四八 | 四八 |
| B、他ニ揭ゲザルモノ | | | | |
| I／一平方米ノ重量六十瓦未滿ノモノ | | | | |
| a、粗製ノモノ | 同 | 二五二 | 八四 | 八四 |
| b、其ノ他ノモノ | 同 | 二七九 | 九三 | 九三 |
| II／六十瓦及六十瓦以上九十瓦未滿ノモノ | | | | |
| a、粗製ノモノ | 同 | 一八六 | 六二 | 六二 |
| b、其ノ他ノモノ | 同 | 二〇一 | 六七 | 六七 |
| III／九十瓦及夫以上ノモノ | | | | |
| a、粗製ノモノ | 同 | 一五〇 | 五〇 | 五〇 |
| b、其ノ他ノモノ | 同 | 一六五 | 五五 | 五五 |

| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| (b) 他ノ纖維入ノ天然絹ノモノ | | | | |
| 1、粗製ノモノ | 同 | 一五九法 | 五三法 | 五三法 |
| 2、其ノ他ノモノ | 同 | 一七四 | 五八 | 五八 |
| 稅番五一一　他に掲げざる織物 | | | | |
| (a) 純天然絹ニシテ一平方米ノ重量 | | | | |
| 1、三五瓦未滿ノモノ | | | | |
| A、粗製ノモノ | 毎一瓩 | 二四〇 | 八〇 | 八〇 |
| B、其ノ他ノモノ | 同 | 二七〇 | 九〇 | 九〇 |
| 2、三五瓦及夫以上ノモノ | | | | |
| A、粗製ノモノ | 同 | 一三二 | 四四 | 四四 |
| B、其ノ他ノモノ | | | | |
| I／專ラ「ネクタイ」製造ニ充ツルモノ(一)、、、變更ナシ | | | | |
| II／他ニ掲ゲザルモノ | 同 | 一五〇 | 五〇 | 五〇 |
| (b) 他ノ纖維ヲ混入セル天然絹ノモノ | | | | |
| 1、粗製ノモノ | 同 | 九六 | 三二 | 三二 |
| 2、其ノ他ノモノ | 同 | 一〇八 | 三六 | 三六 |

(註)(一) 現行註ヲ維持ス

稅番六七一　指物細工部分品　家屋用トシテ組合セタルモノ若ハ組合セザルモノ又ハ金具付タルト否トヲ問ハズ(戸、窓枠、階段、ブラインド、羽目板、床板等)

| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| (a)ノ1ノ樫材若クハ山毛欅材細工云々ヲ樫材、山毛欅材若クハ「チーク」材ノ細工云々ト改ム | | | | |
| 稅番八二四　陶器製品、「マジヨリカ」燒、良質砂石製、良質粘土製ノモノ別號ニ掲ゲズ他ニ包含セラレザルモノ | | | | |
| (a) 單色ノモノ | 毎百瓩 | 三三〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| (b) 單色ニテ彩色シ金ヲ用ヒザルモノ | 同 | 四八〇 | 一六〇 | 一六〇 |
| (c) 金ヲ用ヒ又ハ數色ニテ彩色セルモノ | 同 | 六三〇 | 二一〇 | 二一〇 |
| 稅番八二五　磁器諸製品(軟質磁器、素燒、「パリアン」燒及類似ノモノヲモ含ム)別號ニ掲ゲズ他ニ包含セラレザルモノ | | | | |
| (a) 白色ノモノ | 毎百瓩 | 九〇〇 | 三〇〇 | 三〇〇 |
| (b) 白色以外ノモノ若クハ單色ニテ彩色ヲ施セルモノ | 同 | 一、二〇〇 | 四〇〇 | 四〇〇 |
| (c) 金又ハ數色ニテ彩色ヲ施セルモノ | 同 | 一、五〇〇 | 五〇〇 | 五〇〇 |

## 關稅定率一部改正

ベルギー國政府は關稅定率表中左の通り改正六月二十四日より之を實施する旨同日附官報を以て發表せり。

| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 稅番九三　梨　生鮮のもの | | | | |
| (イ) 二十瓩以下の箱、小箱、函、籠又は其他の包裝にて輸入するもの(一)(二) | | | 變更なし | |
| (ロ) 其他の樣式にて輸入するもの | | | | |
| 1、工業的用途にのみ充てられ荷造せざるもの(三) | 毎百瓩 | 五四法 | 一八法 | 二〇・七〇法 |
| 2、其他のもの | 同 | 一五〇 | 五〇 | 五〇 |

註(一)(二) 現行註を維持す

(三) 工業的用途とは捏物性、膠性、凍結性のもの、ジヤム、シロツプ、果汁等の製造を云ふ、輸入者は事實右用途に充てらるべきことを稅關吏に證明すべし

| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 稅番六九九　護謨液 | | | | |
| (イ) 各種の容器入總量一瓩以下のもの(一) | 毎百瓩 | 八二五法 | 二七五法 | 二七五法 |
| (ロ) 其他の樣式にて輸入のもの | 同 | 六〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |

(註)(一) 現行註を維持す

| | | 最高稅率 | 最低稅率 | 適用稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 稅番八五一　眼鏡用硝子 | | | | |
| (イ) 切りたるもの又は磨きたるもの | 毎百瓩 | 四、五〇〇法 | 一、五〇〇法 | 一、五〇〇法 |
| (ロ) 其の他のもの | 同 | 五四〇 | 一八〇 | 二〇七 |
| 稅番一〇八八 bis 無線電力諸機、諸電信用のもの、電話用のもの、テレヴイジヨン用のもの及其他の應用の爲のもの | | | | |
| (イ)、(ロ) | | | 變更なし | |
| (ハ) 高音受信機即移動捲線受信機及其の發動機、擴聲器、ピツク・アツプ積電器、變壓器 | | | | |
| 1、五十瓩以上の高音受信機即移動捲線受信機にして發動機を有し又有せざるもの | 毎百瓩 | 一五法 | 五法 | 五法 |
| 2、其他のもの | 同 | 五一 | 一七 | 一九・六〇 |
| (ニ)、(ホ) | | | 變更なし | |

## 小麥竝小麥製品輸入特別稅賦課

ベルギー國政府は曩に小麥竝小麥製品の輸入に關し特別稅を課する旨七月十九日の勅令(七月二十一附官報)を以て公布せる處、今般更に右特別稅を左の如く改正公布の日より實施すべき旨の勅令を九月十五日附官報を以て公布せり。

| | | 七月十九日勅令に依る特別稅 | 新勅令に依る特別稅 |
|---|---|---|---|
| 一、小麥、粒狀又は房狀のもの | 毎百瓩 | 一〇法 | 二〇法 |
| 二、小麥芽炒れるもの粉末狀のものを含む | 同 | 一三・三〇 | 二六・六〇 |
| 三、小麥粉(馬糧用のものを除く)精製小麥粉及粗狀のもの | 同 | 一四 | 二八 |
| 四、小麥芽粉 | 同 | 一九 | 三八 |

## 或種商品輸出許可制採用

ベルギー國政府は戰時に於ける國家總動員及人民保護の手段を平時に於ても確保する爲、家畜類及同肉類、馬料、肥料、武器、軍需品類、各種液體燃料、電信及電話線、藥品、皮革類、羊毛、護謨、產物物等の輸出に際しては豫め經濟省の許可を要することを規定し、右は官報に公布の日より實施すべき旨、九月二十八日附官報を以て公布せり。

又同國政府は濕式竝に乾土工器具、開鑿に際し使用せらるゝ輸送用機械の輸出に當りては豫め經濟省の許可を要すべき旨及家禽の卵竝に或種食料工業品に關しても同樣制度採用の旨夫々九月三十日附官報を以て發表せり。

## 或種商品輸入許可制實施

ベルギー國政府は左記物品輸入に當りては一九三五年五月二十三日のベルギー、ルクセンブルグ國間條約第二條の規定に從ひ豫め一定の許可を要する旨の勅令を公布し、官報に公布の翌々日より之を實施すべき旨九月十四日附官報を以て公布せり。

一、醱酵せしめたる乾酪にして固體又は半固體の揑たるもの(稅番一〇b/1)

一、仕上げられたると否とを問はず各種の織物用の梭(稅番一〇五三)

一、コロゾ製及棕櫚製釦(稅番一一九一h/1)

尙醱酵せしめたる乾酪にして固體又は半固體の揑たるもの(稅番一〇bの一)は九月三十日附勅令を以て許可制中止せられたり。

## 防空裝置の輸出入竝免稅通過許可制實施

ベルギー國政府は今般航空機に依る化學的攻擊に對する防禦裝置の輸入輸出竝に免稅通過は一九三五年五月二十三日のベルギー國、ルクセンブルグ國間條約第二條の規定に從ひ特別の許可證を要する旨、竝に右は官報に公布の日より實施すべき旨、九月二十七日附官報を以て公布せる處、十月二十七日附官報を以て右勅令を廢止し之を公布の日より失效すべき旨公布せり。

# スイス

## 輸出商品に對する新規定

スイス政府は歐洲の政狀に對する應急の措置として軍需品保持令を發し左記品目の輸出は當分の間許可を要する旨布告し本月二十日より之を實施せり

材木、鑿穫、紙屑、棉及屑、麻及屑、毛及屑、護謨及製品、鐵屑及原料鐵、銅、鐵鋼製品、鐵鋼板、鐵道材料、針金、鐵條網、銅鑛、銅屑及靑銅、鉛及半製品、亞鉛及屑、錫及屑、ニツケル及合金竝に屑、浚渫機械、鐵道車輛、動、植物性工業用油、鑛物性油脂。

**△ドイツ、スイス間淸算取極更新**（ドイツの部參照）

# イタリー

## 輸出品に對する取引稅拂戻

イタリー國政府は本年七月九日附大藏省令を以て特定の輸出品に對し既に支拂はれたる取引稅の一部を拂戻すことゝし本年七月二十日より一九三九年十二月三十一日迄之を施行する旨規定したるが、本戻稅の適用品目並に拂戻額概要左の如し。拂戻額は外國商社宛發行せる送狀價額毎百利に對し支拂はるゝ額を示す。尙右は植民地向輸出には適用なきこと勿論なり。

| 稅番 | 品目 | 拂戻額 |
|---|---|---|
| 二〇、B | 加工肉 | 二利半 |
| 四三、四四 | 砂糖漬果實、マーマレード、果實罐詰類 | 一利 |
| 四五乃至四七 | カラメル、ビスケット其の他菓子類 | 一利半 |
| 五一 | チヨコレート | 二利 |
| 九八、九九 | 油及酢漬果實、野菜、トマト罐詰 | 一利 |
| 一四〇A、一四一 | 麻 | 一利三〇 |
| 一四〇B、一四八、一四九、一五七、二五八 | 梳きたる麻、繩、麻及亞麻絲類 | 商人が輸出せる場合は二利二〇、製造家が輸出せる場合には一利 |
| 一五九、一六〇、一六七、一七八、二七〇 | 麻及亞麻製品 | 商人が輸出せる場合六利半、製造家が輸出せる場合一利半 |
| 稅率カテゴリー一三Aの各稅番 | 絹絲、綿布類にして棉花輸入稅の拂戻を受くるもの | 一九三〇年七月廿八日法律第一一〇一號に依り輸出品に包含せらるゝ外國產棉花公定價額百利に付四利但一九三七年十一月十五日法令に依り六分の取引稅を拂ひたる輸出商人に對しては五利半 |
| 二一六、二一七 | 毛絲 | 商人が輸出せる場合は四利、製造家が輸出せる場合は一利 |
| 二二五a | 帽子用フエルト | 二利 |
| 二一八乃至二二四、二二六b、二二六乃至二三五、二三六、二三九 | 毛織物、パルプ製造用フエルト毛製敷物、毛ビロード、毛靴下、毛手袋、レース其の他毛製品 | 商人が輸出せる場合一〇利、製造家が輸出せる場合二利 |
| 二七二a、b | 生絲 | 一九三七年十一月十五日法令に依り一利の取引稅を支拂ひたることを證明したる場合には八利、然らざる場合は二利 |
| 二四七 | 屑絲、屑絲 | 三利 |
| 二四八乃至二五〇 | 裁縫用絹絲 | 一利半 |
| 二五一 | 絹織物、絹ビロード、絹レース等 | 商人が輸出せる場合六利、製造家が輸出せる場合一利 |
| 二五二乃至二五八、二六〇乃至二六三、二六五乃至二七二七三a、b | 各種絹製品 | 一九三七年十一月十五日法令に依り九〇%若くは一二%の取引稅を支拂ひたることを證明したる場合は八利、然らざる場合は二利 |
| 稅表カテゴリー一五bisの各稅番並にカテゴリー一六bis中稅番二一七三 | 人絹絲及人絹織物、人絹、ビロード、人絹レース、其の他人絹製品類 | 一九三〇年七月廿八日法律により外國產纖維の平均價格に對し四分の一九三七年七月十五日法令により六分の取引稅を拂ひたる輸出商人若くは製造業者に對しては五・五〇利 |
| 三一七a、b、d | 蹄鐵用及靴用釘、木製萬力等 | 二利 |
| 五二五乃至五二七、五二七bis | 自轉車、自働自轉車、同部分品 | 二利 |
| 五八九 | 硝子及硝子製裝飾品 | 二利 |
| 六〇九 | 釉 | 二利 |
| 六一三乃至六一七 | 木製家具類 | 二利 |
| 六五八a(1)、六五八b | 芳香油、果實エツセンス | 二利 |
| 六六二 | 化粧品類 | 二利 |
| 八〇八 | 毛の附着せる鞣皮 | 二利 |
| 八〇九乃至八一三 | 皮類 | 五利 |
| 八一四 | 模造皮 | 三利 |
| 八一七 | 手袋 | 六利 |
| 八一五、八一六、八一八乃至八二五 | 各種皮製品 | 四利 |
| 八四七、八四八 | 紙及板紙 | 二利 |
| 八六八、八六九、八七一 | ピアノ、ハーモニカ | 二利 |
| 八八八乃至八九〇 | 靴、スリツパ | 三利 |
| 八九二乃至八九四 | ゴム靴、麥藁帽、帽子、ボタン | 二利 |
| 九一一 | 雜貨 | 二利 |

### 動物、肉類等に對する新輸出入稅率規定

一九三六年十月六日勅令を以て左記品目に對する輸入稅引下竝に免除方規定せられ居たる處、本年五月十八日勅令を以て前記引下竝に免除を廢棄し新に左の通り稅率規定せり。

| 稅番 | 品目 | 單位 | 稅率 |
|---|---|---|---|
| 四乃至七 | 牛 | キンタル | 八五利 |
| 八 | 食用犢（三百瓩以內のもの） | 同 | 一〇六 |
| | （三百瓩を超ゆるもの） | 同 | 九〇 |
| 一九 | 生肉 | 同 | 二〇〇 |
| | 冷凍牛肉 | 同 | 二〇〇 |
| | 其の他の冷凍肉 | 同 | 二〇〇 |
| | 豚脂 | 同 | 一五〇 |
| 一二九 | 鹽漬豚肉 | 同 | 一八〇 |
| 一三〇 | | | |

### イタリー及コロンビア間通商協定締結

イタリー及コロンビア間の通商條約關係を見るに一八九二年十月の通

商航海修條約は一九三四年九月ヨ國側より廢棄通告を爲し（翌一九三五年九月失效）次いで右條約失效前即ち一九三四年十二月當地伊國公使館とヨ國當局者間の公文交換に依る求償協定の成立を見たが、右協定は一九三五年十一月乃至三六年七月の國際聯盟の對伊國經濟制裁適用の爲發效に至らずして已み、其の後一九三六年十月伊國品輸入に對する堆積商業債權決濟方に關する協定締結せられたるのみで今日に及んだが、伊國は本年二月本國より通商專門委員を當地に特派して新通商協定締結方交涉中であつたところ、漸く四月二十八日附を以て兩國間に新求償協定締結せられた。右要譯左の通り。

▲伊ヨ間新求償協定(假譯)

第一條　伊國ハヨ國品ノ輸入ニ對シ六月每ニ其ノ割當ヲ定メ其ノ額ハ前六月ニ於ケル伊國品ノ對ヨ國輸出總額ニ該當スヘキモノトス

第二條　ヨ國爲替及輸出管理局ハ伊國品ニ對シ無制限ニ其ノ輸入許可ヲ發給スヘシヨ國ニ對スル伊國品ノ輸入ハ第一條ノ規定ニ依リヨ國品ノ對伊國輸出ヲ以テ求償セラルヘシ

第三條　兩協約國カ夫々相手國商品ノ輸入ニ對シテ爲ス支拂ハ各相手國ニ對スル自由爲替ヲ以テ決濟セラルヘシ伊國ニ輸出セラルヽヨ國品ノ決濟的支拂ハ伊國銀行(Banco de Italia)ヲ通シ爲サルヘク支拂條件ハ各國ニ對シ定メラレタル一般規定又ハ兩協定國ノ定ムヘキ規定ニ據ルヘシ

第四條　ヨ國爲替及輸出管理局ハ既ニ輸入セラレタル未決濟伊國品ニ對スル支拂許可證ヲ發給スヘシ

第五條　ヨ國爲替及輸出管理局竝ニ羅馬ノ Instituto Nazionale per i Cambie con L'Estero ハ夫々相手國ヨリ輸入セラルヽ商品ノ支拂ニ必要ナル爲替ヲ發給スヘシ

第六條　ヨ國爲替及輸出管理局竝ニ Instituto Nazionale per i Cambie con L'Estero ハ相互ニ其ノ輸出額ニ關スル統計竝ニ其ノ他ノ商業的取引額ニ關スル統計ヲ作製スヘシ此等ノ統計ハ第一條ニ定ムル規定ノ基準トナルヘシ

第七條　ヨ國爲替及輸出管理局竝ニ伊國政府ハ本協定ノ順調ナル運用ヲ保障スル爲必要ナル手段ヲ採ルヘシ本協定ノ定ムル規定ノ實施ニ當リ生スルコトアルヘキ障害ハヨ國爲替及輸出管理局 Institute Nationale per i Cambi L'Estero 間ノ協議ニ依リ解決セラルヘシ

第八條　本協定ハ調印ノ日ヨリ本年十二月三十一日迄實施セラルヘク協定國ノ一方ヨリ三月ノ豫告ヲ以テ廢棄ノ通告ヲ爲サルヽトキハ引續キ一年更新セラルヘシ

## イタリー及トルコ間通商及支拂協定締結

土伊兩國間に交涉中なりし通商及支拂協定は十月十五日アンカラに於てヌーマンメネンジョグル外務次官及オツタヴイオ・デ・ペツパ在土イタリー大使に依り署名せられたり。本協定は本年十月一日より千九百四十年六月十日迄存續すべく、其の內容に關し土紙の報ずる所に依ればイタリーはトルコに對し二億三千八百萬リーラの輸入割當量を許與せるが、其の主なるものは鷄卵九百萬リーラ(以下單位伊貨リーラ)、鮮魚三百萬、カヴイアール其の他魚卵二十五萬、小麥二千五百萬、裸麥二百萬其の他の穀類三百萬、乾野菜千萬、乾葡萄百五十萬、人蔘五十萬、煙草五百萬、油原料種子三百五十萬、蔥麻子油二百萬、オリーヴ千萬、蠟十五萬、棉花六千萬、綿屑百萬、羊毛及毛布千五百萬、羊毛屑百萬、毛百五十萬、絨氈百萬、鬣鬙二百萬、絹及絹屑百萬、クローム千五百萬、マンガン五十萬、鉛三百五十萬、アンチモン百五十萬、ヱメリー百萬、石炭六百萬、粗石綿百萬、骨及角五十萬、藥原料草木十萬、キツトレー五十萬、阿片三百萬、生皮千萬、燕麥五百萬等なり。

尙右の外伊領ドデカネス、トリポリ、ベンガジに於ける輸入割當量として乾葡萄は百四十リラ、隱元豆、扁豆其の他の乾野菜百萬リラ、家畜及其の肉三百萬リラを土國產品に許與せるものなり。

△獨墺、イタリー間關稅取極（ドイツの部參照）

△墺地利、イタリー間支拂規律に關する諸規定（ドイツの部參照）

# トルコ

## 原料品輸入關稅一部改正

トルコ國に於ては輸入原料品の一部に對し左記の通關稅の輕減を行ひ七月二十九日附官報を以て公布卽日實施せり。

記

| 稅番 | 品目 | 每百瓩 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|---|
| 六四bの內 | 乾かしたる腸（加工せざるもの、形狀の如何を問はず） | 一五〇・〇〇 リラ | 一・〇〇 リラ |
| 六八 | ＊骨炭 | 五・〇〇 | 一・〇〇 |
| 六九a、Iの內 | 脂付メリノ羊毛（カムガルン工場用として經濟省の許可あるもの） | 三一・〇〇 | 一・〇〇 |
| 一二七b | ＊乾かしたる蘊色の附きたるモルト | 一二〇・〇〇 | 六〇・〇〇 |
| 一五四 | 麥酒酵母 | 二〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 一六五の內 | ＊ココア種子（穀付又は穀なし） | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 二一一a、 | | 四五・〇〇 | 一・〇〇 |
| 二一三aの內 | 甜菜種子 | （一五） | |
| 二一七 | ＊カカオ、バター | 三・〇〇 | 〇・二〇 |
| 二三三bの內 | 樅の油（樹脂） | 七〇・〇〇 | 二五・〇〇 |
| 二五〇 | ホップ | 二〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 二六七の內 | ココ及ロゾの實 | 三〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 二七四 | 木炭タール、ラムプカーボン | 二二・五〇 | 一・〇〇 |
| 二八二 | 木材（紙及厚紙製造用として經濟省の許可あるもののみ） | 〇・三〇 | 〇・〇一 |
| 二八五a | ＊ベニヤ板及片、厚さ二粍迄のもの | 一二・〇〇 | 三・〇〇 |
| b | ＊厚さ二粍を超え六粍迄のもの | 一〇・〇〇 | 二・〇〇 |
| 二八九 | 桶板類 | 二・〇〇 | 〇・五〇 |
| 二九〇a | ＊木桶（容量二五立迄のもの） | 一〇・〇〇 | 五・〇〇 |
| 三二三c | ＊紙及その原料の內セルローズ | 五・〇〇 | 二・五〇 |
| 四一二a、1の內 | 苧麻絲麻絲（織物製造用として經濟省の許可あるもののみ） | 一二・〇〇 | 〇・五 |
| 四四〇 | 護謨、生のもの、洗つたもの | 二二・五〇 | 二・五 |
| 四七一の內 | 石英、長石、陶土、クリオライト、漂白用土 | 〇・七五 | 〇・〇一 |
| 四八二a | ＊石墨、粉末又は揑狀 | 二・〇〇 | 〇・一〇 |
| 五一七 | ＊各種鐵（塊） | 〇・七五 | 〇・〇一 |
| 五一九aの內 | 鋼鐵棒（總て垂直斷面あるもの、表面形狀の如何を問はず） | 五・〇〇 | 〇・一〇 |
| b | ＊鋼鐵板 | 一二・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五二〇a | ＊各種鐵（各種形狀のもの）ー普通品 | 一・〇五 | 〇・〇一 |
| | （註）經濟省の許可を得て工場に於いて工業に使用されるもの | 三・〇〇 | 〇・二〇 |
| | 薄鐵板及鐵條普通品三粍米以上のもの（註）經濟省の許可を得て工場に於いて工業に使用さるもの | 七〇・〇〇 | 二五・〇〇 |
| | | 二〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| | | 三〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| | | 二二・五〇 | 一・〇〇 |
| | | 八・〇〇 | 一・〇〇 |

| 稅番 | 品目 | 毎百瓩 | 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|---|---|
| a、2 | 同右三耗米以下のもの | | | |
| | (註)右に同じ | | | |
| b、1 | 銅、錫其の他を以て被覆せるもの厚さ三耗米以上のもの(亞鉛を以て電氣鍍金せるものを除く) | | リラ 一・八〇 | リラ 〇・一〇 |
| b、2 | 同右三耗米以下のもの(亞鉛を以て電氣鍍金せるものを除く) | | 三・〇〇 | 〇・一〇 |
| c | 模樣の畳かれたもの(厚さの如何を問はず)(亞鉛を以て電氣鍍金せるものを除く) | | 三・七五 | 〇・一〇 |
| 五二四a、1の内 | 鋼鐵線條 | | 四・六五 | 〇・一〇 |
| a、2の内 | 同 | | 二・七五 | 〇・一〇 |
| | (註)軍需品製造のため經濟省の許可あるもののみ | | 二・五五 | 〇・一〇 |
| 五二九bの内 | 鋼鐵の導管 | | 三・〇〇 | 〇・一〇 |
| | (註)軍需品製造のため經濟省の許可あるもののみ | | 二〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五五五aの内 | 銅及青銅の棒及板のみ | | 三〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五五七a | 銅及青銅の導管 | | 二六・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五五八a | 銅及青銅の線條 | | | |
| | (註)鍊條、電線、軍需品製造用のため經濟省の許可あるもののみ | | 二六・〇〇 | ? |
| 五六九b | *アルミニユーム及同合金塊狀又は其の他の形狀のもの | | 二三・〇〇 | 五・〇〇 |
| c の内 | 板及線條のみ | | 六六・〇〇 | 一五・〇〇 |
| 五七四a | *亞鉛鑛 | | 三・〇〇 | 〇・一〇 |
| b | 亞鉛塊 | | 四・〇〇 | 〇・一〇 |
| 五七五の内 | 亞鉛板のみ | | 一五・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五七七a | *錫及同合金—鑛 | | 三・〇〇 | 一・〇〇 |
| b、1 | *塊、棒、板(鑛を含む) | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五八〇a | *ニツケル—鑛 | | 三・〇〇 | 〇・一〇 |
| b | *塊 | | 二八・〇〇 | 一・〇〇 |
| d | 板狀の銅、ニツケル、及亞鉛の合金にて板狀のもの | | 二六・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五八三a | *アンチモニー—鑛 | | 三・〇〇 | 〇・一〇 |
| b | *塊及其の他の形狀 | | 一三・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五八四aの内 | タングステン鑛 | | 二・五〇 | 〇・一〇 |
| bの内 | 同 塊 | | 一三・五〇 | 一・〇〇 |
| 六五四b | 電氣鎔接用電極 | | 四五・〇〇 | 一・〇〇 |
| 六九四b | 鎔鑛爐用のコークス | | 七・五〇 | 一・〇〇 |
| | (註)鎔鑛爐、鎔鑛場用として經濟省の許可あるもの | 毎噸 | 三・七五 | 〇・一〇 |
| 七〇二a | 硫酸鐵 | | 九・〇〇 | 一・〇〇 |
| bの内 | 白鉛、酸化鉛、酸化亞鉛 | | 三七・五〇 | 一・〇〇 |
| d | 紺青(漂白用) | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| e | 各種鑛質染料 | | 四〇・〇〇 | 四・〇〇 |
| 七〇六 | 有機染料 | | | |
| 七〇九b | *ニス(各種)—其の他のもの(ブロンズ、アルミニユウム及染料及以外のもの) | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七一〇hの内 | 炭酸鹽、重炭酸鹽、硝酸鹽、鹽素酸鹽、ザンチン酸鹽、アミールザンチン酸鹽、エチールザンチン散加里のみ | | 一・〇〇 | 一・〇〇 |
| v | | | 三・七五 | 一・〇〇 |
| | | | 一・二五 | 〇・五〇 |



| 稅番 | 品目 | 毎百瓩 | 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 七一一dの内 | ソヂウムシヤン化物及ソヂウム蓚酸鹽のみ | | リラ 一九・五〇 | リラ 一・二五 |
| h | *苛性曹達 | | 一・二五 | 〇・一〇 |
| v、1 | 炭酸曹達鹽 | | 六・〇〇 | 〇・一〇 |
| 2 | 硝酸曹達鹽 | | 二・〇〇 | 〇・一〇 |
| 3の内 | 硫酸曹達、硼砂、水硫化物、ブランキット | | 三・七五 | 〇・一〇 |
| zの内 | シリカート曹達 | | 一・〇〇 | 〇・一〇 |
| 七一二bの内 | アムモニア硝酸鹽のみ | | 一五・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七一四bの内 | 蓚酸鹽ストロンチユム | | 一二・七五 | 一・〇〇 |
| 七一五bの内 | バリウム鹽素酸鹽、同硝酸鹽、同炭酸鹽 | | 一八・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七一六a | *金屬マグネシウム(線、リボン、粉末、塊、板、箔其他) | | 一二〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七一七hの内 | マグネシウム重酸化物のみ | | 七五〇 | 一・〇〇 |
| 七一八dの内 | カルシウム鹽化物 | | 六・〇〇 | 〇・一〇 |
| | カーバイトのみ | | 六・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七一九dの内 | 鐵酸化物のみ | | 四八・七五 | 一・〇〇 |
| 七二〇dの内 | 硫酸亞鉛のみ | | 七・五〇 | 〇・一〇 |
| 七二二a | *金屬コバルト(各種形狀のもの) | | 一四〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七二三b | *金屬クローム(鎔解せるもの) | | 九七・五〇 | 一・〇〇 |
| 七二四bの内 | 明礬土、硫酸礬土のみ | | 二〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七二五hの内 | 硫酸銅のみ | | 一・〇〇 | 〇・一〇 |
| 七三七cの内 | 砒素のみ | | 五・〇〇 | 〇・一〇 |
| 七三八bの内 | レイコニーヌ(メタアンチモナートソーダ、硫化アンチモニー)のみ | | 四・〇〇 | 〇・一〇 |
| c | | | 〇・一〇 | 〇・一〇 |
| 七四五c | *? | | 一・〇〇 | 〇・一〇 |
| | 硝酸オレインのみ | | 九・七五 | 〇・一〇 |
| 七五四yの内 | 鹽酸、硫酸 | | 三・七五 | 〇・一〇 |
| 1の内 | 鹽素 | | 〇・二二½ | 〇・〇一 |
| 七五六dの内 | 礬土 | | 三・七五 | 〇・一〇 |
| 七五七b | アセトンのみ | | 二二・五〇 | 二・五〇 |
| 七六八の内 | トリオート | | 三・七五 | 〇・一〇 |
| 七七三の内 | グリセリン | | 一一・〇〇 | 一・〇〇 |
| 七八二の内 | フオゾクレゾールB、グリコール、デフイニラミーンサン、トラリソート・チヨ・キヤルボナリソット | 從價 | 一五% | 一% |
| 八五三aの内 | アヴイロールMP、ブリアンタヴイロールB・S | | 二〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| c、1の内 | *トリクロレチレーン | | 五・〇〇 | 〇・一〇 |
| c、2 | | | | |

## 機械類輸入關稅一部改正

トルコ國に於ては輸入機械類の一部に對し左記の通關稅の輕減を行ひ八月二十九日附官報を以て公布卽日實施せり。

記

| 稅番 | 品目 | 毎百瓩 | 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|---|---|
| | 機械用帶革、皮革製機械用具 | | リラ 六〇・〇〇 | リラ 六・〇〇 |
| 八九 | 羊毛又は獸毛製、壓搾用袋嚢類(機械用革紐類、調革類(他種材料を加工の有無を問はず) | | 七五・五〇 | 七・五五 |
| 一一二 | | | 五五〇・〇〇 | 五五・〇〇 |
| 一三三c | 篩用絹織物 | | 七・五〇 | 〇・七五 |
| 一九四a | 機械用木製滑車 | | | |
| 二九五 | シリンダー、梳篦、梭、枷、各種絲卷、其の他織機(他種材料を加工の有無を問はず) | | 一七・五〇 | 一・七五 |

| 稅番 | 品目 | 每百瓩 | 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 三〇七 a、1 | 繭用掃除箒 | | 三六・〇〇 リラ | 三・六〇 リラ |
| c | 動物毛、金屬製繊維、植物製繊維等にて作られたる工業用刷毛類 | | 五〇・〇〇 | 五・〇〇 |
| 三四六 d | 製紙機又は製繊機に使用される柮（其の他擦製又は厚紙製） | | 五・〇〇 | 〇・五〇 |
| 三六二 | 普通紙、厚紙竝同製品 | | 一一二・五〇 | 一一・二五 |
| 四二四 | 機械用調革、ベルト類、其の他類似品（他種材料を加工の有無を問はず） | | 二六・五〇 | 二・六五 |
| 四四四 | 護謨製機械用調革、壓縮空氣用樋に用ふる特製管狀護謨（布或は其の他の材料にて強化し又はせざるもの） | | 六二・五〇 | 六・二五 |
| 四四九 | 其の他の護謨製品（截斷されたるもの） | | 九〇・〇〇 | 九・〇〇 |
| 四五九 | 挽臼、其の他粉挽用石（他種材料を組合せたると否とを問はず） | | 三・〇〇 | 〇・三〇 |
| 四七六 b | 金剛砂製の礪、及砥石、同類似品（他種材料を組合せたると否とを問はず） | | 一二・〇〇 | 一・二〇 |
| | | | 七二・〇〇 | 七・二〇 |
| 四八一 h1 | 土製坩堝 | | 五・〇〇 | 〇・五〇 |
| 四八二 b | 石墨製坩堝 | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 五一五 a | 汽罐用觀測硝子製品竝汽罐用水位指示硝子管 | | 六二・五〇 | 六・二五 |
| 五二九 | 各種鐵管 | | 九〇・〇〇 | 九・〇〇 |
| a1 | 鑄鐵製　厚さ六粍以上のもの | | 一・五〇 | 〇・一五 |
| b1 | 鐵製及鋼鐵製 | | 三・〇〇 | 〇・三〇 |
| b2 | 鐵製及鋼鐵製の鐵管にして內徑四分の一ブリス乃至三ブリスのもの、上部の厚さ二粍のもの（經濟省の許可あるもの） | | 七・〇〇 | 〇・七〇 |
| 五三一 a | 仕上げをなさゞる機械及同部分品（鑄鐵製及鋼鐵製の粗末なる製品の內） | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| b | 右の內ワニスを掛けたるもの、塗料を施せるもの、潤滑を引きたるもの、若くは電氣鍍金をなせるもの | | 七・五〇 | 〇・七五 |
| 五三五 b1 | 二度燒、鑞鐵用及鹿入用爐 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| 五三八 | 各種鐵製手道具 | | | |
| a | 各種鋸（齒付、齒無共） | | 一八・〇〇 | 一・八〇 |
| b1 | 鑢、長さ十六糎迄のもの | | 一六・〇〇 | 一・六〇 |
| b2 | 鑢、長さ十六糎を超ゆるもの | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| c | 鐵床、長さ二百五十瓦以上の鐵槌 | | 三・六〇 | 〇・三六 |
| d | 鍛力鋼の鋏、萬力、ヤットコ、鉗及其の他の項に揭げられざる大工道具 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| h | 螺絲（手動、機動共）、コンパス（定規、口徑測定器、螺旋錐、螺子廻し、釘拔、手押鐵孔器 | | 二七・〇〇 | 二・七〇 |
| v1 | 別號に揭げられざる其の他の工具 | | | |
| | 重さ百五十瓦迄のもの | | 三〇・〇〇 | 三・〇〇 |
| | 重さ百五十瓦以上のもの | | 一八・〇〇 | 一・八〇 |
| v2 | 硝子切鑿（但し硝子屋によつて輸入さるゝものとす） | | 五四・〇〇 | 五・四〇 |
| 五五一 a | 酸素其の他壓縮乃至液化瓦斯用導管 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| 五五二 | 坑道用ランプ、坑夫用桶、物揚用各種桶 | | | |
| a | 普通品 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| b | 着色せるもの、ワニスを塗りたるもの、エナメルを引きたるもの、若くは電氣鍍金をなせるもの | | 二四・〇〇 | 二・四〇 |
| c | 電氣裝置の坑夫用ランプ | | 六〇・〇〇 | 六・〇〇 |

| 稅番 | 品目 | 每百瓩 | 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 五五七 | 銅製及眞鍮製導管、接續及部分品 | | 普通品 | |
| a | 普通品若くは着色せるもの | | 三〇・〇〇 リラ | 三・〇〇 リラ |
| b | 磨きたるもの、ニツケル、アルミニユウム若くは其の他の普通或は酸化金屬を以て電氣鍍金をなしたるもの（經濟省の許可あるもの） | | 五五・〇〇 | 五・五〇 |
| 五六〇 | 銅線を編織せる布 | | 六七・五〇 | 六・七五 |
| 五六四 a | 銅製の坑夫用ランプ | | 八七・五〇 | 八・七五 |
| b | 右のものにしてニツケル鍍金のもの、酸化せしめたるもの、或は其の他の鍍金を施せるもの | | 一〇五・〇〇 | 一〇・五〇 |
| 五六九 c | 電氣裝置のもの | | 二六二・五〇 | 二六・二五 |
| d | アルミニウム製導管、同部分品及濾過機用の板（經濟省の許可あるもの） | | 六六・〇〇 | 六・六〇 |
| 五九八 | 氣壓計、電壓計、製造用瓦斯計、水量計及電量計（經濟省の許可あるもの） | | 〇・四〇 | 〇・〇四 |
| 六一一 | 顯微鏡（經濟省の許可あるもの） | | 一〇・〇〇 | 〇・一一 |
| 六一三 | 笛 | | 一五・〇〇 | 一五・〇〇 |
| 六一四 c | 線條計量器 | | 二・五〇 | 〇・二五 |
| 六一六 | 寫眞燒付工房及金屬學實驗所に於て使用さるゝ特殊なる寫眞及現像器具並活動撮影機 | | | |
| 六二一 | 各船艙壓漫漬器（經濟省の許可あるもの） | | 四・〇〇 | 〇・四〇 |
| 六二四 | 寒暖計、密度計、濕度計、酒精計 | | 四〇・〇〇 | 四・〇〇 |
| a | 普通品（經濟省の許可あるもの） | | 一五〇・〇〇 | 一五・〇〇 |
| b | 別號に揭げられざる工學器、測量器、三角測量器、數學器、物理學器、氣象學用器具類（經濟省の許可あるもの） | | 五二・〇〇 | 五・二五 |
| 六三二 a | 精密計量器（經濟省の許可あるもの） | | 三〇〇・〇〇 | 三〇・〇〇 |
| h | 停車場又は工場に於て用ひらるゝ固定せる若くは自動的大臺秤（鐵道の驛にて使用されるもの及臺秤のみは經濟省の許可あるもの） | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 六三四 | 其の他別號に揭げられざる工業に使用される機械器具類（經濟省の許可あるもの） | | 二〇〇・〇〇 | 二〇・〇〇 |
| 六四八 a | 蒸汽汽罐 | | | |
| | 管狀ボイラー、半管狀ボイラー若くは其の他の裝置を有するもの | | 〇・五〇 | 〇・〇五 |
| b | 其の他（但し機關用ボイラーを除く） | | 〇・三五 | 〇・〇三五 |
| 六四九 | 各種動力を用ふる機械（ボイラー付） | | | |
| b | 移動蒸汽機關及部分品（ボイラー付） | | 〇・八〇 | 〇・〇八 |
| d1 | 蒸汽タービン及固定又は半固定せる蒸汽機械類（重さ二千瓩迄） | | 〇・八〇 | 〇・〇八 |
| d2 | 重さ二千瓩以上のもの | | 〇・七〇 | 〇・〇七 |
| 六五一 | 水、空氣、石油、ベンヂン、石油誘導液其の他を用ふるモーター（電力によるものを除く） | | | |
| a1 | 石油、ベンヂン及石油誘導物を用ふるモーター（重さ五十瓩未滿） | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 2 | 其の他の力を用ふるモーター（重さ五十瓩未滿） | | 三〇・〇〇 | 三・〇〇 |
| b | 全重量五十瓩以上百瓩未滿 | | 一二・五〇 | 一・二五 |
| c | 全重量百瓩以上五百瓩未滿 | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| d | 全重量五百瓩以上千瓩未滿 | | 六・〇〇 | 〇・六〇 |
| h | 全重量五百瓩以上千五百瓩未滿 | | 四・〇〇 | 〇・四〇 |
| v | 全重量五千瓩以上 | | 二・五〇 | 〇・二五 |

| 稅番 | 品目 | 毎百瓩 | 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 六五二 | 電氣モーター、ダイナモ、高壓器、換路器、抵抗器、ボビン、送風器、通風器、其の他類似のもの（送風器並通風器は經濟省の許可あるもの） | | リラ | リラ |
| a | 全重量十瓩未滿 | | 四〇・〇〇 | 四・〇〇 |
| b | 全重量十瓩以上、五十瓩未滿 | | 一二・五〇 | 一・二五 |
| c | 全重量五十瓩以上千瓩未滿 | | 七・五〇 | 〇・七五 |
| d | 全重量千瓩以上二千瓩未滿 | | 六・五〇 | 〇・六五 |
| h | 全重量二千瓩以上五千瓩未滿 | | 五・〇〇 | 〇・五〇 |
| v | 全重量五千瓩 | | 四・〇〇 | 〇・四〇 |
| 六五六 | 製紙の各過程に使用される機械類 | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| 六五七 | 織物機械、就中梳機、寸斷機、爪繰機、絲取機、乾燥機、織機染色機其の他 | | 五・五〇 | 〇・五五 |
| 六五八 | 廻轉機、鋸挽機、削掛機、打窪機、針金製造機、汽鎚、製釘機、製罐機、硝子製造機、硝子工業に用ひらるゝ機械、セメント製造機械同臼機、金屬、土壤、木材品の製造に用ひらるゝ粉碎機械、但しコンクリートを混ずる機械を除く） | | | |
| a | 全重量二百五十瓩未滿 | | 六・五〇 | 〇・六五 |
| b | 全重量二百五十瓩以上二千瓩未滿 | | 六・五〇 | 〇・六五 |
| c | 全重量二千瓩以上 | | 六・〇〇 | 〇・六〇 |
| 六五九 | 皮革用截斷機、洗濯機、搔取機、調革及革紐製造機、靴底及靴踵釘打機、製革機、製靴機（履物縫付機は除く） | | 四・五〇 | 〇・四五 |
| 六六〇 | 衣服、帽子、履物用特殊裁縫機（但し把手付、ペタル付、或はモーター付ミシンを除く）緣取機、編目織機及其の機械部分品並代替品特殊なる裁縫機は經濟省の許可あるもの） | | 五・〇〇 | 〇・五〇 |
| 六六一 | 印刷機、石版印刷機、製本機、活字製造機、鑄造機、其の他印刷諸機械 | | 四・五〇 | 〇・四五 |
| 六六五 | 液體ガス、空氣其の他に用ふる各種喞筒（但し手動式のものを除く） | | 五・〇〇 | 〇・五〇 |
| 六六六 | 製粉機、練粉、マカロニー、ボンボン、腸詰、其の他食料品製造機、製氷機、殺菌機、壓搾機、冷却機、瓶の洗滌及充滿機、起重機、炒又は挽機、火熨斗機、洗滌機、其の他別號に掲げられざる諸機械（冷藏庫及アイスクリーム製造機、昇降機、冷却機具を除く） | | | |
| a | 重量五十瓩未滿のもの | | 一五・〇〇 | 一・五〇 |
| b | 重量五十瓩以上百五十瓩未滿 | | 一二・〇〇 | 一・二〇 |
| c | 重量百五十瓩以上五百瓩未滿 | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| d | 重量五百瓩以上二千瓩未滿 | | 九・〇〇 | 〇・九〇 |
| h | 重量二千瓩以上一萬瓩未滿 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| v | 重量一萬瓩以上 | | 七・〇〇 | 〇・七〇 |
| 六六六―一 | ボール若くはローラー付の廻轉機 | | | |
| a | 三百瓦迄 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| b | 三百一瓦―千瓦迄 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| c | 千瓦以上 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| 六六六―二 | 別號に掲げられざる機械器具の機械的部分品、鐵製、鋼鐵製其の他普通金屬製のもの（他の材料と結合せられたるもの、せられざるもの） | | | |
| a | 千瓩以上 | | 七・〇〇 | 〇・七〇 |
| b | 三百瓩以上千瓩未滿 | | 八・〇〇 | 〇・八〇 |
| c | 百瓩以上三百瓩未滿 | | 九・〇〇 | 〇・九〇 |
| d | 十五瓩以上百瓩未滿 | | 一〇・〇〇 | 一・〇〇 |
| e | 一瓩以上十五瓩未滿 | | 一二・〇〇 | 一・二〇 |
| f | 一瓩未滿 | | 一五・〇〇 | 一・五〇 |

△ドイツ、トルコ間クレヂツト内容（ドイツの部參照）

△イタリー、トルコ間通商及支拂協定締結（イタリーの部參照）

## ルーマニア

△ドイツ、ルーマニア間通商條約追加協定（ドイツの部參照）

## ポーランド

△獨波經濟條約竝貿易支拂取極內容（ドイツの部參照）

△對アルゼンテイン通商條約調印（アルゼンテインの部參照）

## ソヴィエト聯邦

### 原産地證明發給手續變更

ソヴイエト聯邦に於ては一九三八年七月三日以降輸出向ソヴイエト商品に對する原産地證明發給方に關し概要左の如き新規則實施せられたり。

一、從來外國貿易人民委員部、其の諸機關竝に在モスコーソヴイエト商業會議所に依る原産地證明發給の基礎たりし當該規則は之を廢止すると共に前顯期日以降に於ては本件證明書は專ら全ソヴイエト商業會議所、其の支部竝にソヴイエト聯邦國境各稅關を含む同會議所地方代表に依り發給せらるゝことゝなれり。

二、右に伴ひ從來原産地證明に署名し來りし全ソヴイエト商業會議所責任者の署名見本は爾後在モスコー各國大、公使館へ送付することを中止す。

### 米蘇通商協定延長

モスコー八月八日の新聞はリトビノフ及米國代理大使間に一九三八年八月四日迄有效の米蘇通商協定を一九三九年八月五日迄延長する旨の公文交換行はれ同日發效せりと報ぜり。

# スエーデン

## 燧石輸出に關する佛丁間協定

燧石の輸出に關し不必要なる競爭を避け、市場確保上より佛國デンマーク國間に協定成立せる由なり。デンマーク國は年額三萬噸の燧石を製産し殊に支那が燐寸代用に使用する關係上同國への輸出は最近著しく增加せる由なり。

## 輸出信用保證基金

スエーデン國政府は例年通り今期議會に對し一九三八―九年度輸出信用保證基金として三千五百萬冠の豫算を提出し三月二日議會の協贊を得たる處、右輸出信用保證基金制度に關しては當國輸出協會刊行に係るスエーデン輸出誌一月號に概說左の通り掲載ありたり。

一、沿　革

スエーデン輸出信用保證基金制度は一九三三年議會の協贊を經て關係法律制度と共に七千五百萬冠に減額せられたり。

二、目　的

不況時に際し專ら輸出工業の保護を目的とすると共に失業緩和の目的をも有し居れり。但し輸出業金融の補助は餘り考慮せられ居らず。

三、保證の範圍及比率

輸出信用保證は輸出業者が買主に與へたる信用の一部に相當する損失額を政府に於て補償するものにして、輸出者の蒙りたる實際損失の一部を補償するものにあらず。從て例へば輸出者に於て一萬冠の信用を與へ五千ヵ百冠の損失を生じたる場合政府の保證九十六割とすれば六千冠と買主の支拂額四千五百冠の差額千五百冠の補償を受くる譯にて五千五百冠（損失額）の六割たる三千三百冠の補償を受くるものにあらず。然して現行規定に依れば信用保證を受くるものは（イ）ソヴイエト聯邦並一般經濟的並に政治的事情に基き特に危險ある諸國に對する各種輸出、（ロ）外國に於ける大工事に從事する請負、（ハ）外國に於ける大工事に關係する機械工業、（ニ）其の他の工業にして其の中工業生產品の輸出に對しては最高七五％を、道路鋪裝石及道路溝石輸出に對しては八五％を、夫々保證し、又農業及漁業生產品の輸出に對しては總額六百萬冠を限り百％を保證し得ること（尤も今日迄の最高保證率は八五％なり）となり居れり。

四、信用保證許與條件

政府の保證すべき損失は買主の破產又は一般モラトリアム、爲替管理若は類似の手段に因る債務履行不能に基因するものたるべく、通常右兩者の危險を保證するも右の內一を保證することもあり。但し前者の場合は輸出者に於て該損失が買主の破產に因り生じたることを立證したる後二ケ月を經過するにあらざれば補償を要求することを得ず。又後者に於ては右支拂障碍が六ケ月以上繼續せるにあらざれば補償請求をすることを得ず。

尙買主の破產に基く損失に對する補償は輸出者が買主に與へたる信用が辯護し得るに足る商業上の慣習に合致し得る場合にのみ許與せられ、買主が經濟能力薄弱なる場合には補償を與へず又爲替管理等に基因する支拂不能に基く損失に對する補償は右危險が正當なるものと認めらるゝ場合に限り許與せらる。

五、實　績

政府の信用補證額は一九三三―三四年度千五百四十萬冠、一九三四―三五年度九百五十萬冠、一九三五―三六年度七百萬冠、一九三六―三七年度千三百六十萬冠にして一九三七年末現在迄に政府は三十八ケ國に對する輸出に關し、合計四千八百九十萬冠の保證を與へ內二千八百五十萬冠を補償したるが、右保證額四千八百九十萬冠は左に關するものなり。

五五・九％は對ソヴイエト聯邦輸出
二一・二％は對ラトヴイア輸出
七・四％は對ポーランド輸出

# ポルトガル

## 關稅定率表中一部改正

今般ポルトガル國關稅定率表中左の如く一部の改正を見たり。

第一條　輸入關稅定率表中第四十九條A及第一〇五八條Aを削除す

第二條　輸入關稅定率表中に左記條項を挿入す

第三九三條A　動物臟腑（乾したるもの）及其の模造品

最　高　一瓩に付　六〇センタブス
最　低　一瓩に付　二〇センタブス

第八〇三條A　加工木材卽板狀、帶狀、剜狀、棒狀のもの及非貴金屬薄板を以て一部又は全部を被覆し他の工作品を具へざる裝飾品

最　高　一瓩に付　二〇センタブス
最　低　一瓩に付　一〇センタブス

第三條　輸入關稅定率表五一五條を左の如く變更す

第五一五條　瀝靑性のもの又は之に似たるものを覆ひ又は浸着せるフエルトにして織物又は金屬纖維を交織し又は上部に附けたるもの又は附けざるもの

第四條　輸入關稅定率表索引中より左のものを削除す

フエルト　瀝靑性のものを浸潤又は覆ひたるもの又は之に似たるもの

（一）瀝靑性のもの又は之に似たるものにして織物又は金屬纖維を交織し又は上部に附けたるもの又は附けざるもの（第五一五條）

（二）瀝靑性のもの又は之に似たるものを浸潤又は覆ひたるものにして織物又は金屬纖維を交織し又は上部に附けたるもの又は附けざるもの（第五一五條）

木　材　非貴金屬を以て被覆せる板狀のもの

布　（一）フエルト瀝靑性のもの又は之に似たるものを浸潤又は覆ひたるものにして織物又は金屬纖維を交織し又は上部に附けたるもの又は附けざるもの（第五一五條）

（二）瀝靑性のもの又は之に似たるものにして織物又は金屬纖維を交織し又は上部に附けたるもの又は附けざるもの（第五一五條）

板　非貴金屬薄板を以て被覆せる木材板

帶狀木材　非貴金屬薄板を以て被覆せるものにして他の工作品を具へざるもの（第八〇三條A）

剜狀木材　（板狀、帶狀、棒狀及裝飾品）非貴金屬薄板を以て一部又は全部を被覆し他の工作品を具へざるもの（第八〇三條A）

動物質骨　乾したるもの及其の模造品（第二九三條A）
木材竹材　非貴金屬板を以て被覆せるものにして他の工作品を具へざるもの（第八〇二條A）

## 植民地關稅改正審議委員會設置

六月二十二日附官報を以てポルトガル國植民省内に植民地關稅改正審議委員會設置せられたる旨公表せられたるが、右構成委員は大藏省、外務省、商工省、農務省、組合技術評議會代理、植民地振興總務局、植民大臣選任者一名リスボン居住の植領各植民地代表（但しマカオを除く）、モサンビック會社領代表より成り廣く朝野の專門家を網羅し居る處、本委員會は豫て各方面よりの植民地關稅調整の請願其他等に基き設置せられたるものにして、各植民地經濟的發展保護の見地より之が關稅全般に亘り愼重討議し、以て各植民地關稅の必要なる改正を行はんとするものなり。

尙右法律所載の官報譯文左の通り。

法律第二八七七號

葡領各植民地關稅表ニ付必要ナル改正ヲ爲スノ件

會議ニテ決定シタル方案ニ據リ植民地相互間關稅及葡本國關稅トノ調整並各其ノ關稅事務ノ組織ニ付討議ノ目的ヲ以テ植民地關稅ノ檢討及改變ニ從事スベキ各植民地經濟代表ヨリ成ル委員任命ノ必要ニ鑑ミ將又葡領植民地帝國組織事務一切ヲ包含スル一ノ植民地關稅審議委員會ヲ設置スルノ必要アルヲ以テ茲ニ左ノ如ク命令ス

第一條　植民省內ニ左記構成員ヨリ成ル植民地關稅審議委員會ヲ設ク

（a）大藏省任命官衙關稅事務擔任課長一名
（b）外務省經濟部長
（c）商工省輸出課長兼商代表一名
（d）農務省代表一名
（e）組合技術評議會代表一名
（f）植民地損害賠償總務局經濟部長
（g）植民大臣選任者一名
（h）各植民地總督ノ指定スルリスボン在各植民地經濟代表但シ「マカオ」ヲ除ク
（i）モサンビック會社領代表
（j）書記官トシテ植民省植民地財政總務局官吏一名

補則一、組合組織ノ生產及商業ニ關係アル事項審議ノ場合ハ關係各大臣指定ノ各團體代表ヲ召集ス

補則二、本委員會會長ハ植民大臣委員中ヨリ任命ス

第二條　植民地關稅審議委員會ハ左記事項ヲ檢討ス

一、植民地經濟ノ發展及ナショナル化ノ見地ニ基ク植民地關稅ノ全般的改正
二、葡領植民地及本國相互ノ經濟發展ノ爲必要ナル總テノ關稅改正
三、葡領植民地經濟上ノ關稅保護
四、植民地ノ利益及能力ニ基キ從價稅ヲ特別關稅ニ改變ノ件
五、植民地關稅ニ關シ植民大臣ニ提議セラレタル各種諮問ノ回申

第三條　委員會ハ關稅問題ニ關スル植民大臣ノ諮問ニ回申答スベシ

第四條　稅率及關稅表中特示事項ノ訂正新名目ノ挿入、總論中ノ關稅制度ノ新設又ハ修正ハ植民大臣ノ權限ニ屬シ且植民大臣又ハ各總督ノ發案ニ依ルモノトス

第五條　植民地關稅審議委員會ハ必要ナル問ヲ召集スルコトヲ得但シ顧問ヘ議決票權ナシ

第六條　植民地關稅審議委員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス

第七條　本委員會ハ植民大臣ノ通牒ニ依リ本令第二、第三、第四條規定ノ事項ヲ討議スベシ

補則　植民地總督ハ各其ノ統治スル植民地刑法ノ爲必要ト思料スルトキハ本條指定ノ條項中ノ事項ニ關シ植民地關稅審議委員會ニ附議セラルヘキ旨大臣ニ提議スベシ



# オランダ

## 織物等の輸出禁止令運用停止

オランダ政府は歐洲政局の不安に順應する爲（一）織物、皮革、化學藥品、建築材料、金屬等廣範圍に亘る軍需品に對する輸出禁止令を發布（右は國民必需品供給の途が危險に晒されざらんことを期する爲の豫防的措置なりと說明す）即時實施すると共に（二）食糧配給、價格統制の二法案議會提出を決定し（三）更に經濟大臣は非常時局對策として自ら委員長たるべき經濟國防委員會を設置することに決定せるも、歐洲政局安定すると共に右の輸出禁止令も立法的慶手段を執るまでの臨機措置として十月四日之が運用を停止することゝなれり。

第八條　植民地財政總務局ハ本件ニ付協助スベク且本國現行關稅制度ニ準據シタル新關稅表ノ類別章案ヲ各植民地ニ送付スベシ

第九條　植民地政府ハ右章案受領後百八十日以內ニ各々其ノ關稅表及關稅事務改變案ヲ起草シ各政府參議會ノ決裁ヲ經タル後植民大臣ニ送付スベシ

尙右ニ關スル報告書並政府參議會ニ於ケル討議及決議報告書ヲ添付スベシ

補則　本條ノ規定ハ其ノ必要部分ノミニモサンビック會社領ニモ適用セラルル

第十條　本令第一條規定ノ委員會ノ新關稅表案ヲ審議シ關稅事務改編案ニ付意見ヲ具シ以テ百八十日以內ニ當該法律案ヲ添付シタル報告書ヲ起草スベシ

第十一條　植民地關稅全般ノ審議ヲ容易迅速ナラシムル爲本委員會ハ右關稅及關稅規則ノ審議ヲ小委員會ニ分擔スルコトヲ得

小委員會ハ二名ノ委員ヨリ成リ各委員ハ各目當書ヲ起草シテ他ノ委員ニ配付シ後之ヲ委員會總會ニ附議スベシ

第十二條　各植民地ハ本令第九條及第十條規定ノ書類ヲ植民地帝國參事會ニ送付スベシ植民地帝國參事會ハ當該法律案ヲ爲九十日以內ニ其ノ意見ヲ具シ之ヲ植民大臣ニ送付スベシ

第十三條　植民地關稅審議委員會ノ總テノ事務ハ植民地財政總務局財政關稅課ニ於テ之ヲ取扱フ

第十四條　本令規定ノ關稅改正事務ノ實施又ハ完成ヲ見ル間植民大臣ハ必要ト認ムル關稅及關稅規則ヲ臨時施行スルコトヲ得

第十五條　植民地關稅審議委員會書記官ハ規定ノ月俸以外ニマカオヲ除ク各植民地ヨリ支給セラルル植民月額三百エスクード乃至ヲ受ク

本令ハ「カーボベルデ」、「ギネー」、「サントメ・イ・プリンシペ」、「アンゴラ」、「モサンビック」、「葡領印度及チモール」ノ官報ニ掲載セシム

一九三八年六月二十二日

大統領　首相以下各省大臣署名

# ○アメリカ洲

## アメリカ合衆國

### 英米互惠通商協定內容

十一月十七日午後英米互惠通商協定調印せられたるが、其の重要なる點左の通り。

一、英本國、北部アイルランド、ニューファンドランド及英領植民地に適用あり。卽ちオーストラリア聯邦、カナダ、ニュージーランド、南アフリカ聯邦、アイルランド、インド、ビルマ、サザンローデシアを含まず。

一、一九三九年一月一日效力を生じ、三年間有效、以後六箇月の豫告期間を以て廢棄す。

一、米は主として其の農產物に付コンセツションを得、卽ち其の主なるものは小麥、ラード、罐詰、グレープ・フルート及或種果汁を無稅とし、又米、林檎、梨及或種罐詰果物に付減稅を爲したること等なり。尙鑛業、林業、漁業產物に付てもコンセツションを得たり。

一、英は主として工業製造品に關してコンセツションを得、卽ち米國が主として其の供給を英國に仰ぐ物品に限らる。

一、本協定に依る利益は英米兩國に行はれ居る最惠國待遇の原則に依り、他國も之に均霑すること。

一、本協定に依り英は從來の英帝國特惠政策より一步踏出したるものにして、米は或種物品に付て英自治領と大體同樣特典を得たること。

### 英米互惠通商協定內容補足

英米互惠通商協定の重要點に關しては別揭の通りなるも詳細要點左の通り補足す。

一、同協定に依り米は更にクオータ制に於けるハム割當量の增加並にハムを除く或種豚肉產物、玉蜀黍(フラツト・ホワイト・コーンを除く)及棉花の無稅据置のコンセツションを得たり。

一、尙本協定と同時に現行米加互惠通商協定に代るべき新米加互惠通商協定調印せられたるが、其の內注意すべき點左の通り。

一、米のカナダより得たるコンセツションの主なるもの

A 果物野菜　B 漁業產物
C 紙類　D 或種木材製品
E 或種化學品　F 鐵及鋼鐵製品(錫板を含む)
G 機械　H 航空機及其の機關
I 纖維工業品　J 木棉、絹、人絹製品

等の關稅引下、自動車の現行稅率据置、コンセツションを受くる物品に對する三%の特別輸入稅の廢止等なり。

一、カナダの米より得たるコンセツションの主なるもの牛、豚、豚肉製品、チーズ、鷄卵、小麥を除く穀類、穀類副產物、メーブル・シユガー、馬鈴薯、各種漁業產物、顏料、紙類等の關稅引下、樅、ムロク材の割當廢止及米加貿易量の六割を占むる無稅品目の無稅据置等なり。

一、米國キユバ間及カナダと英領諸國との間に存する貿易上の特權を除外し相手國に對し無條件最惠國待遇(稅率のみならず輸出入制限禁止、輸入割當等を含む)を與ふること。

### 英米互惠通商協定に依る本邦製綿絲布稅率

米側許與の英米互惠協定稅率に均霑すべき本邦商品は今日迄の發表に依れば、主として綿布、綿製品、毛織物、羊毛製品、陶磁器類等なる處、概ね高級品に限らるゝことゝなり居るを以て、差當り影響薄き見込尙綿絲布に關する稅率左の通り。

一、生地綿布

(イ) 平均番手百二以下にして一封度の値段七十仙を越えざるもの、從價一〇・三五%及一番手に付從量稅〇・四仙を加ふ。

(ロ) 一封度七十仙を超ゆるもの、從價七・七五%及一番手に付〇・四仙を加ふ。

二、晒綿布

(イ) 六十番手以下にして一封度八十仙を越えざるもの、從價一〇・二五%。

(ロ) 六十番手を超え九十番手以下にして、一封度一弗二十仙を超ゆるもの、同上。

(ハ) 九十番手を超ゆるもの、從價三六%

三、捺染綿布

(イ) 六十番手以下にして一封度九十仙を越えざるもの、從價一二・二五%。

(ロ) 六十番手を超え九十番手以下にして、一封度一弗四十仙以上のもの、同上。

(ハ) 九十番手を超ゆるもの、從價三九%。

四、綿絲

(イ) 六十一番手以上八十一番手以下のもの、從價二三%及一番手に付〇・一%を加ふ。

(ロ) 八十番手を超ゆるもの二十五%。

五、加工綿絲

(イ) 六十一番手以上八十番手以下のもの、從價二八・一%及一番手に付〇・一%を加ふ。

(ロ) 八十番手を超ゆるもの從價三〇%。

### 羊毛製フツクド・ラツグの稅番變更

曩に一九三五年十一月米國メノーン州ウールン・ラツグ製造業者たるニューイングランド・ギルドは、米國向本邦羊毛製フツクド・ラツグが從來稅番一一一七號のC項に依り課稅せられ居たるを不當とし、一一一六號のa項に依り課稅方米國關稅法第五一六條b項により大藏省に請願したるも、同省決定に依り却下せらるゝや更に關稅裁判所に對し再審査を要求したるに同裁判所第一部は右原告の申立を否認し、同品に對しては從來通り稅番第一一一七號のC項を適用すべき旨の判決ありたる處(昭和十二年九月二日付第二〇四號揭載)、今般原告側は聯邦關稅裁判所に對し控訴せるに同裁判所は原判決(T・D・四九〇三三)を確認する趣旨の判決を下したる旨T・D・四九五七七を以て公表あり本邦に有利なる解決を得たる次第なり。

### ズデーテン地方產品の輸入取扱

十一月九日附を以て大藏省關稅局は、全國の稅關に對し電報を以て十月一日ドイツに併合せられたる前チエツコスロヴアキア國領ズデーテン地方の產品は何國より輸入することあるも、十一月十日以後は原產地標記竝に稅率適用に付きドイツ產品と看做さるべき旨、訓令を發し、卽日施行することとせり。右に依り前チエツコスロヴアキア國領ズデーテン

地方産品は米致互惠通商協定に依り附與せられたる關稅特惠を拒否せられ、ドイツ産品として全額稅率を適用せらるべきことゝなれり。

### 米比共同準備委員會報告書內容

十一月廿八日大統領の承認を得たる米比共同準備委員會の報告書、發表せられたるが、右は比島獨立の時期に付ては獨立法の規定に關し何等變更を勸告し居らざるも、比島産品が對米輸出に當り受くる米國の特惠稅率に付ては、一九四六年比島獨立實施の五年前より各年五%宛を減じ、從て獨立實施の際は合計二十五%を減ずることゝし更に獨立實施後も各年五%宛減じ、一九六〇年に至りて特惠稅率を全廢すべく、又同期間中米國品は現在比島に於て受け居る特惠を引續き受くることゝすべきことを勸告し、更に比島財政經濟及米比兩國民權益の相互的保護に付幾多の勸告を爲し居れり。

### 米比共同準備委員會報告書要綱

米比共同準備委員會報告書發表せられたるが其の要綱左の通り。

一、獨　立
政治的獨立期は獨立法規定の通り。

二、輸　出　稅
獨立法規定の通り。但し開始期一九四〇年十一月十五日を一九四一年一月一日に改めんとす。

三、免　稅　品
葉卷、屠煙草、貝ボタン、刺繍、椰子油を現行輸出稅より免除し、刺繍を除き他は遞減無稅割當制を適用す。

四、繩　索
一九四一年五月一日 Cordage Act 滿期後は繩索に對する割當制は絶對的のものにあらず。

五、麻、コプラ
コンモンウェルス殘存期間中米國輸入稅を免除す。

六、砂糖及其の他輸出品
一九四一年一月一日より四六年七月四日迄に二割五分の無稅特典を撤廢し、獨立後は每年五分を撤廢一九六〇年十二月三十一日迄に全特惠を除去す。

七、米　國　品
米國品は獨立に至る迄現有特典を享受す。獨立と共に現行稅の二割五分を課し、以後每年五分を增加す。但し遞減無稅割當制を適用せらるべき米國製卷煙草は之を除外す。

八、財　政
比島原産の砂糖及ココナツツ生産品に對する米國消費稅徵收額は地方經濟調整資金として比島に拂戾す。

九、借　款
比島は借款清算に必要なる現行法律に依る償還年金を引續き積立つべく、又米國は輸出稅を徵收し特別資金を設定して減債基金に充つべし。

十、通貨及銀行制度
一弗對二ペソの現行爲替標準を維持し、比島歲入及銀行制度改正に付ては更に研究すべし。

十一、條　約
一九四六年七月四日以降に於ける通商、財政關係事項及財産權の決定は出來得る限り早目に兩國の商議に依り、之を條約中に規定すること。

△**米加通商條約**（カナダ之部參照）

△**米蘇通商協定延長**（ソヴェト聯邦之部參照）

## カナダ

### 米加通商條約の期間及同特典

十一月十七日華府に於て調印せられたる米加新通商條約は、有效期間一九三九年一月一日より向ふ三箇年にして、一九三五年の現行條約所定の特典を存置する外、大要左の如き特典供與を約せり。

(イ) カナダは米國品二八三品目(果物、食料品、煙草、酒精含有飮料、化學藥品、塗料、陶器、硝子器、金屬類、電氣器具、モーター、自働自轉車、飛行機及同部分品)に付、新に輸入稅率の輕減、一四六品目に付、現行率据置一八品目に付、稅率の輕減又は据置を約し、稅率の輕減を約せる前記二八三品目に付ては、外國輸入品に對し現に賦課せられつゝある三%エクサイス・タックス(英帝國産品には從來より適用なし)廢止の爲、速に立法手續を執るべきことを約す。(註)當國外務省見解に依ればエクサイス・タックス廢止せらるれど最惠國は之に均霑し得る趣なり)

(ロ) 米國はカナダ品一二九品目(魚類、馬鈴薯、木材、家畜、牛乳及同製品、豚肉、馬、銀狐皮、パルプ、紙、金屬及非金屬古物及ウイスキー等)に付、新に輸入稅率の据置を約し、カナダ、木材に原産地標記を要せざることゝし、又家畜等の輸入割當量を增大せり。

米加條約と同時に調印せられたる英米條約の締結交涉を容易ならしむる爲、カナダは英國に於てカナダ品の享受し來れる英帝國特惠の一部を拋棄すると共に(小麥一ブツシエル六%の特惠の撤廢、生林檎、梨百ウエイト四志半の特惠を八月十六日より翌年四月十五日に至る期間三志に引下げ罐詰林檎、蜂蜜、材木、サルモン、鞣皮の特惠引下等)英國品の



カナダに於て享受し來れる英帝國特惠の一部を廢止せり。(化學藥品、鐵、鋼、デイゼルエンジン、自働自轉車、漁具、飛行機部分品、齒科器具等に付)

### 本邦製品に關係ある米加新協定率

カナダが新に米國に與へたる協定率にして本邦製品に影響ありと認めらるゝ主なるもの左の通り。

| 稅番 | 品名 | 稅率 |
|---|---|---|
| 五二二—E | 木綿縫絲 | 從價一割二分五厘 |
| 五二三の中 | 生木綿 | 一割七分五厘、外に從量稅一封度に付三仙 |
| 五二三—A | 晒木綿及艶出木綿 | 二割、外に從量稅三仙 |
| 五二三—Bの中 | 染色捺染木綿一封度の價格八十仙以上の品 | 二割、外に從量稅三仙 |
| 五二三—C | 五十仙乃至八十仙の品木棉百番手以上のもの | 二割五分、外に從量稅三仙 |
| 五三二 | 綿ハンケチ | 從價稅從來通り、從量稅免除 |
| 五五三の中 | 綿ブランケツト | 從價稅從來通り、從量稅免除 |
| 五三二の中 | 綿織衣類 | 從價稅從來通り、從量稅免除 |
| 五六七 | 絹製衣類 | 從價稅從來通り、從量稅免除 |
| 五六七 | 絹製衣類 | 從價稅從來通り、從量稅免除 |
| 五六七—Aの中 | 人絹製品衣類 | 二割五分、外に從量稅三仙 |
| 五七二 | オリエンタル・ラッグ及同模造品 | 三割五分五厘、從量稅免除 |
| 六一一—Aの中 | 革製履物 | 三割、外に從量稅一呎平方に付七仙半 |
| 八九—D | 野菜罐詰 | 三割 |
| 一二三—Aの中 | 蝦罐詰 | 一割五分 |
| 一九九—B | 紙製容器 | 一個一仙但し從價二割五分を下らざることを要す |
| 三二六の一 | 瓶、コップ等 | 二割七分五厘 |

| 稅番 | 品名 | 稅率 |
|---|---|---|
| 三二六の二 | 硝子製食卓用品、カットグラス器類 | 二割五分 |
| 一八一—A | 繪葉書及クリスマス・カード類 | 三割 |
| 六五一 | ボタン類 | 三割、外に一グロスに付五仙 |

## 英帝カナダ御訪問に關聯する輸入品に對する規定

カナダ政府は十九日附國務省メモランダムを以て左の通り公表せり。

明年英帝のカナダ御訪問に關聯して輸入せらるゝ兩陛下、皇族等の御肖像、御紋章、徽章等を附せる物品又はスーベニーア類及英帝國々旗等をカナダに輸入する場合は

イ、インボイスに記載せられたる價格の倍額を以て關稅諸稅の課稅標準價格と爲すべきこと。

ロ、右物品に對しては關稅定率法第六條の規定（ダンピング稅）を適用すべきこと。

ハ、規定は本月十九日より明年六月一日迄實施すべきこと。

（備考）英帝國特惠稅率又は夫れより低き稅率を許されたる國の物品竝に十二月十九日以前に於てカナダに向け輸送中の善意の前記物品に對しては之を適用せず。

## 魚介類罐詰輸入要領

外國よりカナダに輸入せらるゝ魚介類罐詰は肉類及罐詰食料品法第二十六條に依り(イ)內容物の種類、品質、(ロ)魚類罐詰は內容物、貝類罐詰は乾燥貝肉の最低重量(オンス又はポンドにて表示することを要す)、(ハ)原產地名（國名にあらず地方名)、(ニ)罐詰製造者又は輸入者の名稱、住所等を英語にて表示するレベルを貼付しあることを要するものにして且右 Act の施行規則に依り之が輸入に當りては原產國の治安判事 Justice of the Peace 又は他の正當權限者の面前に於て作成せる右貼付レベル記載事實相違なき旨の宣誓書を提出するに非ざれば輸入を許可せざることゝなり居る處、當地駐在領政府農務省主席衞生官より右の通從來本邦よりの輸入魚介罐詰類貼付のレベル中には右條件を具備せず、卽ち(一)貝類罐詰は外罐共の重量を記載せるもの、(二)魚類罐詰中には繪のみを揭げ內容物の種類を英語を以て明記せざるもの、(三)罐詰製造者又は輸入者のイニシアルのみを記しフール・ネイム及住所を明記し居らざるもの殆ど大多數を占むる點を指摘し、右は違法なるに付速に調製あり度尤も今後短期間は特に當港着の上荷受人に於て便宜レベル貼替を爲すに於ては輸入許可を與ふることゝすべきも、右期間經過後に於てはレベル記載事項に誤あるもの及又は正當なる證明書の添附なきものは輸入拒否の已むなきに至るべし。

## 輸入品目に關する新規定

カナダ國稅省は七月五日附メモランダムを以て左記物品をカナダに輸入せむとする場合は之をカナダに於て製產せらるゝものと同級同種に屬するものと新に指定し三週間の豫告を以て實施すべき旨公表せり。

Acid Laurie.
Ammonium Citrate.
Arsphenamine (Powder)
Cobalt Acetate.
Cobalt Chloride.
Cobalt Nitrate.
Cobalt Sulphate.
Neoarsphenamine (Powder)
Sulpharsphenamine (Powder)
Zinc Laurate.

カナダ國務省は七月三十日附覺書を以て左記物品をカナダに輸入せんとする場合はカナダに於て生產せらるゝものと同級同種に屬するものと指定し三週間の豫告を以て之れを實施すべき旨公表せり。

Soaker Type Milk Bottle Washers

## 輸入品目に關する新規定

カナダ政府は九月十九日附及同二十日附國稅省メモランダムを以て左記物品のカナダ輸入に付之を同國に於て產出せらるゝものと同級同種に屬するものとして新に指定し、三週間後より之を實施する旨公表せり。

1. Hand pack fruit and vegetable fillers.
2. High Frequency Electric Vibrators for placing and compacting Concrete.

## 輸入品目に關する新規定

カナダ政府は十月二十一日及同二十四日附國稅省メモランダムを以て左記物品のカナダ輸入に付之を同國に於て產出せらるゝものと同級同種に屬するものとして新に指定し三週間後より之を實施する旨公表せり。

White portland Cement (plain and water proofed).
Machineless Cermanent Hair Waving pads.

## 雜貨類原產國標記實施方延期

一九三八年七月二十六日附總督令を以てカナダ政府は新に鉛筆、手袋、自轉車部分品、櫛、財布、ブラツシ等の雜貨品に對し原產國標記を要する品目中に新に追加し九月一日より實施すべき旨公表せるが、右實施を一九三九年一月一日迄延期すべき旨公表せり。

## 原產國標記を要する輸入品目追加

本件に關しカナダ關稅局は八月十二日附覺書を以て大要左の通告示せり。

一九三八年七月二十六日通過のカナダ政府令（オーダー・イン・カウンシル）に基きカナダ關稅定率法第十六節（原產國標記法中の原產國標記を要する輸入品目表）に左の品名を追加す。

二、總ゆる種類の書き物用、記號用、畫用の鉛筆、木製ペン軸、萬年筆

四、ゴム製手袋及織物製手袋

一八、自轉車用サドル、空氣入ポンプ、ベル、ペタル、ランプ

一九、總ゆる種類の化粧用櫛及貴重品にあらざる裝飾を施したる櫛、但し全部分動物の牙又は骨又は金屬製のものを含まず

二〇、ハンドバンクの形態をしたる婦人用金入

但しピーズ又は金屬にて編みたるもの又は之と同質のものを含まず

二一、繪畫用ブラシ

二二、縫絲、單編絲、編物絲、綴絲、刺繡絲の卷きたるもの又は包裝したるもの

二三、總ゆる種類の人形及玩具及家庭にて普通用ひらるゝ遊戲道具

二四、ガソリン又は石油燈用ガスマントル

二五、織物又は組編みの靴紐又はコルセツト用紐にして幅十二吋以下のもの

二六、スライド、フアスナー

尙右政府令に依り現行の鉛筆、ゴム製手袋、自轉車用サドルの原產國標記に關する規程は廢止す。

尙又本令施行規程要旨左の如し。

一、本令施行に際し輸出入當事者に必要なる措置を講ずる期間を與ふる爲一九三八年十一月一日迄の輸入品にて本令に規定せられたる物品には原產國標記を要せず

二、浮印又は刻印の原產國標記と雖も特に明記、產地、永久性、使用文字に關する規程に反せざる限り差支なし

## 原產國標記を要する輸入追加標記に關する細則要項

別揭の通り八月十二日附覺書を以てカナダ關稅局は原產國標記を要する輸入品目追加に關し告示せるが、十月二十七日同局は更に覺書を以て本追加品標記に關する細則を公表したるが、其の中に玩具類及靴紐の束物、箱入、包入等が消費者の手に其儘入る場合、並に小型の玩具にして標記不能なるもの又は其の代價に比し標記費用の多額を要する場合等には、其容器若くは帶紐に標記するも差支なしとせり。

## 輸入品目に關する新規定

カナダパーカー萬年筆製造會社製品と類似の商品輸入禁止に關し本年八月二十九日附を以てカナダ國稅省關稅部より同國關係當局宛通達せる原文要領を假譯すれば左の通り。

稅番一二〇九(a)の內下記商品の輸入を禁止す。

パーカー萬年筆製造會社の名稱及商標を有する商品若くは其の容器及左記形狀の一つ或は一つ以上を有するペン若くは鉛筆

(一)　矢の形態をなせるポケット・クリップ

(二)　矢印あるペン先

(三)　交互に明暗二樣の薄板二重軸

# メキシコ

## 政府書籍及藝術品の販賣稅及輸入稅免除

メキシコ國政府は五月十七日附を以て書籍、音樂譜、蓄音器、レコード、繪畫及彫刻の販賣印紙稅竝に輸入稅免除に關する大統領令を制定し六月三十日附官報を以て公布卽日實施せり。

## 輸入稅引下と本邦關係商品

本年八月十五日附官報を以て墨國政府に於ては同國爲替相場下落に依る物價騰貴對策及諸工業振興に資する爲輸入稅の引下を公布せり。其の內日本に關係ある主なる商品左の通り。

| | | |
|---|---|---|
| 護謨 | | 四〇仙を二五仙に |
| 人絹 | 絲 | 六〇仙を五〇仙に |
| セルロイド | 板 | 一〇仙を八仙に |
| 同 | 製品 | 三ペソ五〇仙を二ペソ五〇仙に |
| フオーク、ナイフ類 | | 一ペソ四〇仙を一ペソに |
| 模造 | 寶石 | 一五ペソを一〇ペソに |
| 齒科醫療及理髮用椅子 | | 一ペソを八〇仙に |

(註)　右課稅の單位は法定砥

右は公布の日より十五日後實施し、公布前既に積出濟のものは舊稅率を適用せらる。

## 對外爲替制度改正

墨貨の對外爲替相場は石油業收用以來約四割程の下落を見たる爲、右下落に依り國產品の輸出業者は利益を受くることゝなるを以て、右に課稅し其の稅金の五割を積立てゝ同國必需物資の輸入に補助金を與へ、實質上に於て爲替相場の維持を計ることゝせる旨、八月九日附官報を以て大要左の法律の公布を見たり。

一、本年二月に於ける平均相場より墨貨を基礎として騰貴せる輸出品の價格に對し一割二分課稅を爲す。

二、經濟省、大藏省、國立銀行等の代表を以て委員會を組織し、課稅品目、輸出品價格の査定等に當らしむ。

三、右稅金の五割を積立て、國家經濟上必要なる物資の輸入に對し其の價格の二割に當る補助金を支給す。

四、右法律は公布の日より實施す（但し課稅品目及び細則は未だ公布せられず）。

尙主として右法律の影響を受くるものは輸出の五割以上を占むる米國人經營の鑛產物にして、本邦向の亞鉛も包含せられ、又人絹絲其の他の原料品の輸入には好都合なるべしと觀測せられて居る。

## 輸出品課稅と本邦向商品

八月十日附官報を以て輸出品に對する課稅品目公表せられたる處輸出品の大部分は課稅せらるゝことゝなりたるが注意すべき點及日本に關係ある點は左の通り。

一、內外金銀貨及日本向車海老の無稅となりたること

二、公定相場を棉花風袋込重量一瓩に付七仙九厘、亞鉛正味量一瓩に付五仙と定め右に課稅すること

三、重油及其の副產物は政府直輸出のものを除き普通市價を基礎として課稅すること。

(註)「ペソ」貨下落の結果輸出品の價格騰貴し輸出業者利益すべしとの見地より一割二分の課稅を爲すものなり。

## 輸出品課稅

本件に關しては別揭の如くなる處右法律竝に施行細則譯文下の通り。

(一九三八年八月四日制定、八月九日公布)

墨國輸出稅法

第一條　輸出品ノ墨貨價格カ本年二月ノ平均價格ヨリ騰貴ヨル場合右輸出品ニ對シ其ノ評價額ノ一割二分ニ當ル稅金ヲ課ス

第二條　前條ニ定ムル規定ノ適用ヲ受クヘキ品目ハ本法第六條規定ニ依リ設置セラルル委員會之ヲ決定スヘシ

右委員會ハ又輸出品ノ評價額ヲ査定スヘシ

第三條　本課稅ニ於テ評價額トハ前記委員會カ各品目ノ特殊事情ヲ考慮シテ査定スル物品ニ對スル價格ヲ云フ

第四條　本稅金ハ貨物輸出ノ際之ヲ現金ニテ稅關ニ納付スヘシ

輸出業者カ右ノ方法ニテ本稅ヲ納付シ得サル場合ハ大藏省ハ豫メ充分ナル保證ヲ爲サシメタル上稅金納入ニ付六十日ノ猶豫期間ヲ許與スルコトヲ得

第五條　本法ニ依リ設定セル輸出稅收入ノ五割ハ之ヲ本法第六條規定ニ依リ設置セラルル委員會ニ於テ國家經濟上必要ト認ムル貨物ノ輸入ニ對シ其ノ墨貨價格ノ二割ニ相當スル補助金ノ支給ニ充當スヘシ

右ノ爲本稅徵收額ノ五割ヲ以テ該委員會ニ於テ處理スヘキ基金勘定ヲ設定シ每年十二月三十一日迄ニ該委員會カ當該目的ノ爲使用セサル額ハ之ヲ大藏省ノ處分ニ委スヘシ

第六條　前諸條ノ規定執行ノ爲大藏省代表者、經濟省代表者、農務勸業省代表者、大藏省稅關委員長、國立銀行代表者及外國貿易銀行代表者ヲ以テ委員會ヲ組織

スヘシ
該委員會ハ右委員會ニ於テ作成シ且大藏省及經濟省ノ承認ヲ得タル施行細則ニ準據シテ執務スヘシ
該委員會ノ執務上ノ經費ハ第五條規定ニ基キ設立スヘキ基金勘定ヨリ之ヲ支辨スヘシ
第七條　前條ニ規定セル委員會ハ輸出品評價額査定ノ爲輸出業者ノ意見ヲ聽取スルコトヲ得
補則　本法ハ官報公布ノ日ヨリ効力ヲ發生ス

### 雜貨輸貨關稅引下

メキシコ國政府は八月二十二日附官報を以て諸雜貨の輸入關稅引下を行ひたるが其の內日本に關係ある主要商品左の如し。

セルロイド櫛は四ペソ五十仙を四ペソに
セルロイド玩具は三ペソ五十仙を二ペソに
ゴム製玩具は三ペソ五十仙を二ペソに
護謨製品一箇五十瓦以下のものは三ペソ五十仙を二ペソ五十仙に
同一箇五十瓦以上のものは三ペソを二ペソに(以上は單位法定キロ)
自轉車は一臺二十五ペソを十五ペソに
ペニヤ板風袋附一瓩十仙を八仙に

### 人絹絲輸入稅引上

墨國政府は十月十一日附官報を以て人絹絲一メートル四百回轉以下のもの丶輸入稅を法定風袋込一キロに付六十仙を三ペソ九十仙に引上げたる旨(大統領令第二條規定の許可なき物は五ペソ十仙)公布せり。
傳へらる丶所によれば墨國政府は近く人絹輸入統制會社を設立せしめ同會社に輸入稅の一部を拂戻す意嚮ありと。

## サルヴァドル

### 齒科醫療機械類關稅引下げ

エル・サルヴアドル國に於ては從來齒科醫療機械及齒科用品に禁止的高率關稅を課し居たる處、之等商品の關稅引下に依り齒科醫の診察料を低減せしめ、以て一般大衆口腔衞生の向上を計らんとするの見地より今般政府は五月四日附國會令第三十四號(同月九日附官報に公布)を以て大要左記の如く關係關稅を改正せり。

(一)　齒科醫用機械、附屬品及部分品(電氣機械及足踏式兩者共)百瓩に付米貨八十五弗を二十六弗八十仙に引下ぐ。
(二)　螺板、型、銀銅合金、海綿狀金、セメント、齒科醫用化學製品及藥品等齒科專用品七稅番に亘り一瓩に付米貨一弗七十仙を六十八仙に引下ぐ。
(三)　義齒一瓩に付米貨三弗三十仙を百瓩に付六十八仙に引下ぐ。
(註)　尙本改正稅率は最低稅率なり。

## ニカラグア

### ニカラグア國爲替管理法(假譯)

ニカラグア國爲替管理法(一九三八年六月三日制定　一九三八年六月九日公布)

第一條　當國內ニ流通スル外國爲替ハ其ノ振出地ノ如何ヲ問ハス之カ自由取引ヲ停止シ右爲替ハ爲替管理委員會ニ於テ管理シ「ニカラグア」國立銀行トノミ取引スヘシ
第二條　「ニカラグア」國立銀行ヲ外國爲替及外國貨幣ノ賣買ニ關スル共和國領土內ニ於ケル唯一ノ公認機關トス　爲替ノ賣買ハ爲替管理委員會ノ定ムル規定ニ遵ヒ且爲替管理官ノ署名アル許可書ノ提出アル場合ニ限リ之ヲ行フ　國立銀行ハ其ノ取扱ヒタル爲替ノ賣買及爲替取組餘力ニ付每日爲替管理官ニ報告スヘシ
外國爲替ニシテ其ノ使用カ振出國ニ限定セラレ居ルモノ又ハ所謂求償制度ニ據リ通商ヲ統制スル法律ニ依リ制限セラレ居ルモノハ「ニカラグア」國立銀行ノ輸出業者當座勘定ニ繰入ルヘシ　此種爲替ハ豫メ爲替管理官ノ許可ヲ得タル上次條ノ規定ニ遵ヒ國立銀行理事會ノ定ムル爲替率ニ係リ取引スヘシ
第三條　「ニカラグア」國立銀行理事會ハ每週月曜其ノ週間中同銀行ノ爲替業務ニ適用スヘキ外國爲替ノ賣買爲替率ヲ米貨一弗ノ價値ヲ有スル「コルドバ」貨ノ仙單位ニテ發表スヘシ　右處理ノ爲凡テノ外國貨幣價格ヲ建値發表當日又ハ其ノ日休會ノ場合ハ其ノ前日ニ於ケル紐育取引所ノ相場ニ基キ米弗相當額ニ換算スヘシ　前條第二項記載ノ外國爲替ノ建値ハ「ニカラグア」國市場ニ於ケル相場ニ基キ之ヲ決定スヘシ
爲替賣買ニ關スル銀行手數料ハ一九一二年三月二十日附法律ノ定ムル比率ヲ超ユルコトヲ得ス
第四條　前述ノ爲替率決定ニ當リ「ニカラグア」國立銀行理事會ハ在外爲替資金高　爲替管理委員會ノ許可シタル取引額及實際取引額　外貨ノ需要供給ノ現狀竝ニ將來ノ見透シ特ニ農產物ノ收穫輸入貿易及其ノ他特殊事情ニ因ル外貨需給ノ豫想ヲ考慮スヘシ
第五條　爲替管理委員會ハ國產品及其ノ他ノ商品ノ輸出ニ因リ生スル外貨ヲ管理シ且右輸出決算額カ「ニカラグア」國立銀行ニ既ニ賣却セラレタルカ若クハ賣却セラルヘキ外國爲替トシテ又ハ爲替管理委員會カ求償制度ニ據リ通商ヲ統制セルカ若クハ統制スヘキ國ノ原產竝ニ發送ニ係ル商品トシテ當國ニ發送セラレタルカ若クハ發送セラルルコト確實ナル產品ノ輸出ニ限リ之ヲ認可スヘシ
第六條　「ニカラグア」國立銀行ハ輸出品代價ヲ外國ヨリ受取リタル場合卽日之ヲ其ノ日ノ買爲替率ニテ「コルドバ」貨ニ換算シテ當該輸出業者ノ當座勘定ニ繰入レ且之ヲ利害關係人ニ通達スヘシ　本規定ハ凡テノ未決算輸出ニ適用シ右代金ノ換算ハ本法律效力發生ノ日ノ爲替率ニ依ルヘシ
但シ本條ノ規定ハ本法第二條第二項ニ適用セス
第七條　本法律效力發生前ニ既ニ決濟セル輸出ヨリ生シタル外貨ヲ未タ賣却セスシテ「ニカラグア」國立銀行ニ預金シ居ル輸出業者ニ對シテハ本法律效力發生ノ日ヨリ起算シ十五日ヲ超エサル期間內ニ限リ爲替管理委員會ヨリ外貨獲得ノ許可ヲ得タル個人ヲ相手トシテ右外貨ヲ取引及賣却スルコトヲ許容ス
輸出業者カ右外貨ヲ賣却セスシテ該期限ヲ經過セル時ハ國立銀行ハ右外貨ヲ該期限消滅當日ノ買爲替率ニテ「コルドバ」貨ニ換算シテ當該輸出業者ノ當座勘定ニ繰入レ且之ヲ利害關係人ニ通達スヘシ
但シ本法第二條第二項記載ノ外國爲替ノ預金ニ對シテハ本規定ヲ適用セスシテ同項ノ規定ニ依リ處理シ銀行ハ之ヲ規定ノ爲替率ヲ任意ニ購入スルコトヲ得

第八條　商品ノ輸入ニ因リ生スル凡テノ債務ハ「ニカラグア」入輸入業者ノ拂出ス外國人輸出業者宛小切手又ハ爲替手形トシテ當國内ニ設立セル銀行又ハ銀行業者ヲ通シ回收セラルヘシ

第九條　爲替管理委員會ハ同委員會カ國内需要上肝要ナリト認定シ且凡テノ關係者ニトリ正當且公正ナル處理ナリト確認スル方法ニ依リ爲替管理官ヲ通シ外國爲替ノ賣却ヲ許可スヘシ　爲替管理委員會ハ毎週ノ外國爲替賣却ノ許可ヲ「ニカラグア」國立銀行カ前週中ニ買入レタル爲替額及爲替許可ヲ得タルモ未タ使用セラレサルモノ又ハ其ノ殘額ニシテ既ニ取消サレタル額ノ總額ヲ超エサル額ニ制限スヘシ　爲替許可ハ讓渡スルコトヲ得ス又許可ノ日ヨリ起算シ十日以内ニ使用セサルトキハ直チニ效力ヲ失フ

第十條　「ニカラグア」國立銀行カ外貨ヲ以テ支拂フ凡テノ外國爲替ノ賣却額ニ對シ一割ノ稅ヲ課ス　輸入代金　保險料及共和國内ニ於テ習得シ得サル學術研究中ノ學生ニ對スル留學費ノ支拂以外ノ目的ニ充當スル外國爲替ノ賣却ニ對シテハ更ニ一割ノ附加稅ヲ徵收ス

爲替管理委員會カ求償制度ニ依リ通商ヲ統制スル國ノ發送竝ニ原產ニ係ル商品ノ送狀價格及輸入業者カ輸入支拂外貨購入ニ付爲替管理委員會ノ許可ヲ獲得シ居ラサル對外輸入品ノ送狀價格ニ該當スル輸出ヨリ生スル爲替債權ハ又前記一割ノ基本稅ヲ徵收セラルル外國爲替取引ト見做サル

右ノ場合課稅ハ各商業送狀價格ニ基キ徵收シ共和國稅關ハ本課稅納入ニ對スル正當ナル證明書ノ提出又ハ遲クモ商品登錄ノ日ヨリ十五日以内ニ納入スヘキ正當ナル契約ヲ爲ササル場合當該商品ヲ登錄セサルヘシ

本稅金ハ外貨又ハ「ニカラグア」國立銀行ノ定ムル賣爲替率ニ依ル「コルドバ」貨ニテ納入スルコトヲ得「ニカラグア」國立銀行ハ本稅金ヲ徵收シ且大藏省ノ規定スル期限及形式ニ依リ之ヲ報告スヘシ

第十一條　左記官公署ノ公用ニ充當スル爲賣却セラルル外國貨幣ニ對シテハ前記二種ノ課稅ヲ免除ス

一、政府

二、稅關收稅局

三、「ニカラグア」太平洋鐵道會社

四、「ニカラグア」國立銀行

第十二條　農業者及其ノ他輸出業者カ自己ノ事業經營上必要ナル合理的金額ニシテ豫メ爲替管理官ノ承認ヲ得且其ノ輸出ニ因ル外國爲替決算額ノ二割以内ノ額ナル場合ハ右相當額外貨ノ賣却ニ對スル一割ノ基本課稅ヲ免除ス

天然產物及國產原料ヲ以テ加工シタル農產品又ハ工業產品ニシテ爲替管理委員會ニ於テ現在輸出セラレ居ラサル物產ト認ムル場合ハ右輸出業者ニ對シ其ノ輸出ニ因ル外國爲替決算額ノ一割ニ當ル補償金ヲ下附スヘシ　右補償金ハ「ニカラグア」國立銀行ニ於テ當該外貨ノ取引ニ當リ爲替賣却ニ對スル一割稅賦課ノ際決算當日ノ爲替率ニテ之ヲ當該輸出業者ニ交付ス

第十三條　前條ニ規定スル一割ノ基本稅徵收額ハ優先的ニ左ノ目的ニ使用ス　第一　一九三八年三月五日附行政命令ヲ以テ規定セル政府ノ支拂フヘキ國家ノ所謂「凍結貿易負債」整理ノ爲　第二　爲替管理委員會ノ俸給及費用ノ「コルドバ」貨支拂ノ爲　但シ右金額ハ該稅徵收總額ノ三分ヲ超ユルコトヲ得ス　基本稅ノ前記支出ヲ差引キタル剩餘額及一割附加稅總額ハ之ヲ國庫收入ニ繰入ルヘシ

第十四條　第十二條ノ規定ニ基キ爲替管理委員會ノ認定スル新規輸出ヲ營ム貿易業者ハ右輸出ニ依ル收入外貨總額ヲ爲替管理委員會ニ於テ絕對必要ト認ムル商品ノ輸入ニ使用スルコトヲ得

第十五條　共和國領土内ニ於ケル銀塊ノ自由取引ヲ金塊取引停止ニ關スル一九三七年七月三十一日附法律第十條規定ト同樣ノ形式及同樣ノ條件ニテ暫定的ニ停止ス

第十六條　爲替管理委員會ニ本法制定以前ニ賦與セラレ且現ニ有效ナル契約又ハ「コンセツシヨン」ニ依リ特典ヲ享有シ居ル個人又ハ會社ノ爲替管理ニ關聯スル取引及營業ニ關スル統制ヲ爲ス權限ヲ附與ス

第十七條　本法ノ規定　爲替管理ニ關シ現ニ有效ナル規定又ハ夫等ノ施行細則規定ニ對スル凡テノ一部的又ハ全部的違反ニ對シテハ右違法行爲ノ目的タル各取引高ト同額ノ罰金ヲ課スヘシ未遂犯ハ審査官ノ合理的鑑定ニ依リ既遂犯トシテ處罰セラルヘシ

本罰金刑ハ當該爲替ノ賣手　買手　共犯者　隱匿者ニ對シ之ヲ適用ス

罰金刑ハ判決ノ定ムル一個月ヲ超エサル期間内ニ右支拂ヲ履行セサル場合審査官ノ見解ニ基キ之ヲ輕拘留　輕禁錮又ハ輕謫刑ニ換刑スルコトヲ得右換刑ノ場合輕拘留　輕禁錮又ハ輕謫刑各一日ハ五「コルドバ」ノ罰金ニ相當スルモノトス

第十八條　左記ノ行爲又ハ不作爲ヲ本法ニ依リ處罰セラルル違反ト爲スコト

a　「ニカラグア」國立銀行以外ノ個人又ハ法人ト外國爲替ヲ取引スルコト

b　脫稅又ハ輸出ニ因リ生スル外貨ノ一部ニ對スル爲替管理委員會ノ査閱逃避ノ目的ヲ以テ外貨購入及產物輸出ノ請願書ニ惡意ヲ以テ虛僞ノ資料ヲ提示スルコト

c　豫メ爲替管理委員會ノ許可ヲ得スシテ何等カノ產物ヲ輸出スルコト

d　爲替管理官又ハ爲替管理委員會ノ許可ヲ得テ獲得セル外貨又ハ外國爲替ヲ請願書ニ提示セルト異ナル用途ニ使用スルコト

e　經路又ハ方法ノ如何ヲ問ハス豫メ爲替管理委員會ノ許可ヲ得スシテ外國爲替ヲ海外ヘ送出スルコト

f　當國通用銀貨ヲ熔解スルコト

g　何等カノ方法ニ依リ流通正貨及一九三七年八月二日附大統領令第二條規定ニ違反シテ外國貨幣ヲ海外ニ持出スコト

h　貿易外受取ヨリ生スル外國爲替ヲ其ノ入手ノ日ヨリ十五日以内ニ「ニカラグア」國立銀行ト取引セサルコト

i　本條ニ規定セラレサルモ爲替管理委員會ニ於テ違反ト鑑定セル其ノ他ノ行爲又ハ不作爲

第十九條　一九三七年七月三十一日附法律第十條及本法律第十五條ノ規定ニ對スル凡テノ違反ニ對シテハ該金塊又ハ銀塊ヲ沒收シ且右沒收金屬價格ト同額ノ罰金ヲ課スヘシ右隱匿者及共犯者ハ主犯者ト同樣ノ刑罰ニ處セラル

未遂犯ハ既遂犯トシテ處罰スヘシ　罰金刑ハ第十七條規定ノ方法ニ準シ輕拘留　輕禁錮及輕謫刑ニ換刑スルコトヲ得

第二十條　爲替管理官ヲ前諸條規定ノ違反檢察官吏トス審査及判決ニ關スル處理ハ警察規則第五五〇條以下ニ定ムル行政處分ヲ以テ律シ右規定ヲ本件ニ適用ス

第二十一條　被告カ爲替管理官ノ判決ニ不服アル場合ハ判決言渡ヨリ二十四時間以内ニ爲替管理委員會ニ上訴スルコトヲ得爲替管理委員會ハ二十四時間以内ニ告訴人及爲替管理官ヲ取調ヘ更ニ四十八時間以内ニ訴訟ヲ他ニ回付スルコトナク判決スヘシ

爲替管理委員會ノ判決ニ對シ上告スルコトヲ得ス

爲替管理官カ訴訟ヲ受理スル場合ハ被告ヲシテ罰金相當額ヲ豫メ稅務署ニ積立シムルコトヲ要ス

第二十二條　前諸條ニ定ムル罰金ハ共和國會計官署ヲ通シ國庫ニ繰入ルヘシ

第二十三條　爲替管理官又ハ爲替管理委員會ノ許可ヲ得テ獲得セル外貨又ハ外國爲替ヲ請願書ニ提示セルト異ナル用途ニ使用スルコトヲ得

第二十四條　政府ニ本法施行細則制定ノ權能ヲ附與ス

第二十五條　一九三七年十二月二十三日附法律第一條　第二條　第三條　第四條　第五條及第六條竝ニ本法ニ反スル一切ノ規定ヲ廢棄ス　本法ハ緊急且公ノ秩序上必要ニシテ官報公布ノ日ヨリ效力ヲ發ス

# パナマ

## 貨物の船積書類に關する規定改正

パナマ國政府は同國向貨物の船積書類に關する規定を十一月八日附大統領令を以て左の通り改正せる趣なり。

(イ) 船積書類(領事インボイス其の他)は右書類に查證又は認證をなしたる領事館に當該貨物を積込みたる船舶の出帆後二十四時間以内に提出すべきものとす。但し二十四時間を經過し提出せる場合は二倍の手數料を徵收すべし。

(ロ) 領事はインボイスの餘白に船積書類の提出日時及當該船舶の出帆日時竝インボイスを明記すべし。

# キユバ

## 關稅定率表中新品目追加

キユバ國政府は電球工業助長の趣旨より白熱電球製造原料品たる硝子球、管及棒の現行關稅定率表中追加方に關するキユバ電球製造會社の請願を許容し、今般大統領令第一二三五號を以て左記の通り現行關稅定率表稅番一一D項の次にE項を新たに設け之を追加し六月十日より實施せり。

| 稅番 | 品目 | 單位 | 最高稅率 | 最低稅率 | 對米特惠輕減率 | 對米稅率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一 E | 電球製造業者が特に其の工場にて電球を製作する爲め輸入する硝子球、管及棒 | 百瓩 | 一三・三六弗 | 六・六八弗 | 四〇% | 四・〇〇八弗 |

尙右大統領令は硝子球、管及棒の國內製造量が國內消費を充分に充當し得る域に達する迄米國品に對する特惠輕減率を暫行的に九〇%と定め居れり。

## 生活必需品に對する最低稅率適用期間更新

キユバ國政府は生活必需品ガソリン、乾鱈、ガルバンソ豆、色付及白隱元豆及米(但し邊羅米を除外し同米の輸入關稅は百瓩に付四弗七〇仙と特定せらるる)の五品目に對する最低稅率適用期間を十月二日より向ふ六箇月間更に延長することに決定し、其の旨十月四日附官報を以て公布したり。

# ハイテイ國

## 珈琲輸出稅改正

ハイテイ國政府は、珈琲の輸出稅を左記の通り改正し、九月二十二日附官報を以て公布したり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 珈琲 | 標準第一級品 | 一瓩に付 | (グルド)〇・〇三〇〇〇 |
| 同 | 同第二級品 | 同 | 〇・〇五〇〇〇 |
| 同 | 同第三級品 | 同 | 〇・一〇〇〇〇 |
| 同 | 自第四級品至第七級品 | 同 | 〇・一五六七五 |

△**フランス、ハイテイ國間通商協定實施**　(フランス之部參照)

△**特定布類及同製品輸入割當制度新設**　(フランス之部參照)

# マルチニツク島

△**特定布類及同製品輸入割當制度新設**　(フランス之部參照)

# グアデループ島

△**特定布類及同製品輸入割當制度新設**　(フランス之部參照)

# ドミニカ國

## 棉實油、玉蜀黍油及大豆油內國稅改正

ドミニカ國政府は五月四日附法律第一五〇五號を以て棉實油、玉蜀黍油及大豆油の內國稅を純量一瓩に付〇・〇六弗より〇・一二弗に改正したり。

# コロンビア

## 綿布等輸入許可停止一部取消詳報

コロンビア政府は、綿布等輸入許可停止取消に關し、左の通り發令せり。

一、綿毛織物の制限付輸入許可命令左の如し。

一九三七年及本年當初數ケ月のコロンビア國外國貿易バランスは著しく不均衡となりたる爲四月二十二日附決定第七〇號を以て

稅番二二〇　漂白したる厚地綿布

同　二二一　綾木綿(漂白又は着色無地又は加工したるもの)但し稅番二二九Aの綾木綿を除く

稅番二二二　異色の絲を配合したる漂白染色したる綿布にして稅番二二〇に揭げざるもの

稅番二二二Bis　窓掛家具被用綿布、更紗綿縮捺染等の綿布にして稅番二二二に揭げざるもの

稅番二二六Bis　掛蒲團寢臺被布及肩掛布

稅番二六八B　漂白染色又は捺染したる羅紗にして稅番二六八Aに揭げざるもの

に記載する綿布及毛織布の輸入許可發給を停止したるが(一)最近數ケ月に於ける共和國銀行の外國爲替收入は著しく增加し外國貿易バランスの不均衡は大に緩和せられたること、(二)國內に於ける綿毛織布のストックは前記決定第七〇號公布以來減少したること、(三)前記の事情に鑑み爲替管理局は右稅番品の制限輸入を許可すること適當と認めたるに鑑み

コロンビア國政府は七月二十二日附爲替及輸出管理局命令第七五號を以て大要左の通り定めたり。

第一條　稅番二二〇、二二一、二二二、二二二Bis、二二六Bis及二六八Bに記載せらるゝ綿布及毛織布の輸入は一九三七年中の輸入量の二分の一に相當する量を許可すべし。之が爲、爲替管理局は豫め各商人の提出したる輸入證明に依り來る十月一日より每三月一九三七年の輸入額の八分の一に相當する額の輸入許可を發給すべし

輸入業者にして八月及九月中に前記稅番品の輸入許可を受けんとするものは輸入關係書類に夫々稅關の積荷證明書を添付爲替管理局所定の書式を以て之を同局に提出すべし

第二條　前記稅番品にして製造業者或は加工業者に供給せらるゝ場合は爲替管理局は一九三七年中同製造業者或は加工業者に依り行はれたる輸入額と同等額の輸入許可を發給することを得、此の場合には三月の割當は前記輸入額の四分の一と同等額たるべく又前條の規定と同樣の手續を爲すべし

第三條　一九三七年中輸入を行はざりし商人が提出する輸入許可の申請は直接爲替管理局協議會により輸入商社の資本金前年の取引狀況及一九三七年中に輸入を行はざりし理由を考慮して審議せらるべし

第四條　本決定は大藏省の承認を受くべし

爲替及輸出管理局長

前記の決定は爲替及輸出管理局協議會並に大藏省に依り承認せらる

一九三八年七月二十二日

爲替及輸出管理局書記官

二、毛織布の制限付輸入許可命令左の如し。

爲替管理局決定第七五號により稅番二六八Bの毛織布輸入許可は來る十月一日より一九三七年中の輸入量の二分の一と定め又同決定第二條に依り右輸入が製造業者或は加工業者に供給せらるゝ場合は之を一九三七年の輸入量と同量迄增加することを得べき旨定めたるが(一)稅番二六八Bの毛織布のストックは著しく減少し且つ同品は國內に於て製造出來ざること及(二)輸入せらるゝ毛織布の全部はコロンビア國衣類其の他製造業に供給せらるゝに鑑み

コロンビア國政府は八月二十日附爲替及輸出管理局命令第七六號を以て大要左の通り定めたり

第一條　爲替及輸出管理局決定第七五號第二條の稅番二六八Bの毛織布の輸入は之を凡ての輸入業者に適用し一九三七年中の右稅番品輸入總額と同等額を割當て前記決定第七五號に定むる條件を之に適用す

第二條　本決定は大藏省の承認を受くべし

爲替及輸出管理局長

前記の決定は爲替及輸出管理局協議會に依り承認せらる

爲替及輸出管理局書記官

右承認す

一九三八年八月二十日

ボゴタ市に於て

大藏大臣

## 綿布等輸入手續改正

稅番第二二〇、二二一、二二二、二二二Bis、二二六Bis及二六八Bisに揭ぐる綿布及毛織布の輸入許可額は、從來爲替及輸出管理局決定第七五號及第七六號を以て、各輸入業者に對する割當總額に基き三箇月每に之を分割決定すべきことゝなり居りたるが、右四半期割當額を右三箇月の期間內に輸入することは取引の實際上不可能にして、不便尠なからざること、並に輸入には實際上多くの場合前拂送金を要する處、右前拂送金に對し爲替及輸出管理局が從來要求し居りたる高率保證金は右送

金を困難ならしむる事實に鑑み、十月二十七日附爲替及輸出管理局決定第七八號を以て大要左の通り定めたり。

第一條　決定第七五號及第七六號ニ依リ爲替及輸出管理局カ定メ又ハ將來定ムルコトアルヘキ割當當ハ四半期割當額ノ制限ヲ受クルコトナク關係業者ニ於テ之ヲ輸入スルコトヲ得

第二條　爲替及輸出管理局ハ外國商品輸入ノ爲必要ナル前金拂又ハ前拂送金ヲ許可ス但シ輸入額ノ一割（從來三割五分）ニ相當スル額ノ銀行保證又ハ現金積立保證ヲ爲スコトヲ要ス

第三條　本決定ニ依リ一九三八年七月二十二日附決定第七五號及同年八月十二日附決定第七六號ハ改正セラレタルモノト見做ス

第四條　本決定ハ大藏省ノ承認ヲ受クヘシ

一九三八年十月二十七日

爲替及輸出管理局長

前記決定ハ爲替及輸出管理局並ニ大藏大臣ニ依リ承認セラル

一九三八年十月二十七日

爲替及輸出管理局書記官

## 輸出本邦商品に對する注意事項

### 一、商品見本發送に於ける注意事項

（A）各種商品は種類別に包裝をなす事

輸出業者は輸入業者に向け商品見本を發送する際は必ず各商品は種類別に包裝をなし異なる種類の商品を如何に少數少量であつても決して同一包裝となさざる樣注意すべきである。

然るに輸出業者の不注意により輸入稅額異なる商品を同一包裝となせる爲、全重量に對し其の中の最も高き稅額の商品の輸入稅を課せられ輸入業者に不要の負擔を蒙らしむる事あり。或は輸入業者の依賴せざる見本にして斯る不注意に依つて招來せる課稅額大なる爲、折角發送せる見本も返送される事あり。

（B）陶器類の見本に對する考察

輸入業者は輸出業者より發送されたる數個の見本にては型、模樣共に其の國或は地方の好みに適するものを見出すこと不可能なる場合屢々あり。斯る缺點を解消させるため製造業者或は輸出業者は豫め模樣帳（模樣を主眼とせるカタログ）を作製し之を見本に添附する樣にせば輸出業者は型の異なるもの丶みを發送せば足り、輸入業者は從來不便を感ぜる模樣の選擇が廣範圍に亙つて出來て非常に便利であると思ふ。

尙此の模樣帳には（1）一梱中に入れる個數、（2）其の總重量及び純重量、（3）梱の大きさ及び其の材料、（4）間隙に詰める鉋屑やうのもの或は新聞紙の總量等も併記せば輸入業者の原價計算を一層明細ならしめ商品に對する不安を除去し確心を與へる從來發行され居る本邦商品カタログ中には此の點を忘却せるもの多く輸入業者に不便を感ぜしめてゐる狀態である。

瀨戸物類はドイツ品に比較して本邦品は重量重く一例を擧ぐれば直徑二十二糎の兩國產品は本邦品三三五グラムに對しドイツ品二五五グラムにして一個に付き八〇グラム重く一グロスに一一・五二キログラムとなり課稅に於て（一キログラムに付き三〇センターボスなれば）三・四五ペソの差額を生じ此の點本邦品は不利なれば輸出向一般商品としては重量輕きものを選ぶ事が一條件であり、斯る點に於ても優位を占むればドイツ品は價格の點に於て敵せず本邦重要輸出品たる瀨戸物類の地盤を强固ならしむる。

### 二、船積貨物に關する書類は至急發送する事

輸出業者は貨物の船積と同時に至急確實なる方法に依り其の貨物の到着前に輸入業者へ關係書類を全部發送し輸入業者をして貨物到着前に取引なし得る樣にし或は資金の融通を便ならしむる機會を與へる事は輸出業者自身にとつても、それだけ次回の注文を速く得る結果となり貿易を圓滑、盛ならしむ相互を利することゝなる。然るに本邦貿易商には之が實行者少なく關係書類が貨物と同時に到着する爲、輸入業者は何丸船便にて第何號注文及び第何號注文が如何なる割合にて入荷するや不明のため商機を逸する事あり敏速確實に發送すべきである。

### 三、蚊取線香の改良點

（A）宣傳材料の乏しき事

此の商品は同種類の外國競爭品無きため宣傳の行き亙れる曉は年中蚊のゐる熱帶國各地方に向けて一層輸出の增進を見る事と思ふ。

然るに最近輸入されたる金鳥印蚊取線香に付て見るに製造業者の添附せる宣傳用材料は一梱（三百箱入り）に唯一種類のポスター五枚のみにして新品として賣出すには餘りに材料乏しく直接消費者に接する小賣商の要求に應じ得ざる狀態にして宣傳に販路擴張に多大の不利不便を伴ふ。

一般に此の種の宣傳を要する商品に對する宣傳材料は米國品等に比し非常に少い。

（B）包數、本數の加減

總て數は個數單位よりもダース單位の方が賣買に多く用ひられて居り之に徵し小賣商の販賣を便ならしむるため或は一般消費者の包數のみ數へ本數を數へぬに着眼し、一包二十二本入りを十八本乃至十九本となし一個十包入りを十二包となす方が良策と思ふ。

（C）附屬金具の增加

元來此の商品は他の殺蟲劑等と異なり噴霧器等の必要無く何人でも容易に買ひ得ることが一特長なれば一包或は二包買ふ者に對しても要求せば分與し得る樣に一箱に二箇以上入れるか又は金具のみ別に賣る方法を採ることがより一層消費者の好評を博することゝ思ふ。二個增加としても之に對する課稅は一キログラムに付き一センターボスなれば原價に大なる差を生ずることも無きかと思はれる。

### 四、セルロイド製櫛類

（A）男子用黑及び白十二糎半、十六糎半の兩種に付て見れば携帶に便にして安價なる十二糎半黑色も一般大衆向きにして需要多し、數日前ドイツ製品見本に此の十二糎半のもの丶一部にポケットに差し得る樣にクリツプを取り付けたる新案な物を見たるもサツク入りより安價にして便利なれば今後本邦製品にもクリツプの取付けたる製品の輸出を望む。

同じく携帶用でも二折するものは未だ見當らず之は課稅（一キログラムに付き二ペソ九〇センタース）高きため高價となり餘り需要無き爲めと思ふ。

（B）少女向用ヘヤーバンド

色彩濃厚なる花の型をせるものか最も好まれる傾向あり。

### 五、當地に於ける流行ハンドバツク

之は內側は布にして口の部分はスライドフエステナアルとなし外部は着色せる珠數の如き木製の玉にて覆ひ、赤、黃、綠、青、白、黑の六色のもの、白、黑の二色のもの、白、赤の二色もの、白のみ黑のみの單一色のもの等の種類あり。複數色のものには未だ模樣を施せるもの無く各色を配列せるに過ぎず。

オリンピツクを控へる我が國製品としては一面を五輪のマークとなし一面を參加各國の國旗模樣とするも面白い樣に思ふ。之が一個の價格は二ペソ半位にして、課稅はハンドバツクに對して種々あるも此の種のものは一キログラムに付き五十五センターボスとせられてゐる。

### 輸入許可供託金廢止

曩にコロンビア國爲替管理局が輸入許可申請の際供託すべき輸入額の

五%の保證金を廢止し本年六月二十日より實施する旨既報（昭和十三年九月發行各國關稅其他九七頁揭載）の通りであるが、右概要は左の通りである。

一、一九三八年二月の法律第三二六號第六條は一九三六年七月の法律第一五八八號に定むる輸入許可書發給の權限及一九三七年七月の法律第一二五四號に定むる輸入申請に對する保證金供託に關する權限竝に國際爲替買付許可申請規則の制定同許可書使用期間の決定權限を爲替及輸出管理局に附與し居ること。

二、最近數ケ月に於ける爲替及輸入許可申請の動きは爲替管理局決定第六六號實施以來本質的變動を來したる爲、或る要求條項は今日不必要と考へられるに付之を撤廢する政策を採り商取引に大なる便宜を與ふることと得策なること。

三、爲替管理局決定第七〇號に依り輸入制限を實施し來りたる爲昨年十一月十七日附決定第六六號に定むる五%の供託金は不必要となりたるに鑑みコロンビア國政府は六月二十日附爲替及輸出管理局命令第七二〇號を以て左の通り定め卽日施行することゝせり。

**第一條**　爲替及輸出管理局ハ本決定ノ日ヨリ輸入許可額ノ五%ニ相當スル現金ヲ供託スル必要ナク輸入許可書ヲ附與スヘシ

**第二條**　本決定ノ日ヨリ來ル七月三十一日迄ノ間ニ使用期間無效トナルヘキ國際爲替買付許可書ハ其ノ使用期間ヲ各滿期日ヨリ三十日延期ス

**第三條**　國際爲替買付許可書ニシテ所定期間內ニ使用セサリシモノハ無效トス但シ關係者カ外國送金ノ爲充分ナル金額ヲ外國貨或ハ哥貨ヲ以テ內國銀行ニ供託シ之ヲ立證シタル場合ハ更ニ三十日間之ヲ使用スルコトヲ得

**第四條**　一九三七年十一月十七日附決定第六六號第四條一九三八年一月七日附決定第六八號第一條（國際爲替買付許可書使用ニ關スル規定）及第四條（外國送金ノ爲要スヘキ供託金ニ關スル規定）ヲ夫々廢止シ又前記決定第六六號ノ第二條ヲ修正シ前各條規定ノ通リトス

**第五條**　本決定ハ大藏大臣ノ承認ヲ受クヘシ

一九三八年六月十七日　ボゴタ市ニ於テ　爲替及輸出管理局長　アルヘルト・バヨン署名

前記ノ決定ハ六月十七日爲替及輸出管理局協議會ニ依リ承認セラル　書記官　署名

右承認ス

一九三八年六月二十日　ボゴタ市ニ於テ　大藏大臣　エクトール・ホセ・バルガス署名

## △イタリー、コロンビア間通商協定締結（イタリーノ之部參照）

# ヴエネズエラ

## 商品原産地證明書添附規定

ヴエネズエラ國政府は八月十日附大藏省令を以て來る十月一日以後ヴエ國向仕出地を發送せらるゝ商品は原産地證明書を要すべきことを定めたり。

右措置の目的は輸入割當制の實施に在りと認めらるゝ處右は一切の商品に關し適用せらるゝものなり。

## 領事送狀形式改正

ヴエネズエラ國政府は大藏省令を以て九月二十四日附領事送狀の形式を改正し、之に原産地名を記入し十一月二十三日以後仕出地を發送する商品に適用することゝしたるが、更に九月三十日附同省令を以て別揭八月十日附省令を廢止すると共に要領左の通り定めたり。

（一）領事送狀査證に當り當該商品の原産地證明は生産又は製造業者の誓約或は商業會議所の證明に依りて之を爲す。

（二）船荷證券に依らざる輸入はヴエ國領事査證の原産地證明書を要す。但し小包郵便に依る輸入は關稅申告書に原産地名を記入するを以て足りヴエ國領事の捺印を要せず。

飛行便に依るものは右に準ず但し（一）の形式に依り原産地を證明するを要す

當國大藏省其の他係官の說明に依れば十一月二十三日迄の實際輸入手續は原産地證明書の提示を要せざること從來通りなる趣なり。

## 新關稅法制定

ヴエネズエラ國政府は本年八月四日附法律を以て新關稅法を定め、同月二十三日の官報を以て公布したるが、右は一九三四年七月二十六日附關稅法を廢止し、之に代り公布の日より三十日を經て施行せらるゝこととなれり。

尙新關稅法施行規則は未だ制定の運に至らざる處、當國當局は本法關係部門の複雜多岐に亘る關係上、本法公布と同時に施行規則を實施するも、實際運用に當りては更改を繰返すこと、なる處あるに鑑み、九月二十二日附大統領令を以て先づ本關稅法を施行し、實際適用上の情況に應じ局部的に施行細則を定め、逐次之を綜合して總括的施行規則を制定せんとする趣旨を公布せり。仍而本法文の解釋竝實際施行振は今後當分の間複雜なる細則の設定乃至は更改を經て漸次決定せらるゝものと認めらる。

尙本法は全文十五章三百六十四條より成る廣汎なるものにして、前記舊關稅法と比較し示せば、概要左の通なり。

一、第一章　豫備規定

（イ）本章は港灣、國境及空港に依る交易竝稅關機構に關する一般的規定を總括したるものなる處、第五條單節に於て公益又は內國商工業保護の必要ある場合は特定の沿岸、湖水又は河川區域に對し適當と認むる特殊關稅制度を實施する權限を政府に附與したり。

（ロ）近年稅關に於ける一般的事務輻輳し來れるに鑑み、舊法に於て輸出入貨物の平常積取、積卸時間は午前七時より午後四時半迄と定めたるを午後五時迄と更改したり。

二、第二章　輸入

（イ）新關稅法は第一三二條に於て舊法と同じくヴエネズエラ國向輸入貨物の領事送狀に記載せられたる荷宛人は、本法及施行規則の適

用に關する限り當該貨物の輸入者にして、且其の持主と見做すことを規定し居れり。

(ロ) 舊法はアンチリア又はギアナ植民地より來る船舶の入港手續に關し煩瑣なる手續を規定し居りたるを簡單になす樣更改したり。

(ハ) 舊法に依ればヴエネズエラ國向輸出貨物の發送者は、當該ヴエネズエラ國領事より領事送狀三通の査證を受くべきことを規定したるを四通に改めたり。(第六四條)

(ニ) 舊法はヴエネズエラ國港灣に於て輸入荷物積卸中紛失したるが爲め、荷物個數が積荷明細書と符號せざるに至りたる場合は、之を船長の責任に於て密輸入と認めたるを更改し、單に紛失に依る不足と認め當該稅金の納付を免除す。

(ホ) 舊法に規定したる輸入申告書(Manifiesto de Importacion)を廢止し、事實上領事送狀を以て之に代ふることゝせり。卽第一三五條に依れば貨物の輸入者は、船舶檢疫終了後四日以內に當該貨物に關する領事送狀二通及船荷證券一通を稅關に、出するを要すべき處右は課稅法規上輸入申告書と見做さるべきことを規定し居れり。

(ヘ) 輸入貨物の稅關檢査に關しては、輸入業者の便宜を計り、必要に應じ所定の稅關構內にあらざる場所に於ても之を行ひ得ることを規定せり。

(ト) 現行關稅定率法第四六四號に依れば、商品見本として輸入稅の免除を受けて輸入し得べき商品の數量を二十五瓩とし、超過の分に對しては第三種稅率を適用すべきことを規定せるも、本法に於ては右超過の分に對する稅金納付に代り一年の期間を限り供托金を提供することを認めたり。

三、第八章　密　輸　入

(イ) 舊法は密輸入を納稅に關する違法行爲と見做し、之が處罰は罰金を課するに過ぎざりし處、他方當國に於ける密輸入は逐年其の規模を增し、經濟的又は政治的にも公の秩序を害する程度のもの行はるゝに鑑み、本法は之を犯罪と認め罰金の外體刑をも課し得べきことを規定したり。

## 綿絲布輸入割當實施

ヴエネズエラに於ける本邦綿絲布製品の輸入防壓運動對策として同國官民合成委員會は、組織の改善、原料供給の安定及國產品の直接脅威となる產品の輸入割當制、內國綿業救濟策として企業資本の縮減等を勸告し、同時に業者をして、各企業の會計制度の統一、製造品の最高價格の決定、減資其の他の措置を執るべきことを誓約せしめたる結果、同國政府は十五日附大藏省令を以て同日より六ケ月間の輸入割當數量を定めたるが、その要領左の通り。

一、綿布の輸入に對し重量を基礎とし割當制を適用す。

二、原產地又は仕立地の如何を問はず一九三八年十一月十五日より三九年五月十五日迄、綿布の輸入割當數量を左の通り定む。

| | |
|---|---|
| 稅番六六D　絲數十本以下の綿撚絲 | 三、〇〇〇瓩 |
| 稅番六五C　ドリル二〇〇瓦以上のもの | 二〇〇、〇〇〇瓩 |
| 稅番八六A　防水せざる三五〇瓦以上の帆布 | 一五〇、〇〇〇瓩 |
| 稅番一〇〇　A bedquilt | 五〇、〇〇〇瓩 |
| 　　B 綿ブランケット | 二〇、〇〇〇瓩 |
| 稅番一〇二　C タ　オ　ル | 二五、〇〇〇瓩 |

三、輸入許可請願書は本令公布の日より五日を經て受理し、提出順に處理す。

四、十一月十六日以後の日附の領事送狀を以て輸入せらるものは右割當數量に包含す。

又同國通商局長の意見によれば右品目は六十に上る業者の要請を抑へ嚴格に最少限度と爲し、數量は大體一九三六年度を基礎とし、其の二割乃至五割に該當するものにして國別の割當を爲さず當國輸入業者の請願に應じ原產地又は仕立地の如何を問はず大藏省に於て許可するものなるを以て、公平なるのみならず廉價なる日本品に取りては英國品に比し却て有利なるべしと觀測し居れり。尙當業者側も右と同樣樂觀的口吻を洩らし居りたり。

## ヴエネズエラ對佛國間通商暫定取極

ヴエネズエラ國政府は佛國政府との間に一九三八年八月七日附交換公文を以て締結したる通商暫定取極の有效期間滿了を機とし一九三八年八月十日附交換公文を以て之に代るべき通商暫定取極を締結し同月八日より一年間之を實施することゝせり。

本通商取極は兩締約國が相互的に他方の主要輸出品に對し特惠を許與し其の間に或る比率を保持せんとする趣旨を以て、佛國がヴエネズエラ國產珈琲の輸入に對し月額七千キンタールの割當量を許與するに對しヴエネズエラ國は佛國產葡萄酒、鑛源水、絹布、人絹布及化粧品等に對し輸入稅率を輕減することを約するを骨子とするものなるが、最も注意すべき點は兩締約國が夫々輸出入の均衡を以て兩國間の貿易を規律する原則と認むることを定めたることなり。

# エクアドル

## 關稅法改正

一九三六年十月三十日發布せられたるエ國現行關稅法は其の後一九三七年六月一部改正せられたる處、エ國政府は今般更に一九三八年三月三十日附を以て新關稅法を公布し、一九三六年關稅法公布後屬次行はれたる部分的改正を取纏め且舊率に比し輸入稅率を總括的に一割三分前後引上げ卽日實施することゝせり。右引上は關稅收入增加よりも寧ろ舊關稅發布當時はエ貨の對外相場が米貨一弗に付十スクレ五十仙なりしが其の後一九三七年八月爲替管理制が撤廢するやエ貨下落を辿り現在一弗に付十三スクレ八十仙見當を上下し居る實狀に卽せしめんとするものと觀測せらる。新關稅率法中注意すべき點は左の三點なり。

一、輸入稅率表に於て(イ)前述の通り殆ど總ての輸入品に對し一割三分方の引上、(ロ)舊關稅率表に於ける稅番は千二百十五番迄を有し居りしが新稅率表に於ては之を千二百二十番に擴張すると共に其の用語に多少の改訂を加へたること、(ハ)殊に舊稅關規定第二十に於て人絹は如何なる形に於て輸入せらるとも之を天絹と看做す然れども瓦斯綿(Algodon mercerizado)は之を人絹と看做すこと無しと定め居たるが、今般之を規定第二十に於て人絹及瓦斯綿は如何なる形に於ても之を人絹と看做と改正せること、卽ち例へば從來舊稅番九〇二乃至九〇五に該當し瓩當り二スクレ二〇仙乃至四スクレ八〇仙の輸入稅を課せられたる綿布も、瓦斯燒せるもの丶場合には人絹と同樣に見做され平方米當り一スクレ〇五仙乃至二スクレ四五仙及瓩當り一二スクレ二〇仙乃至一五スクレ三〇仙(新稅番一〇六五)を課せらるゝことゝなるべ

く新重量のみに付ても平均從來の約四倍半の課稅となる次第なり。

二、輸出稅率表に於ては舊稅に比し、(イ)獸皮に付二割乃至二割五分方引上げ生きたる動物に付ては大減率して舊稅の四分の一乃至二十分の一とし(第八條一及三)、(ロ)金銀貨及其の他金並に製品及美術品考古學上の參考品を新に輸出禁止とせることに在り、本邦に關係ある產品に付てはパナマ帽原料たるトキヤ藁に對する稅率は据置其の他のヱ國產物は無稅と規定せられ從前通りなり。

三、諸外國との通商條約又は暫定取極に於て舊稅率維持を約せるもの又は最惠國待遇の約定に依り、舊稅通用に均霑するものありて右は新關稅法に規定せられ居る處、其の數獨、伯、白、智、チエツコ、米、佛和の八國なり。

## 輸入統制强化

一、エクアドル國政府は五月十九日附を以て新たに輸入統制法を制定し更に同月二十六日附最高命令第三六〇號を以て右修正法を公布し、從來同國が必需品以外の商品に適用せる統制を今般輸入品全部に及ぼし對外決濟の均衡を計らんとしつゝありたる處、新輸入統制法は中央銀行に統制權を委囑し、且之をして關係諸規則を定めしむることゝせるものなり。其の要旨左の如し。

(一)　商品は其の種類如何を問はず中央銀行より豫め許可を得るに非ざれば輸入し得ざるものとす。中央銀行統制局は許可を與ふるに際し輸入せんとする商品の性質、商品の有する消費上の必要性、當該國際收支の均衡及エクアドル國の外貨爲替現在高を考慮すべし。右條件を缺く場合共和國稅關及郵便局は如何なる申請も取扱ふことなし。

輸入統制局は許可を缺如せることを檢證するに於ては直ちに事件に應じ商品の沒收其の返送又は商品の總價格を越えず且其の一割より少からざる罰金賦課を命ずべし。但し五月二十日迄許可を要せずして輸入し得たる商品にして、八月三十日迄に船積に對する領事送狀を獲得せるものは之を除外す。五月二十日以前に統制局が與へたる許可效力は同時期に於ける現行規則に從はしむべし。

(二)　エクアドル國中央銀行は右國家事務の唯一の受託者として輸入統制に從事し、銀行理事會は統制に關聯する規則制定之が維持に必要なる經費補塡の爲の手數料決定及必要あるに於ては與ふべき許可總價格に對する一定率の義務的積立金を制定する權能を有す。當該規則は凡て行政部の承認を要するものとす。

(三)　本日より向ふ九十日間商業銀行及商店の對外クレヂット設定を禁止す。

(四)　同樣本日より向ふ九十日間エクアドル國中央銀行は商業銀行に對し外貨を賣渡すことなかるべく、銀行理事會は其の決定する目的の爲對外爲替の賣買に付任意規定し得べし。

(五)　商業銀行及商店は外國貨幣による公衆の預金を受領又は保管することを禁ず。擔保又は保證の名義を以てするも亦同じ。

(六)　一九三七年十二月三十日附政令第一一九號を以て公布せる銀行法改正第十一條は廢棄す。依而商業銀行は其の預金に對する利子を自由に支拂ひ得べし。

(七)　エクアドル國中央銀行は何等の制限を受くることなく其の對內外集金事務を持續し、銀行理事會を定むる形式及條件により且去る三月二十四日附政令第一五九號（註　本令は金融逼迫緩和を目的とす臨時に中銀が一般民衆と直接且特定の取引を爲し得ることを規定せるものなり）を以て附與せられたる權能を毀損することなく輸出又は收獲に關する金融を計るが爲一般公衆と直接取引をなし得るものとす。

(八)　中央銀行は其の再割引に於て聯合銀行に對しては年七分エクアドル國擔保銀行に對しては農業貸附に付ては年五分、工業貸附に關しては年七分を以て行ふ。但し中央銀行は必要と認むるときは其の組織法定に基き自由に利率を定め得べし。

(九)　米の輸出により生ずる外貨は中央銀行が其の定むる時價相場により買上ぐべく、爲之本年四月十一日附法令第二〇八號第二條（註　輸出米四十八瓩に付一スクレの輸出稅賦課を規定し、又米の輸出には豫め擔保銀行に對し右稅金支拂濟なる旨右銀行の證明ある輸出許可書を要すとの規定なり）の規定に基き擔保銀行が與ふべき許可はグアヤキル港中央銀行支店により裏書せらるべく、共和國稅關は右手續を完了せざる前に輸出を許可することなかるべし。

(十)　中央銀行は國內產金を助成し產金を出來得る限り買上に務め、且產金地帶擴張の特別措置を講ずべき規定を定むべし。

前項規定遂行の爲政府は銀行に對し必要且其要示する便宜並に補助を與ふるものとす。

(十一)　本法の監視及遵守は銀行總務局に屬するものとす。

(十二)　本法令は本年五月十九日附公布の法令第三三一號に代るべきものにして、本日より效力を發し大藏省之が施行に當るべし。

二、エクアドル國政府は次で五月三十一日附を以て中央銀行內輸入統制局組織法を公布し、更に六月二十一日附を以て輸入統制法施行細則を公布したるが、右細則に依れば(イ)統制局は各月每に輸入許可の最大限度を決定し(第三條第三項)、(ロ)右許可最大限度をエクアドル國との貿易バランスに應じ各國商品に割當つることゝし(同條第四項)、(ハ)輸入許可手數料として商品のCIF總價格の五厘を徵收し(第十四條)、(ニ)輸入許可申請に際し統制局の指定することあるべき保證金の積立をなすべきこと(第十九條)、(ホ)領事送狀の查證に際しては必ず輸入許可書寫を提示すること(第二十條)、(ヘ)商品價格はエクアドル國港津に於けるC・I・F値段を申告すべく領事、關稅、小包郵便局は右申告値段が商品の實値段より十五%以內の差ある場合に限り之を認むることを得(第二十三條)、(ト)輸入許可ありたる商品は米州諸國より來るものは許可の日附より百八十日以內に、其の他の地方より來るものは許可の日より最大二百四十日以內にエクアドル國へ向け積込まるゝことを要す(第二十八條)、(チ)小包郵便にて贈與品宣傳廣告品、見本其の他として來る米貨二十弗以下の商品は統制委員會の許可を經て之を引取ることを得(第二十九條)、右方法を繰返し法規違反の意思を以てする場合は之を除く、(リ)外交官宛の輸入品は輸入許可を經ずして之を輸入し得。旅行者其の他入國者の手廻品亦輸入許可手續を要せず、(ヌ)輸入統制局長に於て諸統計及資料を基礎とし各月輸入許可量決定に至る迄右許可量を月八百萬スクレと定む、(ル)罰則（第三十八條乃至第四十一條）を其の他輸入許可書賦與は必ずしも中央銀行之に對し外國爲替を賣却するの義務あることを意味せざること等の事項を含む臨時規定（第四十二條乃至第四十九條）を設け居れり。

## 改正關稅法と最惠國待遇許與國

エクアドル國政府は三月七日附を以て改正關稅法を制定し同月三十日より之を發布せり。右實施當時舊關稅施行乃至無條件最惠國待遇を規定せる通商條約又は暫定取極締結相手國に對しては、其の有效期間乃至條約完了に至る迄舊稅率を適用すべく外務省は直ちに當該國と外交々涉を開始せる趣なるが、現在迄ヱ國との條約又は取極を有する諸國は左の如し。

ドイツ　本年三月二十九日調印有效期間一ケ年の通商條約
ブラジル　一九三六年七月二十四日調印せる暫定取極其の有效期間は正式條約締結に至る迄とす
ベルギー　一九三七年十月十九日調印せる一八八七年條約通商航海條約に對する議定書

チリー　一九三七年四月七日調印し一九三八年五月八日迄有效なる通商條約
チエツコスロヴアキヤ　一九三七年十二月十六日調印一ケ年有效なる通商條約
米國　一九三七年八月六日調印の暫定取極其の有效期間は正式條約締結に至る迄とす
佛國　一九三七年八月六日調印一九三八年九月六日迄有效なる通商協定
オランダ　一九三七年五月二十七日調印有效期間一ケ年の通商條約

△**ドイツエクアドル間通商協定締結**（ドイツ之部參照）

## ペルー

### 規那皮輸出稅賦課

ペルー國產規那皮の輸出最近增進しつゝあるが斯業を保護すると共に產出地帶の通運開發の財源に充つる目的を以て祕國政府は五月五日附法律第八六六〇號を發布し左の要旨に依り輸出規那皮に對し課稅することゝせり。

一、森林地帶の產出に係る規那皮の輸出は消費市場の相場に從ひ之より運賃及諸掛りを控除して算出せらるゝ積出港に於ける賣價の一割を輸出稅として支拂ふべきものとす。

二、本稅收は之を信託金庫に於ける「法律第八六六〇號規那皮輸出」と稱する特別口座に積立て其の六割を森林地帶の牛馬道に於ける橋梁建設費に殘額四割を森林警察事務費に充當すべきものとす。

三、勸業大臣は規那皮の輸出及前記稅收の使途に對し細則を定むべきものとす。

## ブラジル

### 鉱力屑輸出禁止一部解除

ブラジル國政府は本年七月十一日鉱力屑輸出を禁止せるが、今般同國通商審議會に於ては右輸出禁止前の約定濟鉱力屑は本年十二月末日迄に積出すことを條件とし其の輸出を許可することに決定し大統領の裁可を得たり。

### 全面的輸入爲替豫約許可と其の要領

本月十六日ブラジル國爲替管理局は全面的輸入爲替豫約許可に關する規則を公表したるが、右要領左の通り。

一、十二月一日以降貨物の通關を爲す爲には輸入業者は爲替管理局の發給せる爲替豫約許可書を稅關に提出すべし。

二、隣接國產品にして陸路輸入せらるるものに關しては暫行的に豫約許可の取付を免除す。

三、輸入業者は今後定期的に輸入並に海外に於ける買付支拂の爲買入れたる又は買入るべき爲替に關し爲替管理局に報告すべし。

四、前記の報告を怠りたる輸入業者の爲替申請は許可せざるべし。

五、既に到着し居るもの、船積せられたるもの又は船積せられんとし居る貨物の通關を容易ならしむる爲、來る一月一日以前に通關を開始する貨物に限り右に對し與へられたる自由爲替輸入豫約許可は其の使用期日に關係なく直に使用し得るものとす。

六、一月一日以降通關せらるゝ自由爲替輸入貨物に關しては輸入業者は現在の公定爲替豫約許可と同樣適當なる時期に於て豫め之が豫約許可を取付くるを要す。

## ボリビア

### 爲替公定令

ボリビア國は一九三六年のチヤコ戰後疲弊せる經濟恢復政策として奢侈品の輸入禁止、暴利取締、階段的爲替相場公定及管理による輸入及對外決濟の調整、輸出錫の外貨爲替の過半を强制的に政府に賣却せしめ、之による政府財源の輸出等に關する諸法令を布き或は石油開發、森林地帶の開拓、交通網の整備を劃し只管國內の充實に努めつゝあるがボリビア國に於ける錫は其の輸出品の大宗として、一九三七年度輸出鑛產物一億一千八百八十萬ボリビアノ（一ボリビアノは邦貨約十八錢）中約八千百九十萬ボリビアノ（量五萬三千四百七十三瓲）を占め之による稅收四百七十萬ボリビアノ其の爲替による政府收益六萬磅と云はれ居る處、最近錫相場下落を辿りつゝあると國際錫委員會が對墓生產割當量を削減せることは、同國經濟界各方面に多大の打擊を齎らすに至り、爲に政府は從來の對外爲替の決定方法の建直しをなすべく財界、鑛業界、言論界各方面と協議接衝の結果、今般三月七日附最高命令により新爲替相場公定法を發布せるが其の大要左の如し。

一、錫相場英噸當り二百磅以下輸出割當量月額二千五百瓲以下の場合中央準備銀行を通じて行はるゝ政府に對する外國爲替强制賣渡法を次の如く定む。

I、錫の輸出に對するもの

（一）、公定相場による政府への爲替强制賣渡のもの

（イ）　大鑛山會社は義務的に公定相場にて其の輸出價格の四割五分を賣渡すべきものとす。

（ロ）　自身に於て採掘且輸出する中鑛山會社は右を五割とす。

（ハ）其の他の小鑛山會社、鑛物賣買業者及鑛業銀行は右を五割とす。

（二）、自由相場により中央銀行、商業銀行、ボリビア國銀行及鑛業銀行に對し爲替强制賣渡のもの

（イ）大會社は國內に於て使用の爲暮貨に換算を要する外貨爲替の全部を義務的に自由相場により銀行に賣渡すべし。

（ロ）中會社は其の輸出價格の二割を自由相場により銀行に賣渡すべし。

（ハ）小會社、鑛物賣買業者及鑛業銀行は右を二割とす。

II、錫以外の鑛物に對するもの

（一）、公定相場による爲替强制賣渡

錫以外の鑛物輸出業者は大、中、小會社、鑛業銀行の孰れたるを問はず現行法規により政府に對し爲替の强制賣渡をなすべきものとす。

（二）、自由相場による爲替强制賣渡

（イ）錫を採掘輸出する外他の鑛物を採掘輸出する大會社は國內に於て使用する爲、暮貨に換へんとする錫以外に基く爲替全部を自由相場により銀行に賣渡すべし。

（ロ）中會社は其の輸出價格の二割を自由相場により銀行に賣渡すべし。

（ハ）小會社鑛物賣買業者及鑛業銀行は右を三割とす。

III、植物動物產品其他一般輸出品に對するもの

（一）、公定相場による爲替强制賣渡

動植物產品其の他一般產物輸出業者の爲替强制賣渡は現行規定の率によるべきものとす。

（二）、自由相場による爲替强制賣渡

動植物產品其の他一般產物輸出業者は公定相場による爲替强制賣渡の外、其の輸出價格の二割の爲替を自由相場により銀行に賣渡すべし。

二、公定相場による爲替强制賣渡の價格

政府は中央銀行を通じ、輸出業者の爲替に對し、次の公定相場を以て支拂ふべし。

（イ）鑛產物一般に對するもの

一覽拂は爲替一磅に付八〇ボリビアノ、

九十日拂は一磅に付七九・六四八ボリビアノなり。

（ロ）動植物產品に對するもの

一覽拂は一磅に付六五ボリビアノ、

九十日拂は〃　六四・七一四ボリビアノなり。

（ハ）（イ）及（ロ）に含まれざる產品

一覽拂は一磅に付六〇ボリビアノ

九十日拂は〃　五九・七三六ボリビアノなり。

三、自由相場による强制賣渡爲替價格は需要供給の原則により定まるべきものとす（註、本令發布直後の自由相場は一磅に付百四十五乃至百四十六ボリビアノなり）。

四、內國人又は外國人たる被傭者、代理人、代表者、仲介業者、委託販賣人、管理人其の他凡そ外貨による給料又は報酬を受くるものは、其の處分し得る外貨全額を自由相場により銀行に賣渡すべきものとす。許可を得て銀行より買入れたるものを除き、其の動機如何を問はず外國爲替、外國貨幣、小切手銀行手形、信用狀を所有する者亦同樣の義務を負ふものとす。

五、前條規定の違反者は右貨幣、小切手、信用狀の沒收及其の價格の倍額に相當する罰金、竝に一月乃至三月の禁錮を以て之を罰すべし。

六、右違反の事實を告發したる者には罰金全額を賞與すべし。

七、輸入爲替相場

（イ）或種借款償却用、外交官及領事官費、各省購入費關係の如き純然たる國庫の必要に屬するもの、竝に白砂糖、米、小麥粉、牛酪、馬鈴薯、小麥、冷凍肉、屠殺用獸類、食用油、罐入牛乳及藥劑の輸入に對しては一磅に付百ボリビアノの公定相場を適用す。

（ロ）一般公益事業用品及商工省が大藏省と協定表示する商品及原料の輸入に對しては、一磅に付百二十ボリビアノの公定相場を適用す。又在外留學生學費、在外病人手當及在留民保護に付ても同樣百二十ボリビアノとす。

（ハ）麥酒、强酒、火酒、强精飲料製造用原料の輸入竝前記商品及原料表中に揭示せられざる凡ての商品及原料の輸入に對しては自由相場を適用するものとす。

八、商工省は爲替相場各百及百二十ボリビアノにて輸入せらるゝ凡ての商品原價及賣價を嚴正に決定すべきものとす。

九、本令に牴觸すべき規定は之を廢止す。

然るにボリビア國政府は右最高命令の不備を補塡せんとして別紙の通り四月九日附を以て更に十二條に亘る最高命令發布せるが前記命令の異る要點左の如し。

（イ）新令第三條に於て　大會社の定義を一九三七年月平均五十磅以上を輸出せるものとなしたること。

（ロ）新令第四條に於て　中會社の定義を一九三七年月平均二十五磅以上輸出せるものとし强制引渡額五十%を五十五%と改めたること。

（ハ）第五條に於て　小會社を右を二十五磅以下のものとし爲替引渡額五十%を六十%と改めたること。

**△對チリー間通商條約締結**（チリー之部參照）

# チリー

## 混毛織物輸入許可制實施

八月十二日附官報を以て混毛織物（百分の十以上の割合にて羊毛を含有するもの）、稅番第三九三號（二五〇グラム以上のもの）及稅番第三九四號（前記のものにて百分の五を超えざる割合にて絹絲を含有するもの）の輸入を許可制と爲し、チリー領事査證の原產地證明を要することゝし即日實施の旨公布せられたるを以て、外務省に就き照會せるに右は各國別に割當制を實行するものなるが其の數量は未決定なる趣なり。

## ボリビア、チリー兩國間通商條約締結

ラ・パス通信に依れば同地に於て五月二十一日駐國外相エドワルド・デイエス・メデイーナ氏及チリー駐箚公使ホルヘ・シルバ・ヨアチヤム氏との間にチリー、ボリビア國間通商條約の調印を見たり。新條約は有效期間二ケ年にして、(イ)兩國國民に對し相互に一般的最惠國民待遇附與、(ロ)租稅、關稅及附加稅竝に輸出稅に關する無條件最惠國待遇、(ハ)輸入後の商品に對する內國稅課稅上の內國品待遇、(ニ)附屬表に依る關稅上の特別取極、(ホ)見本品等に關する關稅免除、(ヘ)動植物衞生取締方、(ト)憲法上の保障、工業所有權及商標に關する最惠國待遇、(チ)常設通商混成委員會設置を規定し居れり。其の概要左記の通り。

一、ボリビア國民及チリー國民は夫々他方の國の領土內に於て第三國國民に許與せられ、又は將來許與せらるゝことあるべきと同樣の權利、便宜及待遇を享受すべきものとす。

又兩締約國の一方が現在施行し、又は將來設定することあるべき直接

又は間接若は其他の性質の國稅に關し、第三國國民に許與する便宜又は特典は總て、之を他方國民に許與すべきものとす。

二、兩締約國は關稅、附加稅及其の徵收方法に關し且又通關上、手續上の規則、法式及負擔に關し總て相互に最惠國待遇許與を約するものとす。隨て締約國各一方の原產に係る天然又は製造產品は他の同種產品に課し、又は課せらるゝことあるべきものと異るか又は夫れより高き輸入稅、評價若は負擔を課せられ、或は夫れと異るか又は夫れより苛酷なる規則、若は法式に從はしめらるゝことなかるべし。

三、締約國の一方より他方國領土に向け輸出せらるゝ天然又は製造產品は、第三國に仕向けらるゝ產品に課すものと異るか又は夫れより高き、若は苛酷なる評價又は負擔を課せらるゝことなかるべし。

四、締約國の一方が第三國の產品に對し、既に附與し又は將來附與することあるべき前記の便宜、特典又は免除は直ちに他方の國の原產にして、右一方の國へ仕向けらるゝ同種產品に適用せらるべきものとす。

五、チリー及ボリビアに於て產出若は製造せられたる商品にして、一度他方國領土に移入せられたる場合は、內國或は第三國原產同種商品に課せらるゝと異る總ての內國稅又は課金若は手數料は之を免除せらるべし。

又右商品は一方又は他方國に於て內國又は第三國同種商品に課せらるゝと異る、其の國內商業、運送、販賣又は消費に對する障害を意味するが如き待遇を受くることなかるべし。

六、ボリビア及チリ兩共和國は條約附屬書としての別表に詳記せらるゝ關稅率を設定することを約するものとす。右は混成委員會を通じ三ケ月の豫告を以て改變し得べきものとす。

七、本條約所定に基き締約國の一方が他方國の發送に係る商品又は產品に對し、一般待遇と異る稅關待遇を適用すべき場合に於ては右產品に對し原產地證明添付を要求し得べきものとす。

八、兩締約國の其の一方國は他方國の商業價值なき見本又は物品若は販賣不能とせる物品の移入に關し、相互的に最大の便宜を供與し又右見本品に對しては其の取扱手數料を除き、凡ての輸入稅を免除すべきことを約するものとす。

九、本條約の效力發生後出來る限り、速かに動物及植物衞生檢閱方法を取極め、兩國間の通商を阻害せざる樣其の規定を適用すべきものとす。

十、締約國の双方は憲法上の保障、工業所有權及商標の總ての事項に關し最惠國民待遇を約するものとす。

十一、六名の委員を以て組織せらるゝ常設混成委員會を設置し、之が小委員會をサンチヤゴ及ラ・パスに分置することを約するものとす。各小委員會は三名を以て組織す。

常設混成委員會委員は本條約效力發生の日より十五日後任命せらるべきものとす。

十二、常設混成委員會の所轄事項次の如し。

(イ)條約適用の監視、(ロ)產品が消費者に良好なる條件を以て引渡さるゝ爲、兩國國民に依る兩國間の相互通商を實現すべき爲の研究、(ハ)商業爲替及取引所相場に關し、兩國の何れかの財政及經濟狀況より來る困難に對する考慮、(ニ)チリー及ボリビア生產業者及商人の連繫の助成、(ホ)通商紛爭の仲裁解決普及の促進、(ヘ)關稅品目分類の統一、(ト)本條約の目的達成に對する協調。

十三、ボリビア及チリー兩共和國は、常設混成委員會が六箇月毎に勸告する本條約の改訂及擴張を實現せしむる爲に必要なる立法的手段を促進し又は各々の權限內の行政的手段を講ずることを約するものとす。

十四、常設混成委員會はチリー及ボリビア各政府に對し、本條約所定失效期日六箇月以前に之に代る條約案を提示すべきものとす。

十五、本條約の有效期間は批准交換の日より二箇月とし、尙右期間經過後兩締約國の孰れかゞ他方に對し、破棄の意思を通告したる日より六箇月經過する迄其の效力を持續すべきものとす。

**△ドイツ、チリー間通商協定締結**（ドイツ之部參照）

# パラグアイ

## 關稅改正

（一）輸入稅免除品に對する原價二割の課稅

五月二十五日附勅令第六八九三號を以て同日迄に通關申請を爲し居らざる大部分の無稅品に對し原價（Precio Peal）の二割に相當せる稅を課することゝし之が課稅期間を同日より本年末日迄とせり之に依り課稅せらるべき無稅品は左の如し。

一、生家禽、生野禽、屠殺家禽、屠殺野禽及同冷凍物
一、魚、甲殼類及其の冷凍物
一、別揭なき葉菜、野菜
一、殺菌、殺蟲劑と爲せる煙草
一、タール、アスファルト及其の類似品
一、粗クレオソート、カルボリニューム、及普通木材仕上用タール又は石炭より製出せる類似品（但塗料を除く）及クレオリン又は消毒劑に用ふる原料品
一、石炭、骸炭、粉炭、煉炭及燃料とする炭液
一、別揭なき臼石
一、石版印刷用石
一、耐　火　土
一、耐　火　泥
一、クレゾール
一、養　　齒
一、耐火煉瓦、不溶解煉瓦及機關爐用たる耐火土製品
一、陶器製硝子製乳鉢、臼
一、印刷用インキ、石版印刷用インキ
一、アンチモニー、ポタシューム、酒石酸鹽
一、鞣革用血紅素
一、ホップ、ホップの花
一、酸　　素
一、別揭なく且食用藥用にせざる種子
一、鑄物用鑄鐵棒、塊屑及鍛鐵竝に鋼
一、鑄鐵又は其の他の材料にて作れる靴屋帽子屋の製作用型
一、角　切　り　鋏
一、柵用針付鐵線及同直徑二粍以上の鐵線にて亞鉛引の有無を問はず
一、パラグアイ原產物に使用する樣石版印刷を爲せる錫箔包裝、印刷又は石版刷若くは更紗模樣のアルミニューム箔、セロファン紙又は薄手厚紙製キヤラメル包裝用品、紙卷煙草包裝用として國內產業用に充當する「パラグアイ產」なる字句を印刻せるアルミニューム箔、レイナ・ヴクトリア紙卷煙草用アルミニューム製包裝、「パラグアイ產」と記せる石鹼包裝用ボール箱
一、貨車又は車輛を計る衡量器
一、自動車用ジヤツキー
一、剪毛器にて發動機付の有無を問はず及部分品
一、紙卷煙草製造機械及紙卷煙草印刷用機械
一、麥酒及炭酸水製造機械、麥酒炭酸水用壜洗淨用機械、同壜詰機械同壜口締機械
一、水揚用モーター又は風車及之と同時に輸入する櫓及二十米の鐵管
一、蒸氣ポンプ、電氣ポンプ
一、金屬又は炭素其の他の材料にて製し機關又はダイナモ運轉に用ふるブラシ

一、電氣交流器
一、本目(稅表ト節第一目)に掲ぐる機械用護謨製又は護謨混用調帶
一、携帶用鍛冶爐及一切の鞴
一、機械用木製滑車
一、寫眞複寫用暗函の一式又は印刷工場用の器具付のもの
一、灌漑又は機械用護謨管にして金屬其の他の材料の部分の有無を問はず
一、本目(稅表ト節第一目)に掲ぐる機械器具の本令課稅品たるもの丶部分品
一、電氣變壓器
一、車輛用鐵心棒
一、馬車荷馬車用車輪にして鐵輪又は護謨輪の有無を問はず
一、木製大小樽桶にて漏りの試驗濟と否とを問はず又組立たると否とを問はず容器として用ふるものにして木製桶板、底、箍を含む
一、一切の木製滑車
一、煙草製造所用板、卓、木型
一、ハイドログラフ、トボグラフ印刷のカルタ
一、亞麻布
一、獸毛製調帶
一、護謨製調帶
一、機械、レコード等包裝用として用ふる護謨

本課稅に關する法令譯文左の如し。

令第六八九三號

一、國防は政府の避け難き留意事項にして其の達成上現時に於ては斷乎たる方策を執るの餘儀なく其第一方策として國防費支辨の爲財源の增加を圖るにあること
二、關稅定率表を定むる法律第六六七號第九條第八號により政府は無稅品に對し一定期間原價五割以下の課稅を爲し得ること

を稽へ且憲法第百二條第一項に由り
共和國大統領は左の如く令す

第一條　法律第六六七號の左記稅番に掲ぐる無稅品に對し原價二割の稅を設定す

二、二八、六七、一五四ト號、一六〇、一六一粗クレオソート、クレオリンに用ふる又は消毒劑に用ふる原料品、一七二、一八五、一八六、一九二、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇九、二一三、二七二、石版印刷用インキ、三一五、三三五、三四一、三五〇、三六一食用又は藥用に供せざる花卉種子、四三一、四三三、四八五、四九九イ號十四號鐵線(亞鉛引の有無を問はず)、五三六、印刷又は石版刷若くは更紗模樣のアルミニューム箔、セロファン紙若くは薄手厚紙製キャラメル包裝用品、紙卷煙草包裝用として國內產業用に充當する「パラグアイ產」なる字句を印刻せるアルミニューム箔、レイナ・ヴクトリア紙卷煙草用アルミニューミ製包裝、「パラグアイ產」と記せる石鹼包裝用ボール箱、六二八、六二九、電氣ポンプ、六三一、六三二、六三四、六三七、六三八自動車用ジヤキー、六四一、六四五、紙卷煙草製造用機械及紙卷煙草印刷用機械、六四六麥酒及炭酸水製造機械及同壜洗滌用、詰用及壜口締め用機械、六四八、六四九機械用木製滑車、六五〇寫眞複寫用暗函の一式又は印刷工場用の器具付のもの、六五三、六五六ト節一目に掲ぐる機械器具にして本令により課稅せらるゝもの丶部分品は其の輸入に際し同機械器具と同稅率による、七〇五、七二五、七三九、七五一木製大小樽桶にて漏りの試驗濟と否とを問はず又組立たると否とを問はず容器として用ふるもの丶木製桶、板底を含む、七七七、七八六、八二一、一〇一〇、一〇四六、一一五五ホ號、一一五五ト號

第二條　本令は日附の日より本年十二月三十日迄施行し日附の日迄に未だ通關申請を爲し居らざるものに適用す

第三條　移牒公布及法令集に登載すべし

(二)　金ペソ換算率の變更

芭國の輸入稅は金ペソを以て定めらるゝところ貨幣制度としてゴールド・エキスチエンヂ・スタンダードを執り金貨は存在せざるを以て之が實際上の支拂に供するは通貨なり。從つて金ペソと通貨との間に換算率存す。而して同換算率は關稅支拂に方りて從來左記の如き率を用ひられたり。

(イ)　本稅の七割及附加稅　一金ペソに付　七九ペソ五四五四
(ロ)　本稅の三割　一金ペソに付　一三七ペソ五〇〇〇
(ハ)　埠頭使用料　一金ペソに付　一三五ペソ九一一三

而して(イ)の換算率は國內的の法定換算率にして(ロ)は大藏省の決定するものなるが六月一日より其の一三七ペソ五〇〇〇を變更して一五九ペソ〇八九〇と定められたり。卽一金ペソに付通貨支拂額は二ペソ五八九增加を見るに至れり。本邦よりの輸入の大宗たる綿布に就いて見るに約七分の增加となる。

(二)　內國消費稅賦課法公布

六月十五日夕刻に至り六月十三日附を以て一切の商品及前記(一)に述べたる二割課稅に該當する無稅品には當該品に對し定めらるゝ輸入稅の一割を內國消費稅として課し、之等の商品が既に通關せる後にして製造所貯藏所商店にあるものにも同樣課稅すべく該當品所有者は公布の日より首府に於ては八日間地方に於ては二十日間內に其明細を申告すべき旨の法令公布せられたり。卽左の如し。

令第七三九九號

內國消費稅に關する一九三五年十月十四日附法律第一四九六號の修正案を附し內國稅務總局より大藏省に提出せる一九三八年五月二十六日附公文第二一一號を査閲し

一、大衆擁護と大衆の福利增進とは政府の避け難き留意事項にして其達成上現時に於ては斷乎たる方策を執るの餘儀なく其第一方策として前記の目的に關する費用に充當する爲財源を整備調整すべきこと
二、消費稅は今日國家財政の基礎を爲し居り生活必需品にあらざる冗費又は贅澤費たる品に對し課するは科學的に推稱すべきこと

を稽へ

憲法第一〇二條第一一項の規定に因り且閣議の滿場一致の贊同を經て共和國臨時大統領は左の如く令す

第一條　本令公布の日より關稅定率表に關する法律第六六七號により輸入稅を課せらるゝ一切の商品及品物は輸入稅とは獨立に前記法律の關係稅番に於ける品、製造品、產物、原料品等に對し定めらるゝ稅金の一割を內國消費稅として支拂ふべし

第二條　前條に設定せる稅金は一切の商品及本年五月二十五日附令第六八九三號所掲の無稅品に對し課するものとす

第三條　本令第一條に設定の稅は關係稅關の査閲を經たる輸入明細書同文四通の事項により課稅品を稅關より引取る以前に內國稅務總局に仕拂ふべし。內國稅務署に宛てたる輸入明細書の各通には稅關により其徵收せる輸入稅の勘定を明記すべし

第四條　輸入明細書に內國稅務總局の事務參加及稅金支拂が證明せられざる以上稅關は本令により課稅品の通關を許可す可からず本事務參加は當該品が輸入無稅品なる場合に於ても爲さるゝものとす

第五條　本令に設定せる稅金の支拂は內國稅務總局又は其の管下の稅務署に爲すべく之に對し內國稅務總局の定むる書式による領收稅を交付す、領收證書式は三部より爲り第一部は納稅者に交付し第二部は關係稅務署の收入濟稅額計算證明資料とし第三部は領收官吏に於

て保管すべし

第六條　本令公布の日に於て工場、稅關倉庫、一般商店にある本令による課稅品は第一條に設定せる稅を支拂ふべし

第七條　前條實施の爲課稅せらるべき商品產物を所有するものは本令公布の日より首府に於ては八日間內に內國稅務總局に、地方に於ては二十日間內に同局支局又は同局事務取扱所に之を申告すべし

第八條　前條實施の爲め申告は內國稅務總局及其管下の官署に爲すべし課稅品を商品として有するものは左記事項を記載すべし

商標、數、容積、荷造樣式、內容明細、原產國名、原價、稅番及當該稅番による關稅の割合

申告せる品に對する輸入稅を決定し得ざるときは內國稅務總局は原價及稅關にて知り得る事項、送狀、通關書類其の他の商業書類により之が割合を定むべし

第九條　內國稅務總局は商品たる課稅品の所有者より提出せる申告書に記載せらるゝ事項の眞僞を帳簿及書類により又は一般法にて認めらるゝ立證方法により調査すべし

第十條　一九三六年七月二十九日附法令第三二五九號を以て左記項目の修正を經たる法律第一四九五號第二章第七條は之を有效とす

（レ）通貨二ペソの稅金

一、サルー水、ソーダ水及一般礦水、人造水竝蜜柑水、林檎水其の他類似品の如き甘味水にて炭酸を含むと含まざるとを問はず其の一立又は端數に就て

（ソ）通貨五ペソの稅金

一、一般糖蜜又は砂糖製造の副產物の一立又は端數に就て

（ツ）通貨五ペソの稅金

一、煮沸葡萄又は生葡萄にあらざる他の原料より製せる酒及內國製人造酒の一立又は端數に就て

（ネ）通貨十ペソの稅金

ベルモツト、ビツテル、アマルゴス、コニヤツク、フエルネツト、ヒネブラ、オールド・トム、ラム、アニス、ウヰスキー、リキユー及類似品及酒精を基準として製せる一般飮料の一立又は端數に就て

第十一條　前條に揭ぐる製品にして本令公布の日に工場、酒店、貯藏所及一般商店にあるものは前條に述べたる條下に規定の稅を支拂ふべし

第十二條　前條實施の爲課稅品を商店、工場、貯藏所に有する者は本令公布の日より首府に於ては八日間內に內國稅務總局に、地方に於ては二十日內に同局支局又は同局事務取扱所に之を申告すべし。

第十三條　本令第十條設定の稅金は印紙及表價封緘紙を最小容器に貼付し、大容器に對しては領收證及統制票記入を以て之を納入すべし

第十四條　法律第一四九六號及法令第三〇七九號、第三二五九號、第三五一八號、第三八五二號及第一〇〇七〇號により課稅さるゝ品は本令第一號稅のより之を除き各其當該法律及法令の規定による

第十五條　內國稅に關する法律第一五四號及一九三二年八月十三日附令第四四六〇九號の規定にして本令に反せざるものは有效とす

第十六條　內國稅務總局は本令により課稅せらるゝ產物の輸入、製產運搬及消費の良好なる統制を維持する一切の措置を執るべし

第十七條　後日議會に報告すべし

第十八條　移牒公布及法令集に登載すべし

## 關稅一部改正

七月九日附を以て左の如き令公布せられたるところ以上は別揭關稅改正項中(二)金ペソ換算率の變更の項に於て(イ)七割、(ロ)三割の割合を(イ)六割、(ロ)四割とせるものなり。

一九三八年一月八日附令第三五五八號により政府の一致意見を以て最後の效力延長を見たる法律第一五〇二號第三條により政府に與へられたる權能により且公務上已むを得ざる必要に應ずる爲め歲入增加の必要なるを考慮し共和國臨時大統領は左の如く令す。

第一條　國內に輸入せらるゝ一切の物資及商品に對し設定せらるゝ輸入稅は其四割を金ペソ又は之に等しき亞貨にて稅關に支拂ふべし

第二條　次の規定は其效力を存續す

一九三八年四月九日附令第五九一四號設定の制度に依らざる輸入者に對しては一九三五年十月二十八日附令第五九七八八號第二條

一九三五年十一月十八日附令第六〇一九六號

第三條　本令は後日議會に報告すべし

第四條　移牒公布、法令集に登載すべし

## 消費稅修正

六月十三日附令第七三九九號を以て輸入品に對し內國消費稅設定せられたる處其の後官民合同委員會に於て研究の結果實施困難と見られたる部分に修正を加へ實施することゝし、八月三日修正令公布せられたり。右修正令の假譯左の通り。

令第八二四六號

本年六月十三日附令第七三九九號ニヨリ設定セラレタル稅ニ關シ同令ノ一層ヨキ適用ヲ研究スヘキ大藏省、商業會議所及產業聯盟ヨリ成ル合同委員會ノ政府ニ提出セル結論ヲ查閱シ且

合同委員會ハ國家一般經濟ノ自明ノ利益ト國防ノ緊急性トヲ公正無私ノ批判ニヨリ調和的ノ關聯ニ導カンコトヲ明ニシ其任務ヲ遂行シタルヲ禮ヘ仍テ閣議ノ滿場一致ノ贊成ヲ得テ共和國臨時大統領ハ左ノ如ク令ス

第一條　本年六月十三日附令第七三九九號ハ次ノ修正及削除ヲ加ヘテ之ヲ實施ス

「第一條　本令公布ノ日ヨリ關稅定率表ニ關スル法律第六六七號ニヨリ輸入稅ヲ課セラルル一切ノ商品及手荷物ハ輸入稅トハ獨立ニ前記法律ノ當該稅番ニ於テ手荷物、家財家具、物品、製造品、生產物、原料品ニ對シ設定セラレタル輸入稅ノ一割ヲ內國消費稅トシテ支拂フヘシ

第三條　第一條ニ設定ノ稅金ハ關係關稅ト同時ニ精算シ之ト共ニ支拂フヘク之ニ對シ稅關ハ商品通關ノ爲ノ精算書ニ「一割內國消費稅金何程」ト其稅額ヲ附記スヘシ

本稅ノ基準トセラルル稅ハ法律第六六七號ニヨリ認メラレタル稅率表ニ定メラルル稅ニシテ卽チ詳說セハ附加稅若クハ一切ノ附加課金ヲ含マサルモノトス

第四條及第五條　削除

第六條　本令ニヨリ課稅セラルヘキ商品ニシテ商社、工場、會社、稅關倉庫及個人家屋內ニアリテ販賣向ノモノハ當該商品ノ仕入原價ノ二割五分ニ相當スル平均價額ニ對スル當該商品カ支拂ヒタル關稅額ノ五分ヲ本消費稅トシテ支拂フヘシ。之カ爲所管內國稅務署ハ右在荷所有者ヨリ本令公布ノ日ヨリ首市ニ於テハ三十日地方ニ於テハ六十日以內ニ前記價額ノ宣誓申告書ヲ受理シ之カ基準トシテ當該課稅ノ精算ヲ爲スヘシ

內國稅務署ニ提出スヘキ申告書ニ對シ定メラレタル期間ハ正當ノ理由アルモノハ各一件每ニ內國稅務總局ハ課稅品所有者ニ對シ之ヲ適當延長スルコトヲ得

第七條　內國稅務署カ各納稅者ノ支拂フヘキ稅金ノ精算ヲ爲シタルトキハ之ニヨル稅金ノ支拂ノ爲同精算ヲ納稅者ニ通知ス

在荷申告ヲ爲シ課稅額ニ付內國稅務總局カ支拂能力者ト認ムル者ノ保證書ヲ提出スル者ニ對シテハ同局ハ其支拂期間ヲ延長スルコトヲ得但其ノ延長期間ハ九十日ヲ超ユルヲ得ス

第八條　宣誓申告書ヵ眞正　記載セスト認ムルトキハ內國稅務總局ハ申告人ニ對シ十日間內ニ之カ訂正方ヲ要求ス訂正申告書提出後虛僞申告ナルコトノ確實ナル場合又ハ虛僞申告ト推定シ得ヘキ官憲ノ推定ヲ入手シタル場合ニハ內國稅務總局ハ事件ヲ法律第一五四號及一九三二年八月十三日附令第四四六〇九號規則ノ規定ニ從ヒ檢查施行ヲ爲スコトヲ得

第九條　削除

第十條　左記各號ヲ一九三六年六月二十九日附令第三二五九號ヲ以テ修正セル法律第一四九六號第二章第七條ノ一部

（レ）通貨五「ペソ」ノ稅

一、曹達水、人造礦泉及類似品、蜜柑水、林檎水及類似品等製造用トシテ筒入又ハ一切ノ容器ニテ輸入サレタル無水炭酸一瓲ニ付

本稅ハ輸入明細書同文四通ニ記載サルル事項ニ由リ容器ヲ稅關ヨリ引取ラサル前ニ內國稅務署ニ支拂フヘシ。前以テ表示セサリシ他ノ用途ノ同瓦斯ハ本稅ヨリ除外シ稅務署ハ賣却濟カ立證サルル場合之ヲ控除スルモノトス

（ソ）通貨二「ペソ」ノ稅

一、曹達水及無水炭酸ヲ以テ內國製造ニ係ル甘味付ノ有無ヲ問ハス一切ノ瓦斯入水一立又ハ其端數入一瓶ニ付瓦斯計量機又ハ無水炭酸發生機ノ製造者又ハ所有者ハ其識別及使用管理ノ爲同機ヲ內國稅務署ニ登錄スヘシ」

第二條　一九三八年六月十三日附令第七三九九號第二條、第十條（ツ）（ネ）號、第十一條（其後ノ增加品及販賣向ノモノヲ含ム）、第十二條、第十三條、第十四條

第十五條、第十六條ハ有效トス

第三條　本令ハ之ヲ後日議會ニ報告スヘシ

第四條　移牒、公布及法令集ニ登載スヘシ

一九三八年八月三日

アスンシオン市ニ於テ

フエリス・バイヴア

ルイス・ベ・フレスクラ

ルイス・ア・アルガニア

ラモン・エレ・バレーデス

ア・ソドレス・バルベロ

ホ　セ・ボ　サ　ノ

ヘ・ブオンヘルミニ

# ウルグアイ

## 古鐵輸出禁止解除

ウルグアイ國政府は昨年四月古鐵の對外輸出禁止を行へるが貧弱なる國內鑄造業にては滯積する古鐵を消化すること困難なるに鑑み本月二十八日附大統領令を以て

1、國內鑄造場の利用せざる古鐵

2、建築用古鐵にして二ケ年分の國內需要を除きたる分

3、鑄物場用古鐵にして當時貯藏二千噸以外の分

以上の古鐵の對外輸出を許可することゝし右數量の決定につきては工業局を介在せしむることゝせり。

## 輸入許可規則改正

ウルグアイ國へ外國品の輸入を爲すには輸入管理局より豫め輸入許可を取付け取付後百二十日以內に商品の到着を要するを原則とする處、我が國の如き遠距離の國々との取引には該期間內にては成立困難なる場合不尠る爲、輸入業者の多くは先づ注文品を出荷せしめ或は該品がモンテビデオに到着したる後初めて之が輸入許可申請を行ひ居り昨年秋迄は右にて何等支障なく通關し得たり、右は日本關係のみならず歐米方面よりの輸入も同樣に行はれ居りたり、然る處昨年十月以降の共和國銀行の對外爲替資金の窮乏により輸入爲替割當は急激に制限せられたる爲、從前通りの取扱を續くるに於ては注文品は稅關滯貨として停滯する一方なるを以て政府は之を對策として一九三七年十二月十八日附大藏省令を以て

1、輸入商は商品買付に先だち輸入許可取付を要す

2、輸入許可の決定は申請より四十八時間內に行ふ

3、右手續を行はざる輸入品に對しては割當額に餘裕を生じたる時に許可を決定す

4、商品到着期限を許可取付より百八十日以內とすの規定を設けたるも問題の稅關滯貨の大部分は輸入許可未取付なるを以て反つて現狀にそぐはざることとなり、發令のみに止り次いで本年三月十四日輸入管理局より一般輸入業者に對し二月末現在稅關在庫品は除外するも輸入許可取付以前に原產國を出荷せる商品に對しては通關を取扱はざるべき旨の通告を行ひ前記省令の實施方を計りたるも、三月に入り着荷せるもの或は當時運輸途上の商品の殆んど全部は相當以前より輸入許可申請濟にて當局の懸案中にあるを以て之亦實行難となり有耶無耶となりたり。

乍然稅關滯貨解決には出荷前、輸入許可取付を先決とする當局の方針は續けられ七月十日附大藏省令を以て

1、輸入豫約許可取付後二百十日以內に輸入品の稅關完了を要す

2、本令實施日に於て二百十日を有せざる豫約許可は同期限迄之を認むる

3、既に二百十日を經過せるものは六十日だけの延期を認むを規定し同時に輸入管理局よりは輸入業者に對し五月十一日以降輸入許可の取付なく出荷せる商品に對しては通關せざる旨の通告を行へり。

難局切拔の爲其の時々の狀況により種々思付を講ずる當局のことゝて障害あらば實行見合せとなるべきも今次の規定は相當勵行せらるゝものと見られ居れり。

何れにしても本邦側のウルグアイ國產品殊に羊毛の買付捗らざる現時に於ては充分なる對日輸入爲替の割當は期待出來ざるを以て對ウルグアイ輸出には豫め輸入許可取付を確むるを要す。

## 外國金貨換算價格

本年一月ペソ價切下法に基き外國金貨を通貨として認むる所となり右換算價格を別表の通り五月二十七日附大藏省令を以て發表ありたり。

（ペソ〳〵セシテシモ）

| | | |
|---|---|---|
| ドイツ | 二〇マルク | 一二・二五 |
| | 一〇同 | 六・一二 |
| アルゼンテイン | 二・五ペソ | 一二・四〇 |
| | 一・五〇同 | 六・二〇 |
| ブラジル | 二〇ミルレイス | 二八・一〇 |
| | 一〇〇同 | 一四・〇五 |
| スペイン | 二五ペセタ | 一二・四〇 |
| | 二〇同 | 五一・四二 |
| アメリカ合衆國 | 弗 | 二五・七二 |
| | 二・五〇同 | 一二・八六 |
| フランス | 一〇〇法 | 六・四三 |
| | 五〇同 | 四九・六二 |
| | 二〇同 | 二四・八一 |
| イギリス | 一〇〇志 | 六二・五八 |
| | 四〇同 | 二五・〇三 |
| | 二〇同 | 一二・五一 |
| | 一〇同 | 六・二五 |
| イタリー | 一〇〇リラ | 四九・六二 |
| | 五〇〇同 | 二四・八一 |
| | 二〇〇同 | 九・九二 |
| ベルー | 一〇ソーレス | 一二・五一 |
| | 五同 | 六・二五 |

## 輸出品稅關評價改正

ウルグアイ國に於ける本年八、九、十、三ケ月間に適用する輸出品稅關評價左の通り改正ありたり。

| 品名 | 八、九、十月適用稅關評價 | 前期 | 前年同期 |
|---|---|---|---|
| 各種羊毛 | 百瓲に付 ペソ 五八 | ペソ 六〇 | ペソ 九〇 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 羊　皮 | 百瓩に付 | 三八 | 四三 | 六三 |
| 牛皮（乾） | 同 | 三七 | 四〇 | 四六 |
| 同（鹽漬） | 同 | 三〇 | 三三 | 四〇 |
| 獸　脂 | 同 | 一一―一二 | 一〇―一二 | 一五―一二 |
| エステリン | 同 | 一二 | 三九 | 三九 |
| 牛　角 | 千個に付 | 七〇 | 八〇 | 一〇〇 |
| 獸骨（工業用） | 千瓩に付 | 五八 | 五八 | 六〇 |
| 同（一般用） | 同 | 一八 | 二一 | — |

## 輸入豫約許可取消に對する課金改正

外國品を烏國へ輸入する爲豫め取付たる輸入許可を其の有效期間内（現在二百十日）に其の全部或は一部を取消す場合從來は爲替豫約高の一步の課金に止りたるが、本年六月八日附大藏省令を以て要點左の如き改正ありたり。

一、輸入許可有效期間内に於て左の課金により許可額の全部或一部の取消を許す。

イ、許可取付より十五日以内　無し
ロ、〃　三十日以内　千分の一
ハ、〃　四十日以内　申請額の五步を最低とす
ニ、許可取付當時と取消時との爲替相場の開きが二步半以上の時は其れに相當する課金を增す

二、取消は總て申請を行ひ許可を要す

三、本令違反は輸入管理法第一四條の罰則を適用す

## 羊毛代用品輸入防止

羊毛代用品の出現は羊毛依存のウルグアイ國朝野の重大關心事となり居り牧農省にては特に委員會を設け之が對策攻究中なる處此の程該品の輸入防止策として左の如き基礎案を發表せり、右が法令化する迄には尙相當の日數を要すべきも早晩實現さるゝものと思考す。

1、關稅表中の「人絹」なる名目を「人造纖維」に替ふ

2、化學纖維（nitrogenadas organicas y celulosa）を基礎とせる人造纖維織物竝其の交織物（本絹を除く）は羊毛織物に對する關稅（一瓩に付一ペソ八十六仙）の三割增

3、羊毛或は毛綿交織物にして總重量の一割以上の人造纖維を含むもの　同前

4、絲、屑絲類の如き人造纖維物は毛絲に對する關稅（一瓩に付一ペソ一二仙）の五割增

5、羊毛或は毛綿交絲類にして總重量の一割以上の人造纖維を含むもの　同前

6、羊毛代用品として使用さるゝ他の人造纖維品に對して前記の條件適用權限を政府に附與す

## 輸入業者資格制限

從來ウルグアイ國在住商業者は營業稅（patente de giro）納付高の多少に拘らず輸入許可申請を行ひ得たる處、政府は客月十八日附大藏省令を以て輸入を爲すは年額三百ペソを最低とする營業稅納付者たることを要する旨を規定實施せり。

本令の制定は輸入事務の繁忙防止にあるやに解せらるゝが目下議會に於ては同令は弱小商人を壓迫するものとして問題化し居れり。

對日取引商の主なるものは右制限額以上の納稅者なるを以て小額取引商以外は差して影響なきものと思考す。

## 輸出入管理局設置

ウルグアイ國に於ける輸出入管理は夫々別個の機關により處理せられ居る爲兩者の連絡統一を缺き管理制度の運用に不十分なりし處、政府は今般之が是正の目的を以て本月九日大藏省令にて新たに輸出入管理局を設置し輸出入の管理、爲替の配給等の諸事務を管掌せしむることゝせり、同局は共和國銀行に隷屬し政府側より三名、共和國銀行、商業、產業、國產品各會議所より一名づゝ計七名の委員より成る輸出入委員會に監督せらるることゝなり居れり。

## 輸入許可取付規定勵行策

ウルグアイ國爲替管理局は商品の原產國出荷前に於ける輸入許可取付規定を勵行せしむる目的を以て十月一日以降の出荷品にして許可未取付のものは通關に際し商品價格の五分乃至五割の罰金を課すべき旨十一月十七日輸入業者に通告せり。

# アルゼンテイン

## 輸入貨物通關規定改正

アルゼンテイン國政府は十二月二日大統領令を以て明年一月一日以降、通關の貨物には從前の書類の外、統計用の爲、商業送狀副本（領事の査證を要し、査證料は無料）を添付するを要し、右添付なき貨物は通關を許可せざる旨公布せり。

## 古鐵輸出禁止案

亞國政府は國內製鐵業確立の爲新古の鐵、鋼、銅、アルミニユーム、アンチモニー、亞鉛、クローム、ニツケル、靑銅、眞鍮等の金屬、同合金並に殘滓、斷片、切屑等の輸出を禁止し製鐵所機械及材料の輸入稅を免除する法律案を十三日議會に提出せり。因に古鐵は一九二九年十二月の大統領令を以て嚴に輸出を禁止せられ居れり。

## 全面的輸入爲替豫約許可大統領令

本件に關し大統領令全文左の通り。

アルゼンテイン國大統領令第一六、六〇七號

世界市場及貨幣ハ再ビ顯著ナル不安定性ヲ表示シ居ル狀態ニ鑑ミ將來ニ於ケル市場ノ成行ニ付熟知シ居ルコトノ肝要ナルヲ認メ　且輸入貿易ガアルゼンテイン國ノ國際收支ニ重大ナル要素ヲ構成シ居ルヲ以テ輸入貿易全般ニ對スル爲替許可制ノ一般的適用ハアルゼンテイン國輸入貿

易將來ノ進展ニ付完全ナル統計報告ヲ得ル所以ナルヲ考慮シ　アルゼンテイン國大統領ハ左ノ通リ命令ス

第一條　輸入業者ハ外國ニ於テ購入シタル貨物ニシテ來ル十二月一日以後通關ヲ開始スベキモノニ對シ凡テノ場合ニ於テ適法ノ豫約ヲ以テ爲替許可ヲ取得スルヲ要ス

第二條　前條ニ揭グル爲替許可ハ現行法並ニ條約ノ定ムル所ニ從ヒ分配セラルベシ

第三條　本令ハ公布セラルベシ

## 諸金屬輸出禁止法案提出

亞國政府は八月十三日議會に對し金屬の輸出禁止竝製鐵所用機械及材料の輸入稅免除に關する法律案を提出せるが同法案の要領左の如し。

（一）新、故の金屬、合金及配合（combinacion）竝殘渣、斷片、截屑等の輸出を禁止す。

（二）右金屬とは鐵、鋼、銅、アルミニユーム、亞鉛、アンチモニー、クローム、ニツケル、靑銅、眞鍮を謂ふ。

（三）右金屬產出量が國防消費量を超過し且又右金屬のストツクが國內需要を充すに充分なりと認むるときは政府は國內鑛山產出金屬の輸出を許可すべし。

（四）政府は必要と認むる場合本件禁止の一部又は全部を解除することを得。

（五）一九三八年一月一日以降（法律として成立の上は遡及效を認むるものとす）五ケ年　製鐵所設置用機械及材料の輸入稅を免除す。但し右機械及材料の內容に關しては政府は農務省をして陸軍省と協議の上之を決定せしむべし。

右法案と共に政府は提案理由書を議會に提出し右に於て國防的見地より國內製鐵業確立の要ある旨を力說し、故鐵に付ては一九二九年來大統領令を以て輸出を禁止し居るを以て事實上の措置に付ては從來と何等變更なき次第なりと說明せり。

而して亞國の對日輸出品たる鉄力屑が本件輸出禁止に包含せらるゝや否やに關しては、關係業者間に於ても意見を異にし明瞭ならざるも、仄聞する所に依れば政府は關係者の請願もあり鉄力屑を包含せしめんとする意向なるやの趣にて、一部鉄力屑輸出業者にては同品除外方乃至本法案の握潰し方に付議會方面に運動中なる由なり。

## アルゼンテイン國ポーランド國間通商條約調印

アルゼンテイン政府と通商協定締結商議の爲六月十八日ポーランド通商使節團來亞し八月三十一日亞國外務省に於て亞國外務大臣竝駐亞ポーランド公使及前記使節團長間に通商條約の調印を了したる旨翌九月一日亞國政府より發表せられたり。同條約は本文九ケ條及附屬議定書より成るものなる處、之が要領左の通り。

一、締約國ハ相互ニ關稅ニ關スル無條件且無制限最惠國待遇ヲ約ス

但シ國境貿易促進ノ爲隣接國ニ與ヘタル便益及關稅同盟ニ基ク便益ヲ除外ス（第一條）

二、航海ニ關スル無條件及無制限最惠國待遇ヲ約ス（第二條）

三、輸出入禁止制限ニ關シ最惠國待遇ヲ約ス（第三條）

但シ(イ)公安、(ロ)武器、彈藥、軍需品ノ交易、(ハ)公衆衞生、動植物病疫保護、(ニ)美術、歷史、考古上ノ國家的資源ノ保護、(ホ)政府ノ專賣、(ヘ)金銀ノ搬出、(ト)國產品ニ課セラレタル取締措置ヲ同種外國品ニ適用セントスル場合ヲ除ク

四、締約國ハ相手國民ニ對シ居住、旅行、營業其ノ他ニ關シ最惠國待遇ヲ約ス（第四條）



五、締約國ハ相手國際品ノ販賣、流通又ハ消費ニ關スル內國稅ニ付最惠國待遇ノ供與ヲ約ス（第五條）

六、締約國ハ相手國產品ニ對シ通過稅ヲ徵收セサルコト及通過貨物ノ取扱振ニ付最惠國待遇ノ供與ヲ約ス（第六條）

七、締約國官憲ハ相手國產品ノ輸入ニ際シ輸入國ノ指定スル官憲又ハ機關ノ發給又ハ査證セル原產地證明書ヲ要求スルコトヲ得（第七條）

八、「ポーランド」國政府ハ「ダンチツヒ」自由市カ本條約ニ基ク權利義務ヲ受諾スルモノナルコトヲ宣言スル權利ヲ留保ス

但シ右留保ハ「ポーランド」カ關係諸條約ニ基ク權利ニ依リ本條約ニ於テ「ダンチツヒ」自由市ニ關シ締結セル規定ニ及ブモノニ非ス（第八條）

九、本條約ハ批准セラルヘク批准交換ハ「ワルソー」ニ於テ行ハルヘシ本條約ハ批准交換後三十日ヲ經テ實施シ最短一ケ年間有效ナリ　但シ滿期前三ケ月ノ豫告ヲ以テ其ノ廢棄ヲ通告セサルトキハ更ニ一年宛效力ヲ延長ス

### 附屬議定書

一、本議定書有效期間中左記亞國產品ニ對セル「ポーランド」輸入稅ハ本議定書所定ノ稅額ヲ超過セサルヘシ

| 稅番 | 品目 | 同位 | 稅額 |
|---|---|---|---|
| EX53 | 一荷二十瓩又は其れ以下の生葡萄 | 一キンタル | 三月十五日より七月三十一日に至る期間三五「ヅロチ」<br>二月十五日より五月三十一日に至る期間四〇「ヅロチ」 |
| EX37 | 一荷十瓩又は其れ以下の生葡萄 | 同 | |

二、本議定書ハ批准セラレ批准交換ハ「ワルソー」ニ於テ行ハレ本條約ト同時ニ發效及失效ス

## 爲替管理規定變更

十一月七日深更大藏省はコンミュニケを以て公定賣相場竝に輸入爲替に關し左の如く發表せり。

一、大藏大臣は中央銀行に對し七日より現行公定賣相場一磅に付十六ペソを十七ペソに引上ぐることを命令せり。

但し同日迄に爲替豫約許可を獲得し居るものにして本年十二月三十一日迄に決濟するものに對しては十六ペソの率を適用す。

右理由として政府はアルゼンテイン輸出不振に依る外貨獲得難、輸入の激增竝に外國資本及流動資金の逃避に依る公定、自由兩爲替市場の外貨需要增を擧げたり。

二、同日公布の大統領令を以て左の通り規定す。

第一條　本年十二月一日以降外國品通關ノ爲ニハ輸入業者ハ總テ（公定、自由兩相場共事前ニ爲替許可ヲ取得シ置クヲ要ス

第二條　前條ノ許可ハ現行爲替規定竝ニ國際協定ニ基キ發給セラルヘシ

右理由としては同令前文中に世界の商品及金融市場は再び著しき不安を示し、右市場將來の趨勢に付ては充分認識し置くの要ある處、亞國國際貸借調整上輸入は主たる要素なるが故に總ての輸入に對し一律に爲替許可制度を適用することは亞國の外國品購入に關する今後の事態に付完全なる總計的情報を得る所以なりと述べたり。

## 小麥、亞麻仁の規準價格決定

アルゼンテイン國の穀類買上制は小麥及亞麻仁に關しては昭和十一年十二月二日以降、玉蜀黍に關しては昭和十二年一月廿八日以降中止せられ居りたるが、政府は本年十一月十四日大統領令を以て小麥（二級品、百立の重量七十八瓩）及亞麻仁の規準價格を夫々港渡し百瓩に付七ペソ及十二ペソに決定せり。

尙農商務省發表十一日現在の亞國輸出可能量は小麥四十二萬七千噸、亞麻仁十七萬四千噸にて十四日當地港渡し相場は百瓩に付夫々六ペソ二十五仙及十二ペソ八十仙なり。

# ○アフリカ洲

## エヂプト

### 關稅一部改正

七月十一日附官報を以てエジプト關稅定率表中左の如く一部の改訂を見即日實施せり。其の內容左の通り。（從量稅單位ミリエム）

| 稅番 | 品目 | 單位 | 稅率 |
|---|---|---|---|
| 一一八 | 甘蔗糖、甜菜糖及類似の砂糖精 | | |
| | (a) 精製のもの又は固形のもの | | |
| | (1) 氷砂糖以外のもの | 百瓩(純量) | 一、五〇〇 |
| | (2) 氷砂糖 | 同 | 一、五五〇 |
| | (b) 粗製のもの | | |
| | (1) 精製用にするもの(註一) | 同 | 一、四〇〇 |
| | (2) その他 | 同 | 一、五〇〇 |
| 一一九 | 葡萄糖、果糖、麥芽糖（果物の粉末にて造れる砂糖(似の砂糖(葡萄、澱粉等にて造れるもの)、轉化糖 | 從價 | 三〇%但し最低稅額が一瓩に付三〇ミリエム以下ならざること |
| 一二三 | 砂糖菓子、マルジパン、ボンボン、饅頭菓子及其の他の砂糖製菓にして別號に揭げざるもの | 從價 | 九〇〇 |
| 一二四 | チョコレート（棒狀、錠狀、ボンボン又は類似形のもの、其の他の形狀にしたるもの） | 同 | 三〇%但し最低稅額が一瓩に付三〇ミリエム以下ならざること |
| 一四三 | トマト罐詰及トマト・ペースト | 百瓩(風袋込) | 一、五〇〇 |
| 一四七 | 珈琲エキス、珈琲精及珈琲を素とせる製品 | | (註二參照) |
| 一五〇 | 酵母 | | |
| | (a) 麥酒釀造用、酒造用及其の他 | 百瓩(風袋込) | 四、〇〇〇 |
| 一七七 | ニコチン硫酸製造に充てらるる煙草(註三) | 同 | 一〇〇 |
| 一八二 | 金剛砂、輕石、トリポリ石及其の他の鑛物にして研磨用、若くは擦除用に供するもの、粗のもの、粒狀のもの、洗滌せるもの、粉末にせるもの、但し小賣用のものを除く | | |
| | (a) 輕石 | 千瓩(風袋込) | 一五〇 |
| 一九〇 | 水にて固めたる漆喰製造用原料、粉末にしたるもの又は粉碎したるものを含む(註四) | 稅番第一八二(a)に準ず | |
| 二五六 | 別號に揭げざる調合藥品、服用量に包裝したるもの及特殊調劑藥、小賣用のもの(註五) | 從價 | 一〇% |
| 二六八 | 鑛物質染料及顏料、硇素、バリウム、カドミウム、クローム、コバルト、銅、錫、鐵、水銀、鉛、亞鉛等を素とするもの(鉛丹、白鉛、リサージ、鑛物性橙黃、亞鉛白等) | | |
| | (a) 亞鉛白、リトフオヌ | 百瓩(風袋込) | 六〇〇 |
| 四七五 | 人造絹絲 | | |
| | (b) 染めたるもの又は糊附けたるもの | 一瓩(純量) | 一五〇 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 五四七 | 帽體 | | |
| | A、フエルト製 | | |
| | (1) 獸毛又は羊毛と獸毛とを交へたるもの | 從價 | 一〇% |
| | (2) 羊毛 | 同 | 一〇% |
| | B、麥藁、棕櫚の纖維、樹皮、木屑、スパルト及其の他類似材料によるもの | | |
| | (1) 一箇編のもの | 同 | 一〇% |
| | (2) その他 | 同 | 一〇% |
| | C、編物、バンド又は織物材料、紙、其の他セルローズより製せる材料に依るもの | 同 | 一〇% |
| 五四八 | 男子用帽子 | | |
| | A、獸毛フエルト又は羊毛と獸毛とを交へたるフエルト製にして附屬品あるもの又は附屬品を有せざるもの | 同 | 一五% |
| | B、羊毛フエルト製、附屬品を有するもの又は附屬品を有せざるもの | 同 | 一五% |
| | C、麥藁、棕櫚の纖維、樹皮、木屑、スパルト及其の他類似材料によるもの附屬品あるもの又は無きもの | 同 | 一五% |
| 五四九 | その他の男子用帽子 | | |
| | A、天然絹又は人造絹織物製、純粹のもの又は混交織のもの | 同 | 一五% |
| | B、革製のもの | 同 | 一五% |
| | C、其の他の材料製のもの | 同 | 一五% |
| 五五〇 | 婦人用帽子 | | |
| | A、獸毛フエルト又は羊毛と獸毛とを交へたるフエルト製 | | |
| | (1) 附屬品を有せざるもの | 同 | 一五% |
| | (2) 附屬品を有するもの | 同 | 一五% |
| | B、羊毛フエルト製、附屬品を有するもの又は附屬品を有せざるもの | 同 | 一五% |
| | C、麥藁、棕櫚の纖維、樹皮、木屑、スパルト及其の他類似材料によるもの附屬品あるもの又は無きもの | 同 | 一五% |
| 五五一 | 織物材料製の婦人用帽子（フエルト製のものを除く）及別號に揭げざる其の他の婦人用帽子、人造材料製帽子を含む | | |
| | (1) 附屬品を有せざるもの | 同 | 二〇% |
| | (2) 附屬品を有するもの | 同 | 一五% |
| 五五二 | 鳥打帽、制帽、大黑帽、タルブーシ及別揭せざる其の他の類似の被り物 | | |
| | A、タルブーシュ | 一打 | 六〇〇 |
| | B、其の他 | | |
| | (1) 布製、フエルト製又は固めざるメリヤス製のもの | 從價 | 一五% |
| | (2) 皮革製のもの | 同 | 一五% |
| | (3) 護謨製のもの | 同 | 一五% |
| | (4) 其の他材料製のもの | 同 | 一五% |
| 六四三 | 各型の筒及筒用繼手（ジョイント） | | |
| | (a) 筒の直徑が | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | （1）四吋及其以下のものにして長さ一メートルの重量が | | | |
| | （一）十五瓲及其以下のもの | 百瓲（風袋込） | 四三〇 | |
| | （二）十五瓲を超ゆるもの | 同 | 一五〇 | |
| | （2）四吋を超え六吋迄のものにして且長さ一メートルの重量が | | | |
| | （一）二十二瓲及其以下のもの | 百瓲（風袋込） | 四三〇 | |
| | （二）二十二瓲を超ゆるもの | 同 | 一五〇 | |
| | （3）六吋を超ゆるもの | 同 | 一〇〇 | |
| | （b）筒用繼手 | 同 | 四三〇 | |
| 六四五 | 稅番第六四四に記載したるストーブ、暖房、放熱器、其の他の製品にして琺瑯を施し又は裝飾したるもの | 同 | 八〇〇 | |
| 六五四 | 鑄鐵、鐵又は鋼鐵製（ニツケル鍍金を含む）工具（柄の有無を問はず）（註七） | | | |
| | （a）鋤、シヤベル、鶴嘴、鍬、叉、熊手、草刈器 | 從價 | 一〇% | |
| | （b）大鎌及草刈鎌 | 同 | 一〇% | |
| | （c）鋸 | | | |
| | （1）手鋸 | 同 | 一〇% | |
| | （2）其の他 | 同 | 一〇% | |
| | （b）鑢、切目又は十字目を入れたるもの仕上げたるもの又は仕上げざるもの | 同 | 一〇% | |
| 六五五 | 工作器械用工具（ニツケル鍍金を含む） | 同 | 一〇% | |
| 六五八 | 機械製釘、鋲、鍵（錫鍍、銅、亞鉛引コールタール塗なると否とを問はず）其の直徑が | | | |
| | （b）二糎乃至五糎のもの板、薄板及厚板、打鍛へ又はロールしたるもの | 百瓲（風袋込） | 三〇〇 | |
| | （a）普通のもの（單に打鍛へ又はロールしたるもの、波狀のものを含む） | | | |
| | （1）銅製 | 百瓲（風袋込） | 一、二〇〇 | |
| | （2）其の他 | | | |
| | （a）其の他（錫鍍、漆又はワニス塗り若くは穿孔したるもの等） | 同 | 七五〇 | |
| | （b）其の他（錫鍍、漆又はワニス塗り若くは穿孔したるもの等） | 同 | 前（a）項の稅率に每百瓲二五〇ミリエムを加へたるもの | |
| 六九八 | 手工用工具（ニツケル鍍したるものを含む） | 從價 | 一〇% | |
| 七八四 | 電球 | | | |
| | （一）單に照明用のもの | | | |
| | B、其の他（註八） | | | |
| | （1）四十ワット及其以下のもの | 一個 | 八 | |
| | （2）四十ワットを超へ六十ワット迄のもの | 同 | 一〇 | |
| | （3）六十ワットを超へ百ワット迄のもの | 同 | 一五 | |
| | （4）百ワットを超へ二百ワット迄のもの | 同 | 三五 | |
| | （5）二百ワットを超へ三百ワット迄のもの | 同 | 四五 | |
| | （6）三百ワットを超へ五百ワット迄のもの | 同 | 六五 | |
| | （7）五百ワットを超へ千ワット迄のもの | 同 | 一〇〇 | |
| | （8）千ワットを超ゆるもの | 同 | 一五〇 | |

（備考）

註一、關稅局及消費局の定むる取締手續に從ふものとす。

註二、珈琲濃液（珈琲又は其の外穀のエツセンス及エキス）は珈琲に對する消費稅の三倍に等しき稅を徵收す、固形エツセンスは消費稅の四倍に等しき稅を徵收す。珈琲を素とする製品珈琲又は珈琲滓と他の炒りたる植物性物質（チコリー、大麥、櫟果等の如き）との混合物は珈琲消費稅と等しき稅を徵收す。

註三、本品は供給先たる工場への運搬に付關稅當局の定むる取締に從ふものとす。

註四、凝灰岩、火山土、火山灰土の如きもの。

註五、小賣包裝紙に價格を記入せざる本品は販賣を禁止す。尤も本規定は一九三九年一月一日より之を實行するものとす。稅率は本品の販賣記入價格に從ふものとす。

註六、小賣用にあらざるものは輸入稅率表に揭げたる各其の種別に從ひ課稅す。若し輸入稅率表に別に揭げられざるときは「別號に揭げざる化學的生成品」として課稅す。

註七、精巧なる材料の柄を有するものは柄を構成する材料製品として之に對し別個に課稅す。

註八、電球に彫り、浮彫り又は消へざる文字を以て其の製造國名を表記しあらざるものは其の輸入を禁ず。

エジプトのケロシーン消費稅左の通り改正せられたり。

エジプト政府は一九三八年七月十一日附官報號外を以てケロシーンに對する消費稅百瓲に付八〇ミリエム（舊稅四四ミリエム）に引上ぐる旨の勅令を公布し卽日之を實施せり。

## 關稅定率表中一部改正

七月二十七日附官報を以て當國關稅定率表一部改正に關する勅令公布せられ卽ち

稅番第七號中蜜蜂は無稅となり。

同　第一七六號、輸入製造煙草の包裝箱に稅關當局の定むる形式により輸入者名を記入せる封帶を記すること丶なり。

同　第四五一號の（a）類別品目中より「蠟引」を除き

（b）分類を變更し一部は從價八分に引下げ

同　第五一四號の（4）分類を變更し內、經二糎未滿にして綿製のものは百瓲に付二ピアストルとし

第七十一章の備考欄を改正す。

尙詳細は左の通り。

| 稅番 | 品目 | 單位 | 新稅率 | 舊稅率 |
|---|---|---|---|---|
| | | | （從量稅單位ミリエム） | |
| 七 | 蜜蜂、蠟、（註一） | | 從價 | 五% |
| | （a）蠟 | | 從價 | 五% |
| | （b）蜜蜂（註二） | | 無稅 | 五% |
| 一七六 | 煙草、加工したるもの（刻み又は壓縮したる煙草、嗅煙草、紙卷煙草等）（註三） | 正味瓲 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 |
| 四五一 | 別號に揭げざる特種の紙及厚紙にしてシート又はロールせるもの | | | |
| | （a）大理石模樣、木理模樣、染入、擦込、護謨引、型付、油引、粒狀、波狀、皺狀、鱗狀又は浮彫型付のものにて平方米の目方が | | | |
| | （1）二〇〇瓦未滿のもの | 百瓲（風袋込） | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (2)のもの | 同 | 六〇〇 | 六〇〇 |
| (b)反應體の紙、リトマス試驗紙及類似品、消毒用紙、蠅取紙及類似品、印刷せしものを含む | 同 | 六〇〇 | 六〇〇 |
| A、消毒材を以て處理したる包裝紙にして特に皮革其の他類似品の如きものゝ保存に用ひらるゝもの | 從價 | 八%) | 一五% |
| B、其の他 | 同 | 一五%) | |

五一四　大麻、亞麻、苧麻、黃麻、フォルミウム、テナックス、アバカ其の他別號に揭げざる植物纖維(紙、纖維素製の同種品を含む)製(紗又は混製)の繩索、綱、艶付絲、線にして直徑又は厚さが

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1)十一粍以上のもの | 百瓩(風袋込) | 六〇〇 | 六〇〇 |
| (2)六粍以上十一粍未滿のもの | 同 | 八〇〇 | 八〇〇 |
| (3)二粍以上六粍未滿のもの | 同 | 一、二〇〇 | 一、二〇〇 |
| (4)二粍未滿のもの | | | |
| (a)綿製のもの | 一瓩(正味) | 二〇(其の種類により小賣用絲に適用せらるゝ項に準ず | 其の種類により小賣用絲に適用せらるゝ項に準ず |
| (b)其の他 | | | |

第七十一章　双物、別號に揭げざる金屬什器双物(註四)

(備考)

(註一)蜜蜂及蠶は農林省の特別許可あるにあらざれば輸入することを得ず

(註二)專ら蜜蜂飼養に充てらるゝ用具は稅率を半減す

(註三)外國より輸入せらるゝ燻草製品に對しては稅關の命ずる樣式に從ひ其の函の上に輸入者の氏名を記載せる特別のバンドを貼付するを要す

(註四)上等木製、獸骨、獸角、セルロイド、硬質護謨、模造の龜甲及象牙磁器、象牙、貝殼、龜甲、ニツケル鍍したる金屬及類似品製の柄を有する双物に對しては本章中の稅番第七三六乃至第七四五記載の稅率を課す

金又は銀メツキのホワイト・メタル製双物又は金、白金、銀製の裝具を有する双物にして刀身が金又は銀メツキとなれるものは其の種類に準し金屬又は金銀細工品として課稅す(但し金屬又は金銀細工品に對する稅率の方が大なる場合に限る)

**△英、埃條約中一部改正**(イギリス之部參照)

# 佛領モロツコ

## 佛國及アルゼリア向大麥輸出解禁

モロツコは兩三年來に亘る旱魃の爲、穀物の收穫減少に依り一九三七年の如きは多量の大麥を輸入した狀態であつたが、本年收穫豫想は比較的良好であるから七月七日附勅令を以て大麥の輸出を禁止した一九三七年三月二十七日の勅令を廢した。

右勅令の內容中主たる點は次の通りである。

(一)經濟局長令に依り定めらるゝ品質の麥酒釀造用大麥の佛國及アルゼリア向輸出を許可す(第一條)

(二)右輸出許可量は一九三八年六月一日大統領令規定の一九三八年六月乃至一九三九年五月の佛國及アルゼリアに無稅輸入せらるべきモロツコ產大麥の割當量二十萬キンタルとす(第二條)

(三)右大麥輸出に際しキンタル當り五法の稅を設定す(第三條)

## 各種油類輸出禁止

精製石油、揮發油、ガスオイル、燃料油、デイゼル・オイル、油脂、鑛油の佛領モロツコよりの輸出は土木局長の特別許可なき限り之を禁止すべき旨一九三八年九月十四日附勅令同十六日附官報を以て公布せられたり。

## 鑛物輸出禁止

一切の鑛物(燐鑛石を含まず)の佛領モロツコよりの輸出は鑛山局長の特別許可なき限り之を禁止すべき旨一九三八年九月十四日附勅令同十六日附官報を以て公布せられたり。

## 褐褸、羊毛、皮革等輸出許可制實施

佛領モロツコよりの一切の種類の褐褸、羊毛、皮革の輸出は許可を受くるにあらざれば之を爲すことを得ず第一條。右許可は經濟局長之を與ふ(第二條)。但し佛國及アルゼリア向褐褸、羊毛、皮革の輸出は自由なる旨の一九三八年九月十四日附勅令九月十六日附官報を以て公布せられたり。

更に九月二十六日附勅令を以て輸出許可制を左記產品にも擴張すべき旨同三十日官報に公表せられたり。

繭
絲及織物を除く凡ゆる形式下の綿、セルローズ綿を含む
亞麻、莖付のもの、生のもの、皮を剝ぎたるもの、梳きたるもの又は屑となれるもの
大麻、莖付のもの、碎きたるもの、皮を剝ぎたるもの、梳きたるもの又は屑となれるもの
小棕櫚の纖維、クラン・ヴジタル
スパルト、蘭、生葦及柳を除く植物性纖維、麻及椰子の纖維を含む
生絲

## 輸出獸類檢疫規則

佛領モロツコに於て輸出獸類の檢疫に關し五月十四日附閣令發令せられたるが內容左の如し。

牛、山羊、羊及豚の獸類は左の條件に從ふ場合に於てのみ輸出することを得。(第一條

獸類は鷲口瘡性熱流行地と指定せられざる村落及牧場より送出されたるものなることを要す。(第二條)

送出地と積出港又は送出地と國境地點の間に流行地區あるときは鐵道に依り輸送すべきものとす但し送出地に鐵道便なきときは最寄停車場に至る輸送は閉鎖せる運送車に依るべきものとす。(第三條)

獸類は出發に際し病疫地にあらざる村落又は牧場より送出され且健康なることを證明する送出地の檢査獸醫の證明書を具有することを要す。右證明書には獸類の記號記載を要し且獸類の積出港又は國境地點に提示せらるゝ時より少くとも三日以內に作成せらるべきものとす。(第四條)

佛領モロツコより輸出の時に於ける衞生檢査の際鷲口瘡性熱の徵候を有するものありたる場合には其の一團を爲す總ての獸類は積出港又は國境地點の最寄屠殺場に送られ直に屠殺せらるゝものとす、此の場合積出港又は國境地點より屠殺場に至る運送は衞生官の監督の下に閉鎖されたる運送車に依るものとす。(第五條)

△**モロツコに關する英佛間通商條約**(イギリス之部參照)

# スーダン

## 輸入關稅一部改正

スーダン輸入關稅左記の通り一部改正せられ四月十六日より實施せられたり。

○絹

織物メリヤス及び絹製品又は絹と其の他織物材料との交織製品の全部

舊稅率從價四割　新稅率從價五割

(右は人絹に對する稅率が從價五割なる爲め絹を五割に引上げしものなり)

○新に長靴及短靴の項目を設け一足に付二ピヤスタ又は從價一割とし何れか高き方を課す

(右は從來特別の項目なき爲め一律に從價一割を課せしものなるが此の結果安テニス靴に大なる打擊なり)

○新に左のものを無稅品目表に加ふ

飛行機及部分品、現像せる映畫フイルムにて教育竝に公用招宴用、化學肥料

# 佛領西アフリカ

## 麥酒輸入稅附加稅改正

佛領西アフリカ總督府諮問會議常設委員會は一九三八年一月二十一日の委員會に於て外國產麥酒の輸入稅附加稅を從價一割二分に改正方を決議し、之が認可を本國政府に要求したる處、今般右決議を認可する旨の五月六日附大統領令同月八日附官報を以て公布せられたり。

## 輸出入統計稅改正

六月二十三日附總督令を以て佛領西阿輸出入統計稅を次の通り改正せる旨七月二日附佛領西阿官報に發表せられたり。

| 稅番 | 品目 | 課稅單位 | 課稅率(法) |
|---|---|---|---|
| 一 | 包裝せる商品 | 一個 | 三 |
| 二 | 包裝せざる商品 | 一米噸 | 三 |
| 三 | 生動物 | 一頭 | 三 |
| 四 | コラ及生野菜を除く生果 | 一米噸 | 三 |
| 五 | アラビア護謨 | 同 | 三 |
| 六 | 油性種子、油粕 | 同 | 三 |
| 七 | 玉蜀黍粒 | 同 | 三 |
| 八 | 鹽 | 同 | 三 |
| 九 | 砂、石、土、鑛石、石膏、石灰 | 同 | 三 |
| 十 | 有機肥料、化學肥料 | 同 | 三 |
| 十一 | 生果包裝用木繊維及藁 | 同 | 三 |
| 十二 | (a)牛 | 一頭の四半分の四個一括迄 | 三 |
| | (b)豚 | 二頭の四半分の二個一括 | 三 |
| 十三 | 船舶補給用石炭(煉炭を除く)及重油 | 一米噸 | 二 |
| 十四 | | | |

(註)　書課稅率は稅番一乃至十三は各一法、十四は五十仙なり。

# 佛領中央アフリカ

△**特定布類及同製品輸入割當制度新設**(フランス之部參照)

# 南アフリカ聯邦

## スフ混入の毛布及ラツグに對する稅番變更

一枚十二オンス以上の毛布又はラツグにして三パーセント以上のステーブル・フアイバーを混入するもの及混入量三パーセント以下にても故意に之を混入せるものに對しては稅番六十一(毛布、ラツグ、ショール及カフイル・シーツ)(a)項(一枚十二オンス以上のもの)第三號(註　第一號は純綿又は七十五パーセント以上の綿及羊毛を含むもの、第二號は純毛又は七十五パーセント未滿の羊毛及綿を含むもの、第三號は其の他のものにして第三號の稅率は、從量稅一封度に付最低一志或は一枚に付二志六片、中間一志六片或は一枚に付四志、最高一志或は一枚に付四志、從價稅二十五パーセントにして、何れか大なるものを採る)を適用する旨稅關より通知ありたり。

## 柑橘類箱板及木箱輸入稅全額拂戻公表

南阿政府は一九三八年九月一日より向ふ一箇年間柑橘類荷造用箱板又は木箱(Wooden boxes empty or in shooks)は輸入者の申告に依り一般輸入稅の全額拂戻を爲すべき旨八月十九日附官報を以て公表せり。

## 輸入工業用材料に對する關稅拂戻

十一月四日附官報を以て南阿政府は一定資格を有する製造家が、其の工業用材料として輸入する約二十種の品目に對し一般輸入稅の二割乃至全額の拂戻を爲し卽日實施する旨公布せり。右の內主なる本邦關係品目は金屬性以外の玩具(box-boys, surprise packets 及 crackers 等に使用するもの)にして、之に對しては全額の拂戻を爲す。

## 輸入大豆の戻稅

南アフリカ聯邦政府は十二月九日附官報を以て食料、工業原料に用ふる輸入大豆(製油用を除く)に對しては、一定條件の下に一般輸入稅の全額拂戻を爲し、卽日實施する旨公布せり。

## 輸入肥料に對する新規定

南阿政府は骨粉、血粉、其の他動物屍體より造れる肥料の輸入に際しては其の原產國に於て完全なる殺菌を爲し authrax, black-quater 其の他の病菌の附着せざることを證明せる當該國の適當官憲又は獸醫の發給せる證明書の提出を要する旨十一月四日附官報を以て公布せり。

△**第五次獨阿通商協定締結**(ドイツ之部參照)

△**ビルマ・南アフリカ聯邦間通商協定成立**(ビルマ之部參照)

# 伊領東アフリカ

## 外國品輸入禁止制限

八月一日附伊領東阿總督府官報に伊領東阿に於ける外國品の輸入禁止に關する總督府令第七二四號左記譯文の通り公布せられたり。

伊領東阿總督ハ、伊國及外國爲替竝ニ商品ノ輸出入ヲ規律スル一九三六年六月二十二日附副王令第二十二號ニ準據シ　外國ヨリノ輸入ニ關スル事項ヲ更ニ善ク規律スルハ時宜ニ適スルモノト認メ　一九一一年八月十二日附勅令第一三〇〇號ニ依ル伊領ソマリア關稅基本條項第一〇條及一九〇九年十二月三十日附勅令第八四五號ニ依ルエリトレア關稅法d項第五〇條ニ準據シ　一九三七年一月十一日附法律第二八五號ニ變更セラレタル一一九三六年六月一日附緊急勅令第一〇一九號ヲ檢シ　左ノ通リ發令ス

第一條　外國商品ノ輸入ハ之ヲ禁止ス

第二條　伊領東阿總督府及各政廳ハ當事者ノ申請ニ基キ外國ヨリノ商品輸入ヲ許可スルコトヲ得

第三條　前條ノ申請ハ各政廳ニ設置セラレタル特別委員會ニ附議セラルヘシ

第四條　本令ノ規定ニ違反スル者ハ密輸ニ關スル現行關稅規則ノ定ムル刑罰ヲ適用セラルヘシ

一九三八年六月十七日

アデイス・アベバニ於テ

總督代理　チエルリ

## 珈琲輸出奬勵策

伊領東阿總督府は國際貿易に依る外國爲替取得の見地より一九三八年一月二十六日附總督府令第三一號(二月一日附官報に公布、同日より有效となるを以て先づ其の主要輸出品の一たる皮革の伊本國、植民地及屬領への移出を禁止すると共に右移出は單に外國向自由爲替に依り輸出したる重量の二〇%に相當する數量を限り許可せらるべき旨規定し極力之が輸出增進を企圖し居れるが、更に左の通り珈琲に付ても同趣旨の總督府令を公布し伊本國、植民地及屬領への珈琲移出は單に外國向自由爲替に依る輸出價額の三〇%の額を限り之を許可することゝなり、七月一日附コリエレ・デルイムペロ紙上に全文發表せられたり。

本令は曩に外國向珈琲の輸出稅を從價八%より五%に引下げたる總督府令と相俟ち今後伊領東阿產珈琲輸出を一層容易ならしむるものと言ふべし。

因に本令第二條に所謂一九三八年二月十八日附總督令第一八二號とは自由爲替に依る伊領東阿よりの外國向貨物輸出に關するものにして「輸出貨物の價額に相當する外國爲替の讓渡は一律に外國爲替管理局に從屬すべきこと竝に一九三七年十一月二十四日附總督令第八〇九號第一條規定の輸出許可は之を廢止すべき」旨規定せるものにて又右總督令第八〇九號は一般輸出に關するものにして「伊領東阿よりの外國向貨物輸出は總て總督府の許可を要し且輸出貨物の價額に相當する外國爲替の讓渡は外國爲替管理局に從屬すべき」旨規定し居るものなり。總督令譯文左の通り。

伊領東阿總督、エテイオピア副王は阿弗利加省令の定むる所に依り伊領東阿領域に於ける珈琲輸出業を律する必要の緊急なるを認め、一九三七年一月十一日附法律第二八五號に依り變更せられたる伊領東阿に於ける組織及行政に關する一九三六年六月一日附勅令第一〇一九號を檢し左の通り布令す。

第一條　伊領東阿領域內ヨリノ伊本國、植民地及屬領向珈琲移出ハ之ヲ禁止ス

第二條　伊領東阿領域內ヨリノ外國向珈琲輸出ハ一九三八年二月十八日附總督府

令第一八二號ヲ以テ定メラレタル樣式ニ依リ之ヲ許可ス

第三條　外國向自由爲替ヲ以テスルモノニ付テハ其ノ輸出相當價額ノ讓渡確保セラレタル後輸出價額ノ各三〇%ニ相當スル額ヲ「プレミアム」トシテ伊本國、植民地及屬領ヘ移出スルコトヲ許可ス

右讓渡ハ如何ナル事由ニ依ルモ他ニ振向ケラルルコトヲ得ス

第四條　前條ニ言フ三〇%ハ關係商社ノ申請ニ基キ各主務政廳ニ依リ許可セラルヘシ

是等申請ニハ外國向珈琲輸出ヲ證明スル稅關申告書及價額讓渡ヲ證明スル銀行裏書ヲ添附スヘシ

第五條　本令ニ牴觸スル規定ハ之ヲ廢止ス

第六條　本令ハ總督府官報ニ公布ノ日ヨリ伊領東阿全領土ニ亘リ有效タルモノトス

# レユニオン島

## 綿布及綿製品國別輸入振當決定（本年下半期）

レユニオン島に輸入される無地の純綿布及天鵞絨、綿製夜具、莫大小布製品等に對し新に輸入割當制を課する六月三十日附大統領令及右大統領に基いて本年下半期の輸入割當總量を定めた同日附植民省令、竝に各國別割當量を定めたる輸入者に對する告示を夫々七月九日附官報を以て公布せられた右植民省告示は左の通り。

一九三八年七月一日より同年十二月三十一日に至る期間に付植民省令を以て定められたる割當の國別振當左の通り。（單位キンタル）

| 稅番 | 品名 | 國名 | 割當 |
|---|---|---|---|
| 四〇四、四〇五、四〇六、四〇六ノ二、四〇七、四一一、四一二、四三六 | 手織、綾織、雲齋織の純綿布生地のもの、マーセライズしたるもの、精練したるもの、漂白したるもの又は漂白絲、染絲にて織りたるもの、捺染絲にて織りたるもの、染色、艶出したるもの | 英國 | 三七四・四 |
| | | 日本 | 一九・八 |
| | | 其の他 | 七・四 |
| | | 計 | 四〇一・六 |
| 四〇九、四一〇、四一八、四一九、四三六 | 綿天鵞絨、綿掛布、綿莫大小ビース物、手袋類、靴下其の他 | 一切の國 | 四・七 |

本告示フランス共和國官報に發表前にレユニオンに向け發送せられ又は輸入稅假納若くは保稅倉庫藏置を爲されたる外國品は右割當に入らざるものとす。

# 葡領モザンビック

## 葡領モザンビック及英領スアジーランド、バストランド、ベチユアナランド間互惠通商協定

葡領モザンビック植民地及英領アフリカスアジーランド、バストランド、ベチユアナランド間の互惠通商協定改訂交涉は、リスボンに於て葡國政府と駐葡英國大使との間に交涉中であつたが、去る五月十一日調印完了六月二日附官報を以て公表された。本協定は從來の兩國前記植民地間の通商協定に代ふるものであつて、其の要旨は兩國の前記植民地間の貿易に對し、締約國は相互に各自國の生產品に對し與ふる特別待遇以外總ての特惠待遇を與ふべき旨を協定したものである。右協定の全文を假譯すれば次の如し。

モザンビック植民地、英領スアジーランド、バストランド、ベチユアナランド間互惠通商協定

ポルトガル共和國政府及英帝國政府ハ一九三〇年二月十三日ケープタウンニ於テ及一九三三年二月十八日「ロレンソマルケス」ニ於テ「モザンビック」植民地總督及南アフリカ聯邦總督ニ依リ調印セラレタル葡領「モザンビック」植民地及英領「スアージーランド」、「バスランド」竝「ベチユアナランド」保護領（以下英領植民地ト稱ス）間ニ存スル通商協定ヲ改訂シ左ノ通リ協定ス。

第一條　「モザンビック」植民地政府及英領植民地政府ハ左記ニ依リ最惠國特遇ヲ相互ニ供與ス。即葡領「モザンビック」植民地生產品ニシテ英領植民地ニ輸入セラルヽモノ、及英領植民地生產品ニシテ「モザンビック」ニ輸入セラルヽモノニ對シテハ、相互的ニ他ノ諸外國ノ同一商品ニ對スル現行稅、又ハ將來賦課セラルヽコトアルベキ課稅ト異ナル稅、或ハヨリ高キ稅ヲ賦課セラルヽコトナシ、但シ左ノ場合ヲ除ク、

(a)　英領植民地生產品ニシテ「モザンビック」ニ輸入セラルヽモノニ對シテハ「モザンビック」政府ガ葡本國「マデイラ」、「アリーレス」及其ノ他葡領植民地生產品ニ現在供與シ、及將來供與スルコトアルベキ關稅上ノ特別待遇ヲ享取スルコトナシ。

(b)　「モザンビック」植民地生產品ニシテ、英領植氣地ニ消費ノ爲輸入セラルルモノニ對シテハ、英領植民地政府ガ英本國「アイルランド」及英領植民地乃至自治領ノ生產品ニ對シ、現在供與シ及將來供與スルコトアルベキ最低稅率又ハ割戻ノ適用ヲ受クルコトナシ。

(c)　「モザンビック」植民地生產品ハ英領植民地ガ同植民地ト南阿聯邦竝南北「ローデシヤ」間ニ現存シ、又ハ將來締結セラルベキ協定ニ依リ南阿聯邦及南北「ローデシヤ」ノ生產品ニ供與スル特別待遇ヲ享クルコトナシ。

(d)　「モザンビック」植民地及英領植民地乃至南阿聯邦ノ產業ヲ互ニ保護スル爲、各政府ニ依リ夫々課セラルベキ「ダンピング」稅ハ本協定ノ規定ト牴觸セザルモノト見做ス

第二條　「モザンビック」植民地ノ生產品ニシテ、英領植民地通過ノ場合、及英領植民地ノ生產品ニシテ「モザンビック」植民地通過ノ場合ハ相互ニ通過稅輸出稅、再輸出稅ヲ免ズ。但シ左記各項ノ場合ヲ除キ港稅及「モザンビック」ニ於テハ各港稅ノ外通商稅、登臺稅及印紙稅ハ此ノ限リニ非ズ。

(a)　英領植民地原產ノ凡テノ鑛物（船舶消費用ノ石炭ヲ含ム）ノ「モザンビック」

ク」植民地通過、又ハ再輸出ノ場合ハ關稅及「モザンビック」ニ於ケル一切ノ稅ヲ免ズ。

(b) 英領植民地ニ仕向ケラレ、又ハ仕入ラル、金貨ノ「モザンビック」通過、又ハ再輸出ニ對シテハ關稅竝「モザンビック」ニ於ケル一切ノ課稅ヲ免除ス。

第三條 (a) 英領植民地ニ向ケ「ロレンソマルケス」通過、又ハ再輸出セラル、一切ノ商品ニ對シテハ、其ノ原產地又ハ其ノ所有主ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ「ロレンソマルケス」ニ於ケル通過稅再輸出稅ヲ免ズ。但シ通商稅燈臺稅及印紙稅ハ此ノ限リニ非ズ。

(b) 「モザンビック」ニ向ケ英領植民地ヨリ再輸出若クハ通過スル一切ノ商品ニ對シテハ、其ノ原產地及所有主ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ英領植民地ニ於ケル通過過稅又ハ再輸出稅ヲ免ズ。

第四條 陸路英領植民地ヨリ「ロレンソマルケス」ニ向ケラル、一切ノ商品ニ對シテハ、其ノ原產地及所有主ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ通過稅及再輸出稅ヲ免ズ。但シ燈臺稅及印紙稅ハ此ノ限リニ非ズ。

第五條 (1) 稅關倉庫若クハ「ロレンソマルケス」行政區內ノ稅關倉庫ヨリ庫出シテ、英領植民地ニ向ケラル、一切ノ商品ハ、該商品ノ輸入ノ日ニ於テ同植民地ニ現行中ノ輸入稅ヲ課セラルベク、從價稅ハ「ロレンソマルケス」ニ向ケ輸出セラレタル日ニ於ケル輸出國內ノ商品價格ニ基キ算定ス。

(2) 前項ノ商品ニ對シテハ「ロレンソマルケス」ニ於ケル通過稅若クハ再輸出稅ヲ免除ス。但シ港稅、通過稅及印紙稅ハ此ノ限リニ非ズ。

(3) 英領植民地ニ於ケル前記商品輸入業者ハ、英領植民地稅關ノ是認スル該商品價格ニ關スル證明竝英領植民地收入保護ノ爲要求セラルベキ其ノ他ノ報告ヲ提示スベシ。

第六條 (一) 「モザンビック」植民地政府及英領植民地政府ハ「モザンビック」及英領植民地間ノ輸出入ニ付、禁止又ハ特別制限ニ依リ兩國間ノ通商貿易ヲ阻害スルコトナカルベシ。但シ左ノ場合ヲ除ク。

(a) 公安、公衆衞生及道德乃至人道上ノ動機ニ依ル場合。

(b) 疾病、害蟲、寄生蟲ニ對スル動植物保護及動植物ノ退化及消滅ヲ避クル爲。

(c) 武器彈藥及戰爭用材料及異常ノ場合ニ於テハ他ノ軍需品。

(d) 美術、歷史及考古學上ノ價値アル物件ノ輸出。

(e) 專賣品及專賣トナルベキ商品。

(f) 刑務所製品。

(g) 輸入國ニ於テ生產、販賣、運輸、消費ヲ禁止若クハ制限スル商品ノ輸入。

(h) 商品ノ品質ノ確實ヲ期シ、其ノ聲價ヲ維持スルト共ニ外國顧客ニ保障ヲ與ヘル爲、生產品ノ輸出ガ一定ノ條件ノ下ニ置カルヽ場合。

前記禁止及制限措置ハ同時ニ且同ジ方式ニ依リ及本措置適用ノ爲、同ジ原因ノ存スル他諸外國ニ對シ、同ジ範圍ニ於テ適用セラルヽ場合ニ於テノミ之ヲ施行スルコトヲ得。但シ右ニ藉口シテ「モザンビック」及英領植民地間貿易ヲ制限スベカラス。

(二) 本條第一項ニ包含セラレザル輸入品ニ對シ、制限又ハ禁止ヲ爲ス必要生ジタル場合ニ於テ、「モザンビック」政府及英領植民地政廳府ハ告ナク本協定第一條(a)項及(b)項(c)項ノ特別國ヲ除ク他諸國ノ生產品ニ比シ「モザンビック」及英領植民地生產品ガ不利ナル狀態ニ置カルベキ制限又ハ禁止ヲ加フコトナカルベシ。

第七條 「モザンビック」政府及英領植民地政府ハ本協定ノ規定ニ關シ、

(a) 本協定ヲ忠實ニ履行スル爲ニ必要ナル措置及發令ヲ爲スベシ。

(b) 本協定ノ效力ヲ無效ナラシメ又ハ減殺スル措置乃至法令ノ公布ヲ爲サザルベシ

第八條 本協定ノ解釋、若クハ施行上生ズル紛議ニシテ締約國間ノ直接交涉ニ依リ解決ヲ見ザルトキハ、葡國側ノ任命スル「モザンビック」控訴院長及英國側ノ任命スル「バストランド」司法官及「ベチュアナランド」保護領及「スワジーランド」ノ特別裁判所長ヨリ成ル仲裁官ノ仲裁ニ附スベシ。

若シ仲裁裁判官意見ノ一致ヲ見ザルトキハ、調停官ヲ選定スル而シテ調停官ノ選定上合意ナキトキハ「ヘーグ」國際仲裁裁判所長ニ必要ナル任命ヲ申請スベシ、右手續ハ公正ニシテ且各件ニ付同意セラルベキ仲裁委任條件ニ從フモノタルベシ。

第九條 本協定ハ「モザンビック」植民地及「スアジーランド」、「バスランド」、「ベチュアナランド」保護領間貿易ニ關シ一九三〇年二月十三日「ケープタウン」ニ於テ及一九三〇年二月十八日「ロレンソマルケス」ニ於テ夫々締結シタル通商協定ニ代フルモノトス。

本協定ハ調印ノ日ニ於テ效力ヲ發生シ、一九三八年九月十日迄有效トス、若シ何レノ締約國モ一九三八年九月十日ヨリ三ケ月前豫告ヲ以テ本協定廢棄ノ通告ヲ爲サザルトキハ、何レカ一方本協定廢棄通告ヲ爲シタル日ヨリ一ケ年間有效トス。

但シ締約國ハ本條款ノ改訂ヲ申出ヅルコトヲ得ルモ、改訂提議ニ付意見ノ一致ヲ見ザルトキハ本協定ハ改訂通告受領ノ日ヨリ六ケ月後效力ヲ失フモノトス。

一九三八年五月十一日「リスボン」ニ於テ調印ス

葡國首相　アントニオ・デ・オリベイラ・サラダール

駐葡英大使　ダブリユー・シルビー

## 佛領ギアナ

△特定布類及同製品輸入割當制度新設（フランス之部參照）

## 英領スアジーランド、バストランド、ベチュアナランド

△對葡領モザンビック通商協定（葡領モザンビック之部參照）

# ○太洋洲

## オーストラリア聯邦

### 帽子、靴其の他關稅一部改正

十二月七日關稅改正案聯邦議會に上程、八日より左の通り關稅改正實施せられたり。

引上は英帝國特惠稅率二十四、最惠國中間稅率二十九、一般稅率三十七、引下は英帝國特惠稅率及最惠國中間稅率計四十、一般稅率二十三にして、化學藥品、農產物、衣類、機械類、硝子、紙類等相當廣範圍に亘れる處、英帝國特惠稅率の改正は單に名目に過ぎざるも、中間及一般稅率は爲替變動に適應せしむる爲、竝に國內產業保護の調整より改正せられたる趣なり。

主なる本邦關係品目、新稅率(括弧內舊稅率)左の通り。

| 稅番 | 品目 | 英特惠稅率 | 中間稅率 | 一般稅率 |
|---|---|---|---|---|
| 一〇六(E) | 帽子、靴、其の他の裝身具用締具及スライズ | | | |
| (三) | 非金屬製のもの(硝子、テインセル又は眞珠貝製のものを除く)(金具取付又は止金の有無を問はず) | 二五%(一五%) | 五五%(五〇%) | 六〇%(五〇%) |
| (F) | 別揭せざる釦(半加工のもの及一部仕上げたるものを含む) | 六〇%(五〇%) | 七〇%(六五%)又は一枚四志 | 七〇%(六五%)又は一枚四志三片 |
| 一一〇(H) | 襯衣類(スポーツ・シヤツを含む) | 二五%(一五%) | 三〇%(二三⅓%) | 五五%(五〇%) |
| 一一〇(AI) | 男子及小兒用カラー | 三〇% | 六五%又は毎打二志 | 七〇志又は毎打二% |
| 一一〇(K) | 着物 | 三〇% | 六五%又は毎打十五志 | 七〇%(六五%)又は毎打十五志九片 |
| 一〇五(AA) | 管狀に編みたる布帛 | — | 六五%又は毎打十五志 | 七〇%(六五%)又は毎打十五志九片 |
| (二) | 其の他のもの | | | |
| (a) | 純人絹布 | 一封度一志六片(二志)又は二五%(一六⅔%) | 同三志六片(四志)又は四三%(五五%) | 同四志又は五五% |
| (b) | 其の他人絹布 | 同 | 同 | 同 |
| 二四二(C) | 板硝子 | 一平方呎一片(一片)又は二〇%(三〇%) | 二片(三片)又は七五%(六〇%) | 二片½(三片)又は七五%(六〇%) |

### 輸入衛生用陶器原產國名標記

便所用衛生用陶磁器が(Commerce (Trade description) act 及之に基く Commerce (imports) Regulation に依り當該品目据付け後、容易に見得る樣、所要マークを附すること必要とせられ居りたるが、曩に當地稅關は右に關聯し、其のマークは高さ十六分の三吋を下らざる文字をもつて、ペースンの內側、外側何れかに實行し得る限りの永久的な表示をなしたるものは、本件マーキング規定の要求に合致するものと認められるべし。但し右マークは本品が定位置に据えつけられたる後も容易に見得る箇所に印され居るを要する旨の告示ありたるが、更に濠洲稅關は本件標記がペースン底部の外側に爲さるゝ場合、右標記は一九三九年二月十五日よりリム又はロールの下方一吋二分の一の所に爲すを要し、リム の底面又は外側リムの直下になされたる標記は不充分のものと看做さるべき旨の告示ありたり。

## ニュージーランド

一、ニュージーランド政府は輸入制限、輸出許可及免換停止の三總督令を十二月五日附官報を以て公布し、七日より實施すべき旨、十二月七日發表せり。右は資本逃避防止及輸入制限に依り資金の涸渇を防ぎ、海外債務の支拂を圓滑ならしむると共に輸入資金の確保を目的とし、輸入制限制は輸入に要すべき資金を適當に管理し、輸出許可制は輸出を制限するにあらずして、輸出に依りて得たるクレジットを管理する爲と言はる。

二、輸入制限制に於ては十二月七日より本年末日迄猶豫期間として、五日以前の註文にして本年末迄に到着するもの又は五日以前に積出したるものは許可を要せず。

尙十二月五日以前の註文にして、既に積出契約濟の船舶に依り本月末迄に積出されたるものは、不當に大ならざる數量なれば、申告に依り輸入を許可すべき旨發表せられたるが、其の後當業者の要求に基き政府は更に十二月五日以前の註文にして十二月末以降に到着する荷物に付ても輸入を緩和する趣大藏大臣聲明の形式にて發表せられたり、右に依れば結局本件は「本月末迄」に積出しの條件を解除したる譯にて、唯申告に基きライセンスを交付して輸入を許可し、其の數量は當該輸入者が明年一月より六月迄の期間に輸入を許可せらるべき數量中に加算せらるべしと爲さる。

三、大藏大臣の說明として報道せらるゝ所に依れば輸入許可に當りては第一に當領財政資金の狀態を考慮し、各種材料、特に當領に於ける必需品にして、且經濟的に生產し得ざるものは之を優先的に許可すべく、製造工業用機械及原料品竝に當領に生產なきものは成るべく英國

品を輸入する方針なりと。

### 輸入制限輸出令

一、前掲ニユージーランド輸入制限令に關し、首相はラヂオ演說に於て、當領貿易に付て新政策を採用すべく、即ち英國に對しては、其の製造品を輸入する爲に多く賣らざるべからざると共に、當領の物品を多く買ふ國よりは多く買はざるべからず。但し英國に優先權を與ふと述べり。

二、外國官憲用品及價格十磅以下の物品其の他特別の除外例發表せらる。

三、十二月七日以降兌換を停止したりとは、ニユージーランド貨を英貨に兌換することを停止したる意味にて、其の結果ニユージーランドよりの外國向送金は禁止となりたり。

### 兌換停止

ニユージーランド紙幣を英紙幣に兌換することを停止したることは前掲の通りなるが、右兌換停止の結果、外國向送金は許可事項となりたり。其の例外左の如し。

一、輸入許可を受けたる輸入商品の代金支拂

二、十磅以下の郵便爲替及小額の旅行者携帶金

尙二十五磅迄は銀行のみにて許可し、右以上は大藏大臣の許可を要す。

外貨取得に付ては取引銀行を通じニユージーランド準備銀行支店或は代理店に拂込ましめ、之に相當するニユージーランド貨を當地準備銀行を通じて輸出業者に交付す。

ニユージーランド紙幣の搬出、搬入は未だ何等の禁止規定なし。

## ニユーカレドニア

### 輸入綿布綿製品に對する輸入割當令實施

ニユーカレドニア植民地に輸入せらるゝ綿布、綿製品に對し新に輸入割當制を課する旨を定めたる大統領令、竝に右大統領令に基き各品目の輸入割當總量を定めたる植民省々令、夫々七月八日附にて七月十日附官報に公布せられたる處、右省令は施行細則はニユーカレドニア植民地官報を以て告示すべき旨を定め居り、從つて各國別割當量は未だ發表せられ居らず。

品目竝に割當總量を定めたる植民省令譯文次の通り。

植民大臣及商務大臣はニユーカレドニヤ及同屬地に於ける或種外國品の輸入に關する一九三八年七月八日附大統領令に遵據し左の通り發令す

第一條　左に掲ぐる外國商品のニユーカレドニア及同屬地への輸入は一九三八年七月一日より同年十二月三十一日に至る期間中下記割當の限度に於てのみ之を爲し得るものとす。

| 稅番 | 品名 | 割當(單位キンタル) |
|---|---|---|
| 四〇四 | 手織、綾織、雲齋織の純綿布<br>生地のもの、精練したるもの、漂白したるもの染めたるもの | |
| 四〇五 | マーセライズしたるもの | |
| 四〇六及四〇六の二 | (稅番第四〇四號、第四〇五號、第四〇六號及第四〇六號の二に入れられたる柄物及ピケ織純綿布、ピケ織、綾織、レプス織、緞子織の掛布及足覆及卓布、ツル、ボビノ織、掛布等を除く) | |
| EX四〇七 | 純綿布若くは交織綿布<br>手織のもの、捺染したるもの | |
| EX四一一 | 純綿布若くは交織綿布<br>手織のもの、綾織のもの、雲齋織のものにして全部又は部分的に<br>(一)漂白絲又は染絲<br>(二)艶出し若くはマーセライズしたる未精練絲<br>(三)艶出し若くはマーセライズしたる漂白絲<br>(四)艶出し若くはマーセライズしたる染絲にて製造したるもの<br>(稅番第四一一號及第四一二號に入れられたる艶出及柄物綿布竝稅番第四一一號、第四一三號、第四一四號及第四〇六號の二に入れられたる純綿若くは交織其の他の各種綿織物(ピケ織綿布及ピケ織、レプス織、綾織、緞子織の掛布及定覆及卓布等)にして全部若くは部分的に染絲、漂白絲、艶出し絲若くはマーセライズ絲にて製造したるものを除く | 一一二 |
| 四一九 | 綿製莫大小 | 四六〇 |
| EX四六〇 | 衣服及其の他の仕立品<br>衣服、リンネル類及其の他衣服附屬品にして全部的若くは部分的に左記にて製造したるもの<br>(一)稅番第四〇四號、第四〇五號、第四〇六號及第四〇六號の二手織、綾織、雲齋織の綿布<br>(柄物、ピケ織純綿布及ピケ織、レプス織、綾織、緞子織の掛布及定覆、卓布、ツル、ボビノ織、掛布等を除く)<br>(二)稅番第四〇七號に入れられたる手織、捺染の純綿布及交織綿布<br>(三)純綿布若くは交織綿布にして、a漂白絲若くは染色絲、b艶出し若くはマーセライズしたる未精練絲、c艶出し若くはマーセライズしたる漂白絲、d艶出し若くはマーセライズしたる染絲にて製造したるもの | 二二 |
| EX四六〇 | 其の他の仕立品<br>稅番第EX四六〇號の綿布にて製造したる其の他の仕立品。除外は前掲と同樣 | |

第二條　本省令の實施方法はニユーカレドニア及同屬地官報を以て公示せらるべし。

第三條　上記外國商品にして本省令佛蘭西共和國官報に公布前にニユーカレドニア及同屬地に直接發送せられ若くは輸入稅假納若くは保稅倉庫藏置を爲されたるものは本割當に入らざるものとす。

第四條　ニユーカレドニア及同屬地長官は本省令の實施に任ずるものとす。

## 佛領太洋洲植民地

### 婦人服用胸心其の他に對する原産地標記規定の除外

一九三七年十二月三日附大統領令を以て婦人服用胸心及發條ホック並に雨傘、日傘杖の柄に對し原産地標記規定を適用することゝせる旨規定せる處佛領太洋洲植民地諮問會議は去る三月二十日の會議に於て前記品目に對し原産地標記規定を適用せざる旨を決議し、之が認可を本國政府に求めたる趣六月二日附官報に發表せられたり。

N-83